

平成 27 年

富岡町議会会議録

第 3 回 定例会

3 月 9 日開会～3 月 13 日閉会

富岡町議会

平成27年第3回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 3月9日（月曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	6
○欠席議員	7
○説明のため出席した者	7
○事務局職員出席者	8
開 会（午前 9時59分）	9
○開会の宣告	9
○開議の宣告	9
○議事日程の報告	9
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○諸報告	10
○議案の一括上程	16
○提案理由の説明及び一般町政報告	16
○一般質問	22
遠藤一善君	22
堀本典明君	31
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	39
○散会の宣告	48
散 会（午後 2時07分）	48

第2日 3月10日（火曜日）

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	52
○出席議員	53
○欠席議員	53
○説明のため出席した者	53
○事務局職員出席者	54

開 議 (午前 9時57分)	5 5
○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○会議録署名議員の指名	5 5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	5 5
○散会の宣告	1 0 2
散 会 (午後 2時36分)	1 0 2

第3日 3月12日(木曜日)

○議事日程	1 0 5
○本日の会議に付した事件	1 0 5
○出席議員	1 0 6
○欠席議員	1 0 6
○説明のため出席した者	1 0 6
○事務局職員出席者	1 0 7
開 議 (午前 9時58分)	1 0 8
○開議の宣告	1 0 8
○議事日程の報告	1 0 8
○会議録署名議員の指名	1 0 8
○追加議案の上程	1 0 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○散会の宣告	1 6 9
散 会 (午後 3時07分)	1 6 9

第4日 3月13日(金曜日)

○議事日程	1 7 3
○本日の会議に付した事件	1 7 3
○出席議員	1 7 3
○欠席議員	1 7 4
○説明のため出席した者	1 7 4
○事務局職員出席者	1 7 4
開 議 (午後 1時14分)	1 7 6
○開議の宣告	1 7 6

○議事日程の報告	1 7 6
○会議録署名議員の指名	1 7 6
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 7 6
○発言の訂正	1 8 7
○委員会報告	2 0 1
○動議の提出	2 0 4
○閉会の宣告	2 0 5
閉 会 （午後 3時24分）	2 0 5

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成27年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成27年3月9日（月）午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 1号 富岡町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について
- 議案第 5号 富岡町子ども・子育て支援事業計画の制定について
- 議案第 6号 富岡町第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画の制定について
- 議案第 7号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 8号 教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について
- 議案第 9号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 議案第10号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第11号 富岡町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
- 議案第12号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
- 議案第13号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 富岡町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 16 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20 号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21 号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 富岡町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 平成 26 年度富岡町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 26 号 平成 26 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 27 号 平成 26 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 28 号 平成 26 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 29 号 平成 26 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 30 号 平成 26 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 31 号 平成 26 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 32 号 平成 26 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 33 号 平成 26 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 34 号 平成 27 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 35 号 平成 27 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 27 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 27 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 27 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 27 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 27 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 27 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 27 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 27 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 1 号 富岡町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について

議案第 5 号 富岡町子ども・子育て支援事業計画の制定について

議案第 6 号 富岡町第 2 期障がい者基本計画・第 4 期障がい福祉計画の制定について

議案第 7 号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例について

議案第 8 号 教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について

議案第 9 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について

議案第 10 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 27 年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 11 号 富岡町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について

議案第 12 号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

議案第 13 号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 富岡町行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 16 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 17 号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 18 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 19 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について

議案第 20 号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 21 号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 22 号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 23 号 富岡町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 24 号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例について

- 議案第 25 号 平成 26 年度富岡町一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 26 号 平成 26 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 27 号 平成 26 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第 3 号）
議案第 28 号 平成 26 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 29 号 平成 26 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 30 号 平成 26 年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 31 号 平成 26 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 32 号 平成 26 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 33 号 平成 26 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 34 号 平成 27 年度富岡町一般会計予算
議案第 35 号 平成 27 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 36 号 平成 27 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 37 号 平成 27 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
議案第 38 号 平成 27 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 39 号 平成 27 年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計予算
議案第 40 号 平成 27 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第 41 号 平成 27 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 42 号 平成 27 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
議案第 43 号 平成 27 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

報告第 1 号 富岡町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について

- 議案第 5号 富岡町子ども・子育て支援事業計画の制定について
- 議案第 6号 富岡町第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画の制定について
- 議案第 7号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 8号 教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について
- 議案第 9号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 議案第10号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第11号 富岡町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
- 議案第12号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
- 議案第13号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 富岡町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 富岡町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 平成26年度富岡町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第26号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 議案第 28 号 平成 26 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
 議案第 29 号 平成 26 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 30 号 平成 26 年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
 議案第 31 号 平成 26 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
 議案第 32 号 平成 26 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 議案第 33 号 平成 26 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 4 号）
 議案第 34 号 平成 27 年度富岡町一般会計予算
 議案第 35 号 平成 27 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
 議案第 36 号 平成 27 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
 議案第 37 号 平成 27 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
 議案第 38 号 平成 27 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 39 号 平成 27 年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計予算
 議案第 40 号 平成 27 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
 議案第 41 号 平成 27 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 42 号 平成 27 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
 議案第 43 号 平成 27 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第 1 号 富岡町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について
 議案第 5 号 富岡町子ども・子育て支援事業計画の制定について
 議案第 6 号 富岡町第 2 期障がい者基本計画・第 4 期障がい福祉計画の制定について
 議案第 7 号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例について
 議案第 8 号 教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について
 議案第 9 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
 議案第 10 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 27 年度の町税等の減免に関する条例について

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1 番 | 山本育男君 | 2 番 | 堀本典明君 |
| 3 番 | 早川恒久君 | 4 番 | 遠藤一善君 |
| 5 番 | 安藤正純君 | 6 番 | 宇佐神幸一君 |

7番	渡 辺 光 夫 君	8番	渡 辺 英 博 君
9番	高 野 泰 君	10番	黒 沢 英 男 君
11番	高 橋 実 君	12番	渡 辺 三 男 君
14番	塚 野 芳 美 君		

○欠席議員（1名）

13番 三 瓶 一 郎 君

○説明のため出席した者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	齊 藤 紀 明 君
教 育 長	石 井 賢 一 君
会 計 管 理 者	遠 藤 博 美 君
参事兼総務課長	滝 沢 一 美 君
参 事	緑 川 富 男 君
企 画 課 長	菅 野 利 行 君
税 務 課 長	斎 藤 眞 一 君
健康福祉課長	猪 狩 隆 君
参 事 兼 生活環境課長	横 須 賀 幸 一 君
参 事 兼 産業振興課長 (併任)農業 委員会事務局長	阿 久 津 守 雄 君
参 事 兼 復興推進課長	高 野 善 男 君
参事兼復旧課長	郡 山 泰 明 君
教育総務課長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	渡 辺 弘 道 君
生活支援課長	林 志 信 君
参 事 兼 大玉出張所長	三 瓶 保 重 君
住 民 課 長	伏 見 克 彦 君
総務課長補佐	志 賀 智 秀 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 臣 克

事務局庶務係長 大和田 豊 一

開 会 (午前 9時59分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、13番、三瓶一郎君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る3月3日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から13日までの5日間とし、11日は議案調査のため休会とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、去る2月25日に平成26年度福島県町村議会議長会の定期総会が開催されました。その席で全国町村議会議長会から議会議員として15年以上地方自治の振興に貢献された功績による自治功労表彰の伝達が行われました。本町議会からは山本育男君、渡辺英博君、高野泰君、以上3名の方々が表彰の榮に浴されております。心よりお祝い申し上げます。

また、第29回町村議会広報全国コンクールにおいて、とみおか議会だより179号が表紙写真部門で奨励賞を受賞いたしましたので、あわせてご報告いたします。

よって、ただいまより受賞議員並びに議会報編集特別委員会委員長に表彰状の伝達を行いますので、暫時の間よろしく願いいたします。

〔表彰状の伝達〕

○議長(塚野芳美君) 次に、平成27年第1回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに平成27年第1回双葉地方水道企業団議会定例会について文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

次に、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告について、この件についても文書をもってお手元に配付させていただき、報告といたします。

また、要望書等2件を受理しております。そのうち1件は、去る2月23日に太田行政区長より管理

型産業廃棄物処分場に関する要望書を受理しております。この写しをあわせて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

9番 高野 泰 君

10番 黒 沢 英 男 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの5日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの5日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、監査委員のほうから例月出納検査の報告をいたします。

26監第19号、平成27年3月9日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、高野泰。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。（1）平成26年11月、12月、平成27年1月分、（2）一般会計及び特別会計、（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。12月19日、1月20日、2月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適当であると認めた。(2) 違法または不適当と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適当であると認めた。

別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長(塚野芳美君) 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、宇佐神幸一君。

[議会運営委員会委員長(宇佐神幸一君)登壇]

○議会運営委員会委員長(宇佐神幸一君) 報告第1号、平成27年3月9日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。審査の報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 3月定例会の会期及び日程について、(3) 富岡町議会委員会条例一部改正する条例(案)について、(4) その他、①一般質問について、②議員派遣報告について、③陳情について、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成27年3月3日午前9時15分、場所、富岡町郡山事務所桑野分室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1) 議案審議について、3月定例会に町長提出予定議案等の内容について総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件1件、計画案件2件、条例新規制定案件5件、条例一部改正案件12件、条例の廃止案件1件、補正予算案件9件、当初予算案件10件、合計40件。(2) 3月定例会の会期及び日程について、3月定例会の会期については、会期を3月9日から13日までの5日間(11日は休会)とすることに決し、議長に答申した。(3) 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、3月定例会において富岡町課設置条例、新教育委員会制度の改正案が決議された後に追加提案として提出することに決した。(4) その他、①一般質問について、一般質問の通告2名について、議会事務局長より説明を受けた。②議員派遣報告について、原案どおり決した。③陳情等について、JAグループの自己改革の実現に向けた要望書。「特定廃棄物処分場としてフクシマエコテッククリーンセンターの活用反対」を求める要望書、以上2件の陳情について審議し、全議員に周知することに決した。④その他、議会事務局長より、ふるさと生産組合から提供していただいたお米のベータ線の検査の結果が出るのが3月下旬になるとの報告を受けた。検査の結果やお米の保管状況、関係各所の意向などを踏まえながら、試食会の実施について検討するよう町執行部、議会事務局に要望した。議会事務局長より、一部の町民の方から議員の避難先住所を

含めた名簿を提出してほしいという要望があるとの報告を受けた。全議員にかかわる問題であることから、全員協議会で審議することに決した。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） 報告第2号、平成27年3月9日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、（1）とみおか議会だより181号の編集について、（2）その他。第4回、（1）とみおか議会だより181号の最終校正について、（2）その他。

2、審査の経過は、記載のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

3、審査の結果。第1回～第3回、（1）とみおか議会だより第180号の編集について。とみおか議会だより第181号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。とみおか議会だより181号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。また、本号より富岡町の現状を伝える「復興へのあゆみ」をスタートさせることに決した。第4回、（1）とみおか議会だより181号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容の確認等を実施した。4、特段の報告事項。全国町村議会議長会が主催する第29回町村議会広報全国コンクールにおいて、とみおか議会だより179号が奨励賞を受賞した。これを励みに今後も「優しく、わかりやすく、迅速に」を心がけ、多くの町民に愛読される議会だよりの編集に努めていきたい。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） 報告第3号、平成27年3月9日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、就労不能損害及び営業損害にかかわる賠償終期について、2、その他。第2回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成26年11月・12月・平成27年1月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他、（1）2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部のたまり水調査結果、（2）当社原子力発電所（福島第一、福島第二、柏崎刈羽）で発生した重大な人身災害の原因と対策及び安全性向上対策について、（3）その他。

2、審査の経過につきましては、記載のとおりでございますので、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、就労不能損害及び営業損害にかかる賠償終期について。平成27年2月に賠償の終期を迎える営業損害及び就労不能損害に対する現時点での国の考えと今後の対応について、経済産業省より説明を受けた。2、その他、なし。第2回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成26年11月・12月・平成27年1月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について生活環境課長より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力（株）より説明を受けた。モバイル型ストロンチウム除去装置の設置状況の報告や瓦れきを保管するテントの破損後の対応、C排水路における放射能濃度の上昇への対策等について説明を受けた。3、その他、K排水路上流部に位置する2号機原子炉建屋大物搬入口屋上のたまり水が高い放射能濃度を示したことの報告と今後の対応について説明を受けた。福島第一、第二、柏崎刈羽で作業員の事故が続いていることから、それぞれの事故の概要説明と再発防止に向けた安全性向上対策について説明を受けた。

以上、報告します。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告をしておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） これ委員長ではないのですけれども、所管の課長に確認お願いしたいのですけれども、よろしいですか。

○議長（塚野芳美君） いや、これは委員長の報告ですので、委員長にとどめていただき別な場面で確認することはできませんか。

○11番（高橋 実君） ちょっと今の資料の中で予算のやつもよく見ていないので、では一応質問だけします。

○議長（塚野芳美君） とりあえず、では委員長が答えられるかどうか、課長に今回答弁というのは、委員会報告ですので、課長答弁はちょっと無理ですので、中身だけ伺います。

○11番（高橋 実君） では、42ページ、管理係の分で簡易舗装や通行の支障となる倒木等の撤去に合わせて官民境、道路幅員から3.8メートル真っすぐ上げた状態の支障木、これいろいろな場面で何回も道の部分から張り出している枝関係、地主さんに了解もらって枝打ち、除染に合わせてその1、その2、その3発注になっていきますので、請負業者のほうないし環境省と町当局打ち合わせして早急に手だてをしてくださいということはずっと言っていたのですけれども、何年も。いまだそういう場所をやってもらったところが見えてこないもので、この場をかりて質問します。

あと、その下のほうでバリケード設置や砕石等によるすりつけ、これ砕石等も表面、通行車両が多

ければ多いほど石自体がばらばらになって、飛び石の原因になってフロントガラスに当たったということとか、そういうのも出始めてきているのが現状になってきているのです。それもそろそろ碎石のすりつけではなく簡易の舗装ですりつけで安全策を講じるとかはしてもいい時期に来ていると思うのですけれども、ただ先ほどの支障木の件で言った街路樹の桜関係はこれは例外ですので、外してもらって結構です。

それと、43ページ、上から7行目、農業用排水路等についての文言のところ、排水路は余った水を吐き出すからいいのですけれども、用水路の片かけ口あたりはみんな塞いでおかないと、除染とかいろいろなやつが汚染水がせっかく田んぼあたり今除染しているところに入ってくるのです。だから、せっかく除染したところに用水路の水が片かけ口とめていないからみんな入ってくる。だから、そこら辺も安全パトロールできっちりやっていると思うのですけれどもという質問です。

○議長（塚野芳美君） 委員長、答弁できますか。

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） はい。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員会（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） お答えします。

今11番議員さんから質問のあった簡易的な補修、通行の支障になる倒木等の撤去ということなのですが、随時町のほうでは予算をとって、道路の簡易補修については随時業者さんに頼んでやっているみたいなのですが、現実的には追いつかないような状況であることは確かですので、できるだけ速やかにやっていただくようお願いをいたします。倒木に関しては、道路に倒れた倒木は通行どめにできないものですから、予算化してすぐにやっているようなのですが、ただ枝が垂れている分に関してはどうしても見逃してしまう部分あるみたいなのです。そういう状況の中で町のパトロールを細かくやっていますし、あと業者さんのほうにできればそういう状況見受けられたら通報していただいけませんかということをお細かく言っているようですので、なお細かく執行部のほうに言っていただければ、委員会のほうでも細かく指導するようにします。よろしくをお願いします。

あと、農業用排水路のほうなのですが、まさにそのとおりかと思うのです。汚染水が農地に入ってしまうという状況も生まれてしまうと思いますが、片かけ口、必要でない部分はとめていると思うのですが、私の知り得る限りでは、どうしても防火用的な水路がありますので、その部分は流しておかないといざというとき対応できませんので、そのほかでやっぱり流れている部分あれば再度見直してやっていただくように委員会のほうからも強く要請しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 11番さん、よろしいですね。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 委員長の答弁で十二分理解しましたので、関係担当課長は速やかに対応を確認した上で対処してもらいたいと思います。終わります。

○議長（塚野芳美君） さらにもしあれば、この後の予算のときにまた再度質問していただいて結構ですので、そのときにまた考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を議題といたします。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成27年第3回富岡町定例会を開催するに当たり、今後の町政運営について基本方針を申し上げますとともに、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく4年が経過いたします。原発事故の収束や廃炉の工程は、今なお先行き不透明な状況が続く中、先般第一原発の高濃度放射性物質を含む雨水の海洋流出の事実が公表され、さらに東京電力はこの事実を昨年4月に把握していたにもかかわらず、これまで明らかにしてこなかったという事態が判明いたしました。

今なお富岡町民を初め多くの人々が避難生活を余儀なくされ、被災地の復興に向け国内外の関係者が一丸となって取り組んでいる中であって、東京電力の対応は全く理解できるものではなく、断固抗議するとともに、早期の原因究明はもとより応急措置にとどまることなく抜本的な流出防止策に一刻も早く取り組み、全ての事実を明らかにするよう強く求めてまいります。

一方、去る3月1日には念願でありました常磐自動車道の全線開通が実現しました。昨年9月の国道6号の自由通行化に続き、さらなる復興の加速や原発災害の風化抑制はもとより、双葉郡、そして

浜通りの未来を切り開く上で大きな一歩になるものと期待するものであります。

このような中、私は新年度を富岡町の復興を目に見える形で具現化する年にしたいと考えております。私の町長就任3年目を迎えることしの夏前までには、町の羅針盤ともなる第2次復興計画を完成させ、さらに実に多様な町民の皆様の思いに応えるべく、帰れるか帰れないかという単純な二者択一ではない将来的な帰還も想定する選択肢を設けるとともに、インフラ復旧や復興拠点整備を初めとするふるさとの復興、そして長期化する避難生活を送る町民の心の復興を実現させることを車の両輪としながら、各種施策に積極果敢に取り組んでまいります。

まず、ふるさとの復興についてであります。これまでの除染やインフラ復旧などに加え、何よりも富岡町の復興拠点の早期整備が必要不可欠です。JR富岡駅から6号国道周辺の範囲のエリアを復興の中核拠点と位置づけ、役場機能の一部を再開するほか、一時帰宅した町民が気軽に立ち寄ることのできる休憩所、商業施設、公設診療所などを整備していきたいと考えております。

加えて、富岡駅の再建を含めたJR常磐線の全線復旧が当町のみならず双葉郡全体の復興にとって喫緊の課題であります。昨年秋に国交省や復興庁、県、JR東日本、沿線市町村などで構成される浜通りの復興に向けたJR常磐線復旧促進協議会が設置されて以降、私も特に議論の進展を感じております。町でも現在関係機関との協議を鋭意進めておりますが、唯一残された主要交通インフラの再開に向け、今後とも連携をさらに強化しつつ、魅力ある富岡駅前整備事業との整合を図りながら積極的に取り組んでまいります。

さらに、町の復興を後押しするとともに、産業集積、雇用の場の確保、交流人口の拡大などにもつながるイノベーション・コースト構想における国際産学官連携などの誘致を目指してまいります。特に歴史的にも多くの人々が交流し、双葉郡の中核を担ってきた当町の役割を新たな形で再び発揮していくことこそがあらゆる相乗効果を生み、双葉郡全体の復興加速にも大きく貢献するものと考えております。

次に、心の復興についてであります。ことしは、富岡町合併60周年の記念すべき年でありますことから、記念式典や町民が広く集う記念行事なども開催し、今一度離れ離れになっている町民の皆様とともにふるさと富岡への思いを共感し、町民同士のきずなを強めるとともに復興にも弾みをつけたいと考えております。また、避難住民の生活再建を担う災害復興公営住宅につきましては、一部の住宅建設においておくれが出ているものの、徐々に供給が開始されております。今後とも早期整備を県に働きかけていくとともに、新たなコミュニティの構築などの課題に対応すべく取り組んでまいります。

県外避難者の支援につきましては、ことし1月さいたま市に拠点を整備し、復興支援員を配置したところですが、まずは関東圏の避難住民を対象に個別訪問による生活状況の把握や悩み事相談の実施、ふるさと富岡の情報発信、避難する町民同士あるいは避難先住民との交流の場の提供などの支援を行いつつ、県や双葉郡の各町村との連携を一層深めながら、さらなる支援の拡充を図ってまいりたいと

考えております。また、最も多くの町民が避難生活を送るいわき市において、昨年12月に整備しました新しいわき支所につきましては、私も多くの町民の皆様から感謝の言葉をいただいております。これに満足することなく、新年度より転入・転出届の受付を開始するなど利便性の向上を図るほか、多目的集会所のさらなる有効活用などを通じて、避難先においても多くの町民が気軽に集い、心安らぐ環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

復興具現化に向けた施策に着実に取り組むため、平成27年度当初予算につきましては復興拠点の整備関連事業、ピークを迎えるインフラ復旧、農地の保全など複数の新規事業を含む復興事業予算を計上した結果、一般会計の予算総額は約130億円、特別会計を合わせると約220億円と過去最大の予算規模となっております。また、新年度からは本格化する復旧、復興事業、そして、多様化する町民のニーズに機動的かつ的確に対応するとともに、類似事業の縦割りなど現行組織体制の課題の改善を図るため、行政組織の一部を改編する考えであります。

このように復興計画、施策、予算、組織体制、関係機関との連携強化など本格復興に向けての準備を万全なものとし、ふるさとの復興と心の復興、いずれに偏ることなく町民の多様なニーズを的確に捉えた施策を着実に推進していくことで、今後とも後世に誇れる富岡町の真の復興を着実に成し遂げていく覚悟でありますので、議員各位におかれましても引き続き格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、12月定例会以降の町政についてご報告いたします。初めに、企画課所管の業務についてご報告いたします。まず、第2次富岡町災害復興計画の策定についてご報告いたします。昨年8月から町民の公募委員と町若手職員により延べ100時間を超える検討が行われております。今後は、3月末に素案を取りまとめ、議員の皆様のご審議やパブリックコメントを実施し、6月定例議会への上程を目指し取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、地方創生事業についてご報告いたします。昨年12月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略では、地方自治体が持つ全ての潜在能力を活用した地方版総合戦略策定を努力義務とし、全国一斉に取り組むこととされております。当町においては、同様な状況にある被災市町村と意見交換や情報収集を行うとともに、国、県との調整を進めてきた結果、町の復旧、復興に向けた一助となる事業として取り組むことといたしました。また、本事業における緊急支援交付金業務を実施するため、今定例会の3月補正予算に計上いたしましたので、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

次に、再生可能エネルギーについてご報告いたします。太陽光発電事業につきましては、町内各所において積極的な動きや計画が見られますことから、現在町において各種情報の収集に努めているところです。また、特に底地が農地である場合は、固定資産税や贈与税など税制上の取り扱いや土地改良事業などにかかる事業費の整理、農業者年金などの課題があることから、先事例を検証するとともに、売電益の復興への活用方策などについても十分な検討を行ってまいりたいと考えております。

また、再生可能エネルギー事業に限らず、新たな産業創出に期待の大きいイノベーション・コース

ト構想の実現に向け、地域特性を生かした土地利用計画について関係機関と十分に議論を重ねながら、今後本格的に取り組んでまいりますので、議員各位のご助言をお願い申し上げます。

次に、防災集団移転事業についてご報告いたします。本事業については、採択物件に参加戸数などが定められているため、平成24年度末の津波シミュレーションにより、浸水エリアの対象となる107世帯についてことし1月から2月にかけて、計21回の制度説明会と遠方避難者への電話説明を行ってまいりました。現在は、対象となる世帯の方々の本事業への参加の意思及びその基本となる災害危険区域設定についてのアンケートの回収と整理を、また説明に参加されなかった方などについて対応を行っております。今後は、対象住民の皆様のご同意のもと、順次災害危険区域の設定などの事務を進めていきたいと考えております。

次に、曲田土地区画整理事業についてご報告いたします。本事業については、2月初めに復興交付金事業として進めるための実施計画案が策定されたことから、2月11日にはこれから整備することとなっている駅前地区の関係権利者への説明会を実施し、あわせて3月1日にはいわきサロン集会所で、7日には郡山事務所で全権利者を対象とした説明会を実施いたしました。今後は、説明会でいただいた意見を精査し、事務を進めていきたいと考えております。

次に、住民課所管の業務についてご報告いたします。国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に対する一部負担金及び利用者負担金の免除措置を平成28年2月29日まで延長することに決定し、免除証明書を発行したところでありますが、介護保険の被保険者については免除証明書の提示は不要となっております。

次に、原発事故により避難していることを証明するカード式被災証明書については、昨年12月19日に発行しており、住民票などのコンビニ交付事業につきましては来年1月の事業開始に向け準備を進めてまいります。

次に、健康福祉課所管の業務についてご報告いたします。今年度における各種計画策定につきましては、当町における福祉支援の基本となる「子ども・子育て支援事業計画」、「第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画」、「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の3計画を数回にわたる検討委員会を開催し、策定いたしました。また、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に町民の生命や健康を保護し、生活に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に、「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定いたしました。これらの計画は、いずれも法律に基づき各自治体に策定が義務づけられているものであります。

次に、町立診療所の整備についてご報告いたします。震災前、富岡町内には1つの病院、6つの医院がありましたが、医師を初めとする医療従事者の方々は、既に避難先での事業再開や病院勤務などをされており、現在町内での医療機関の再開については見通しが立っておりません。町内に医療提供施設の整備を図ることは、住民帰還の促進に際して必要不可欠であり、町民が安心して帰還できるよう日常生活に密着した医療、保健のサービスを提供する町立診療所の整備に向けた事業を実施してま

いりたいと考えております。

次に、いわき市における高齢者生きがいつくり事業についてご報告いたします。これまで高齢者のひきこもりや孤独を防ぐために高齢者外出支援事業を実施してきたところではありますが、新年度においては新たに町社会福祉協議会への委託事業として、高齢者デイホーム事業を実施いたします。事業内容は、65歳以上の高齢者を対象に月2回、要介護にならないための運動や栄養改善など自立生活支援や仲間づくり、生きがいつくり支援プログラムを行うものであります。

次に、生活環境課所管の業務についてご報告いたします。初めに、管理型処分場フクシマエコテッククリーンセンターについてご報告いたします。先月開催されました全員協議会において、議員の皆様から国の説明に対する忌憚のないご意見をいただきました。最終処分場は、町民の安全の確保が大前提であるとともに、帰還意欲の低下や風評被害などが懸念されることから、少なくとも施設の国有化や地域振興策が必要不可欠であると考えております。今後とも町や議会の問いかけに対する国の対応を十分見きわめながら、一定の方向性を見出すことができるよう丁寧かつ慎重に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送につきましてご報告いたします。このほど本格輸送に向けて、おおむね1年間のパイロット輸送に関する拠出元、輸送の流れとルートなどを含むより具体的な中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る平成26・27年度実施計画が策定されました。富岡町内の輸送ルートであります。町内の仮置き場から中間貯蔵施設までの輸送につきましては、国道6号線を利用する輸送ルートが示され、県内から中間貯蔵施設までの輸送につきましては、富岡インターを利用するルートとなっておりますが、詳細については調整中であります。また、現在整備中の中間貯蔵施設予定地の一時保管場所への搬入につきましては、郡内8町村及び田村市より開始されることとなっております。

次に、原子力事故対策及び原子力発電所の状況などにつきましては、さきの原子力発電所等に関する特別委員会でご報告申し上げましたとおりであります。今後も福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み、また福島第二原子力発電所の安定した冷温停止維持の取り組みを県、関係市町村と連携し、引き続き注意深く監視してまいりたいと考えております。

次に、産業振興課所管の業務についてご報告いたします。営農再開支援事業につきましては、除染後の農地の保全管理をしつつ、農業再開を目指す組織として去る2月5日に富岡町農業復興組合が設立されました。この組合は、農業委員、機械利用組合の代表、認定農業者などの町内農業者で構成され、町内を8地区に分け、実行組織として地区ごとに保全管理を行うものであり、町といたしましても福島県営農再開支援事業を活用し、支援してまいります。

次に、復興推進課所管の業務についてご報告いたします。除染同意取得率につきましては、約92%となっております。また、着手当初はややおくれぎみでありました宅地や森林の除染につきましてもここに来て順調に進んでおり、全体の進捗率は約30%となっております。

次に、除染廃棄物の仮置き場についてご報告いたします。津波浸水エリア及び帰還困難区域内の小良ヶ浜深谷地内で造成中の一部が完成し、限定的ではありますが、除染廃棄物の搬入が開始されております。

次に、復旧課所管の業務についてご報告いたします。下水道の復旧につきましては、公共下水道富岡川南地区及び上手岡地区農業集落排水施設の使用再開時期を平成27年10月に定め、復旧事業を進めたところ、平成26年度事業の進捗が図られたことにより、おおむねの地区で3カ月の前倒しが見込まれるところであります。また、富岡川以北地区においてはことし1月に3工区の工事を発注しており、残りの工区につきましては27年度第一・四半期に発注し、早期の使用再開が図られるよう進めてまいります。道路の復旧につきましては、被災箇所の約20%が完了しており、残る被災箇所につきましては上下水道の復旧工事との調整を図りながら進めてまいります。また、福島県事業につきましては海岸堤防、二級河川富岡川、紅葉川、県道広野小高線、富岡漁港、海岸防災林事業などの町民説明会を3月7日には郡山地区で、3月8日にはいわき地区で開催いたしました。

次に、生活支援課所管の業務についてご報告いたします。初めに、特別通過交通の自由化につきましては、去る3月1日の常磐自動車道全線開通に合わせて国道288号線及び県道35号の一部区間の自動車による特別通過交通が自由化されました。

次に、県外避難者支援についてご報告いたします。去る1月20日、さいたま市に県外避難者支援拠点事務所を開所し、富岡町民2名を含む計4名の復興支援員が県外の避難者支援のため活動を開始いたしました。復興支援員は、避難者宅の戸別訪問、交流イベントの開催、町の行事に参加を促す町民ふるさとバスの運行などの支援活動を実施してまいります。

次に、富岡町役場連絡所についてご報告いたします。下郡山集会所に開設した富岡町役場連絡所におきましては、防護服の配布や線量計の貸し出しなどを行っておりますが、今月から機能を拡充し、集会所の大広間を町民が一時帰宅する際の待合スペースとして利用できるように整備いたしました。来年度には、放射線量やインフラの復旧状況などを考慮した上で連絡所の機能を町中心部に移して、一時帰宅をする町民が気軽に休憩できる施設の開所を予定しております。

次に、住宅支援についてご報告いたします。三春町沢石応急仮設住宅におきましては、福島県及び三春町と協議を重ねた結果、平成28年4月までに建物の解体、撤去の後、用地を復旧して返還することが決定いたしました。これに伴い、移転に向けた説明会を2月2日に実施するとともに、移転先に係るそれぞれのご希望を丁寧に伺うなどして対応した結果、2月末には全入居者の移転の同意を得たところであります。

復興公営住宅につきましては、昨年11月、原発被災者向けとしては県内初の郡山市日和田団地を皮切りに会津若松市古川町団地、いわき市下神白団地、福島市北信団地、郡山市東原団地、郡山市富田団地、郡山市柴宮団地の入居が開始され、それに伴う入居説明会及び鍵引き渡し式を福島県と協力し、実施しております。なお、今月中にはいわき市湯長谷団地の入居も始まります。

大玉村営災害公営住宅につきましては、入居予定者の入居資格審査が2月に終了しましたので、大玉村より入居決定通知書が送付されたところであります。入居時期につきましては、9月中旬ごろから完成した街区ごとに始まる予定です。

次に、教育総務課所管の業務についてご報告いたします。去る1月11日に行われた平成27年富岡町成人式におきましては、議員各位を初め、多くのご来賓臨席のもと全国各地から156名の新成人が出席し、厳粛な雰囲気の中で挙行されました。誓いの言葉では、新成人代表の方から「必ず震災から立ち上がり、自分の目標や将来を見失わず、前に進んでいきます。そして、ふるさとの復興に貢献できる社会人になります」という挨拶をいただき、まことに心強い思いをしたところであります。ことしも新成人による実行委員会を組織し、手づくりの楽しいイベントを企画し、久しぶりの再会を喜び合っていました。お祝いしていただいた皆様に改めて感謝を申し上げます。

次に、双葉地区教育構想に伴うピクトリープログラムについてご報告いたします。来年度の募集につきましては、1月に1次及び2次審査を経て、男子5名、女子3名の合格が決まりました。今後は猪苗代中学校への区域外就学などの諸手続を経て、新たなピクトリープログラム生としてスタートいたします。

次に、今定例会に提出しております議案についてご報告いたします。報告案件1件、計画案件2件、条例の新規制定案件5件、条例の一部改正案件12件、条例の廃止案件1件、平成26年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計9件、平成27年度一般会計歳入歳出予算案件など計10件、合計40件であります。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます。町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前11時08分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、4番、遠藤一善君の登壇を許します。

4番、遠藤一善君。

〔4番（遠藤一善君）登壇〕

○4番（遠藤一善君） 　ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一般質問の項目は1つでございます。森林資源の今後についてということでございます。ご存じのように森林というのは植えてから手入れ、間伐、伐採、そしてまた植林というサイクルを長年、数十年の単位で続けていかなければならないわけですが、現在放射能の問題、除染が進まないということで森林資源がそのままの状態になっているということが続いております。その中で森林資源というのは、やはり富岡町においても大きな面積の割合を占めている場所でございますので、その森林をこのまま放っておくということではいけないというふうに考えております。その森林の持ついろんな価値というのは、いろんなものがあるわけですが、その森林の有用性を最大限に活用できるということをしていかなければいけないというふうに思います。その中でこの町内の自然環境を取り戻し、そして次世代に伝えるということは今スタートさせなければいけないというふうに考えております。そういうことでありまして、森林資源ということを消極的に今のまま置いておくということではなくて、積極的に活用するという施策を進めることによって森林のこれからの希望、そして富岡町の豊かな自然を取り戻すということが必要であるというふうに考えております。いろんな施策の中で厳しい条件はたくさんあるかと思うのですが、ぜひとも富岡町としてこの森林の活用に対する施策を進めることに関しての考えをお聞かせいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 　4番、遠藤一善君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 　4番、遠藤一善議員のご質問にお答え申し上げます。

森林資源の今後について。（1）、森林は、手入れ、間伐、伐採、植林のサイクルを続けることにより、その有効性を最大限に活用できることは周知の事実であります。町内の自然環境を取り戻し、次世代に伝えるためにも森林資源を積極的に活用する施策を進めることが必要と考えるが、町の考えはのご質問にお答えいたします。

本町の総面積6,847ヘクタールのうち、森林面積は4,068ヘクタールであり、町全体の約6割を占めております。このうち国有林を除くいわゆる民有林の面積は、2,776ヘクタールですが、アカマツや杉を中心とした人工林の面積が1,559ヘクタールと民有林の56%となっております。また、この人工林のうちさまざまな森林施策が必要となる6齢級以下の人工林面積は、269ヘクタールと人工林面積の約17%を占めております。木材価格の低迷を初め、農林業における慢性化した後継者不足などの問題に加え、原発事故による避難の長期化により、林床に光を入れて下層植生の育成を促すことで地表浸食の防止に効果がある間伐や幼齢木における下刈り、枝打ち、除伐などの施業の実施が困難

な状況であり、このまま避難が長期化し、森林保育を適切に実施しなければ荒廃森林となってしまうと危惧しているところであります。

私は、本町の森林の再生に当たりましては、まずは徹底した森林除染が必要不可欠と考えております。しかしながら、国直轄による森林除染の方法は住居、農用地、道路などの居住空間に隣接する森林の林縁から20メートルの範囲を目安に空間線量の低減効果が大きい落葉落枝の除去を基本とするものとなっております。町といたしましては、町民の皆様ご安心、安全の確保の観点から環境省の基本方針である居住等隣接の森林から20メートルに限定しない状況に応じた範囲の拡大や森林除染方法として、間伐等の伐採を明確に位置づけることを要望しております。また、森林は生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止、水源涵養、快適環境形成、保健・レクリエーション、教育・文化、物質生産などの多面的、公益的機能を有しております。帰町に向け、森林整備を再開することが急務であると考えておりますが、国が実施する森林除染の範囲が限定的であり、この範囲以外の森林除染の計画が明示されない現時点においては、町内の森林資源を早期に活用することは困難であると考えております。今後の森林除染計画の進捗状況を注視し、徹底した除染と検査体制の確立により安全が担保された際には、林業復興の観点から間伐材などの森林資源の利活用を促進するための施策を立てる考えでありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

さらにはイノベーション・コースト構想における間伐材利用での新技術の導入や木質バイオマスの推進などについて、本町単独の問題として捉えるのではなく、近隣の自治体と連携し、木材の新たな需要拡大が図られますよう努めてまいりますので、重ねてご理解を賜りますようお願いいたします。

議員のご質問にもありますとおり、森林資源を次世代に伝えることが非常に重要であります。町では将来の森林環境整備を担う子供たちが森林について楽しく学び、森林を守り育てる意識の醸成を図ることを目的としまして、平成27年度において福島県森林環境交付金事業を活用し、森林環境学習を実施する予定であります。いずれにしても、林業の復興と持続的な発展に資するため、森林の有する多様な機能が将来にわたり十分に発揮できるよう、国、県、林業事業者などとの連携を強化するとともに、森林、林業の再生により本町の復興を加速化させる所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ありがとうございます。

今町長のほうから説明があったように森林というのはいろんな形で私たちの生活にかかわってきているということはもう共通の認識だというふうに思っております。その中で除染という話が出てきたわけですが、なかなか森林の全面除染をしないというのは当町の問題だけではなくて、県内いろんなところでそういうことが発生しております。そのような中で森林除染を待つというところと表現がよくないかもしれないのですが、森林の除染を待っているよりは除染をしなければいけ

ないことを、そこを活用して森林の除染を進めていくと、もうしなければいけないと、森林の除染をしてから森林を使うのではなくて、森林を活用しながら除染を進めていくという形という方法もあるのではないかとということで今回の質問をさせていただいております。具体的に申しますと、建築の材料とか杉とかヒノキ、松、そういうふうに高く売れるものという材料は人工林として特に説明にもあったように多く、そんなに大きな面積ではないですが、あります。その中でそういうものは、建築の材料として使おうと思うと枝払いをしたり、間伐をしたり、除伐をしたりということをしていかなければいけないわけですが、それ以外の方法の活用ということであればできるのではないかなというふうにちょっと考えるところがあります。特にこの木というのは建築の材料であれば家の中で使うわけですので、それを使うためには1本1本を検査していくのは非常に大変だろうなというような感覚があります。それを考えるのであれば、よく言われます自分の家をつくったときに新しく杉の木とかヒノキ、松の木を植えるときに孫のために木を植えるのだという話が通常のように皆さんご存じだと思っておりますけれども、孫のためにということは50年後、60年後使うということだと思っております。そういうことであれば、今我々が置かれているこの森林の状況、除染ということ考えたときに孫のために使える森林をつくるということで一度きちとした形で森林を計画的に伐採していき、それを建築用材として使うのではなくて、町長の説明の中にもありましたようにイノベーション・コースト構想の中にあるような施策で進めていくという方法をとっていきながら、活用して除染を進めていくという形があろうかと思うのですが、それに対する町のほうの考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君） ご質問の趣旨は十分ご理解いたします。ただ、双葉郡の置かれている立場というのは線量が高いというところで、今どういう施策をしたらいいかという林野庁のほうでも調査研究中の期間であります。福島県の森林全体からすれば、空間線量0.23マイクロシーベルト以下に関しては通常の施業でやっていくというような形になっていきますが、双葉郡内の森林に関してはこのラインから外れてしまうという中で林野庁のほうで今川内村とか飯舘村で除染の方法あるいは森林の今後の施業に関して調査研究中であります。その結果をもとに各自治体といいますか、双葉郡全体の森林の施業計画をこれから考えなくてはならないのかなというふうに思っております。もう少し時間かけないと、森林の中に入ってそういうことをしてしまえば林地を乱すことになってしまうので、やはりその辺をちょっと研究結果を見ながら新たな施業計画を立てるといような形で現在双葉郡内の森林については国、県、森林組合等と意見を統一しながら今後の施業計画を立てていきたいというような状況になっていくというふうに考えております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今課長のほうから説明を受けた現状の状態というのはよく承知しております。それで、町長の答弁の中にも本町単独ではなく近隣町村と連携をしてということで、今課長もおっし

やったように近隣町村と対応していかなければいけないというふうなことは十分理解しております。ただ、その中でこの震災がなくても森林というものの経済的な効果というのは非常に弱くなってきたのは事実でありまして、それは今も同じだと思います。その中にこの放射能というものが降ってしまった以上は、もっともっとその森林の価値がなかなか厳しい状態になっているのかなというふうに感じます。そういう中で1つ提案なのですけれども、先ほどから出ているイノベーション・コースト構想の中にはいろんな細かい項目があるわけですが、バイオマスタウンという構想も入っていたかと思います。スマートエコパークということで言葉的にはあるわけで、国のほうでも検討会が何回か開催されて、ホームページのほうにも詳しくはないのですが、検討会の資料とか簡単な委員のコメントなんかは出ているわけですが、やはりある程度木を使って、それが経済になっていって、しかもそれを切り出す人たち、そういう人たちにも賃金が発生し、経済性が出ていくということをしていくためには、ただ木を手入れするだけではなくて、やはりそれをどういうふうにするかということだと思っております。バイオマスの場合には燃したりとかするわけで、その灰の処理とか、そういうことはあろうかと思うのですが、そういうところは技術でカバーをしていく。ただ、技術でカバーできないこの自然の資源を守って伝えて、しかもまた30年後、40年後にきちっとしたこの地域を取り戻すためのその何十年かの考えとして、このスマートエコパークというところを進めていながら森林の活用をしていくというような方法があるのではないかというふうに思うのですが、このスマートエコパークの構想に関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君） お答えいたします。

木質バイオマスに関しましては、いわゆる樹木の伐採や造材のときに発生した枝葉などの林地森林の残材とか、製材工場などから発生する樹皮やこのこくずと、大体そういうものを利用するものを木質バイオマスという工法なのでしょうけれども、森林全体から発生するということで有効な資源であることは確かなのですけれども、やはりそこから搬出していわゆる工場等に持ってくるコストとかを考えると、なかなかちょっと小さいエリアの中では難しいだろうと。広域的に福島県全体とか双葉郡全体とか福島県全体とかって考えるべきものであろうというふうには言われております。そういうものを今後利用できるという研究は進んでおりますが、そういうのも先ほど申し上げましたイノベーション・コーストの中で県を中心に今後検討されるということは聞いておりますので、積極的に双葉郡内の資源も参加できる可能性を探りながら注視していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 木質バイオマスの資源を有効に使うという既存と今の考えでいけば、今課長から説明のあったような福島県ぐらいまで広げないと、その材料となるものが集まらないという形になろうと思うのですけれども、今スマートエコパークを余りにも強引に解釈をし過ぎると言われれば

それまでなのですが、スマートエコパークというのはその地域資源を再生して活用して、しかもそれをエネルギーにかえる、エネルギーにかえるというのは発電だけではなくて、熱とエネルギーを供給をして、発電はただ単にその結果として出てくるもの、それ以外に熱のエネルギーを使っていろんな通常の生活基盤のところとそのエネルギーを利用し、そしてしかもまたその熱エネルギーを使って産業の基盤をなしていくということを一つの大きなサイクルでやっていくという考えというふうに理解しておりますし、大きく見るとスマートエコパークというのはそういうふうに書いてあります。その中で考えたときに持続可能ということであれば、当然最終的には地域資源のそういう無駄な部分をきちっと100%使うというところが必要になってこようかと思うのですが、今この地域であるのは、無駄と言ったら今まで何十年もかけて育ててきた人たちに対して本当に失礼な言い方になってしまうのですけれども、やはり放射能という問題がある以上、この資源がなかなか先ほども出たように建築用材として使うということができない可能性が高いということであれば、ある程度用材に使えるものと使えないものをその中でも区別していきながら、その間伐材とか枝払いをしたものということではなくて、この町の森林、雑木林とかも含めてそういうものをきちっとしたエネルギーの資源として一つの町の中でサイクルをさせていく、そういう町をつくっていくというようなことを、富岡町がそういう中心になっていくということ。そういうところが使うところがなければ、幾ら森林が富岡よりももっと、今話出ているように阿武隈山系の近隣の市町村にはたくさんの森林資源があるわけで、そういうところのものも活用しながら、町として一つのそういうスマートエコパークを目指していくというような形をとっていくという方法も必要なのではないかというふうに思います。大きな一つの産業に頼って町がなかなかこういうふうになってしまった現状を考えると、やはり幾つかのエネルギーも含めてこのイノベーション・コースト構想の中のものを取り入れていくという考え方が必要ではないかというふうに思うのですが、イノベーション・コースト構想の中にあるということとは可能性があるということなので、そこに踏み込んだらどうかという提案なのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君） イノベーション・コースト構想の中には木質バイオマスあるいはCLTといいますか、直交集成板なんかのお話も出ております。双葉地方、議員おっしゃるとおり杉やヒノキ、針葉樹林の面積はかなり大きいです。そこから出てくる間伐材の量からしても、かなり有効策ではないかというふうに我々も考えております。そういうものをこれから考える上で、やはり双葉地方の森林というのはどうしても1戸当たりの経営面積というのが1ヘクタール未満というのがほとんどであります。ですから、団地の集約化というのが一番これからの課題でないかというふうに今までも言われてきましたが、この原発の災害以降はより多くその集約化というのが一番大切なのかなというふうに考えています。郡内統一したような形で大きな施業計画を今後つくりながら、今ある森林資源を有効活用していく方法というのはやっぱり集団化、集約

化でないかなというふうに思っております。そういう中で富岡町にあった双葉地方森林組合を核とし
まして、双葉地方全体で森林の資源の活用というものを考えなくてはならないのかなというふうに考
えております。議員おっしゃるとおり、双葉地方の面積のほとんどを占めるものが森林でありまして、
その中で出てくる産物、かなり有効なものだと思っております。それを今後活用するためにはやはり
集約、集団化というのが一番重要な形ではないかというふうに考えておりますので、ご理解いただき
たいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 集約化をしていくという方向性で進めていっていただきたいというふうに思
います。森林そのものというよりも、このイノベーション・コースト構想の大きな流れの中になって
いるので、ちょっと副町長にお伺いしたいのですが、県のほうでもイノベーション・コーストのいろ
んなものが少しずつ決まってきたらいいわけ、決まっていないものがたくさんあります。ただ、この
スマートエコパークというか、バイオマスの再生可能エネルギーに関しては会津のほうとか、そうい
うところを県は何となく考えているような雰囲気、写真の置いてあるところがそうではないというふ
うにおっしゃる、話になるかもしれないのですが、何となく浜通りに置くようなものの写真はこんな
ふうであって、福島県のやつを見ると県の提案にはあるのですが、このスマートエコパーク構想とい
うのは必ずしも会津だけではなくて、こういうところでやっていけると思うのです。このスマートエ
コパーク構想に関しては、県のほうとしてはまだ具体的には決まっていないのかなというふうに思う
のですけれども、もしその辺の決まっている、決まっていない、方向性の情報がございましたらちょ
っとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） お答えいたします。

まず、イノベーション・コーストの体系の中でテクニカルな、技術的な検討を進めているものがロ
ボットテストフィールドと国際産学官連携と今議員ご指摘のスマートエコパークがあります。先ほど
町長からもありましたように我々国際産学連携、イノベーション拠点においては富岡の地の利、富岡
の優位性等を考えれば国際産学連携拠点の誘致ということに重きを置いてやっているのは一つ事実で
ございます。ご指摘の部分の森林を活用というのは決して避けることができませんし、我々しっかり
と対応していかなければなりません、当面安定供給をどうするか、復興事業の優先順位あるいは廃
棄物の問題、作業員の確保、いろいろ課題が多いところがあるので、その辺の課題をクリアしてどう
いった検討がなされるかというのを今注視しているという段階でございます。ご質問のあったスマ
ートエコパークに関する検討会もほかのロボットテストフィールド、国際産学連携と同じように数回程
度の検討会が開かれております。それは国のほうです。もう一つ、県市町村検討会、我々の市町村の
意見をいかにその国の会議に反映させるかという会議の中では農林水産分野の研究会、エネルギー関
係分野、2つに分かれてやっている、あと全体のやつ。そういった中で我々と今スマートエコパー

クについてはどういった可能性、どういったアイデアが出されるかというのを見ているというような状況でございます。具体的にスマートエコパークもいつまでに何をとかというのは余り、先ほど言ったスマートエコパークというのは決してバイオマスだけではありませんので、廃棄物をどうリサイクルしていくかと、そういった幅広い分野での検討ということになっておりますので、今のところ例えば国際産学とロボットに比べて何か具体的にどうというのはちょっと私のほうでは十分な認識がないというような状況でございますが、いずれにしても課題が今申し上げたようにたくさんありますので、あとは広域性、これ富岡単独ではできる話ではないので、森林については広域性というのは必ず必要になってくるので、その辺の連携をどう進めていくかというようなことを十分見きわめながら、あと県市町村検討会議での議論の中で我々の考えを打ち上げていく場合にはそういったことを反映させていくというような状況でございます。私の認識としては、今そのような状況でございまして、決してスマートエコパークやらないと、そういうことでは絶対ありません。ただ、我々今進むべき道については重点的にやっているのは国際産学連携拠点でやっています。スマート連携は、そういった注視をしながらやっているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 当然今近々に進めていくべきものと大きな意味で進めていくものとの順番があるのは承知しております。その中でこのスマートエコパークの中のこの地域資源の活用というのは、これから何十年か先富岡町が再生して行って、しかも富岡町の一番全国に誇れるいいところだったこの自然環境を次の世代に伝えていくためには、やはり何かのことをしなければいけないというふうに思います。特にこのスマートエコパークでエネルギーをそこで完結させようと思うと、実は都市というか、その街区をつくりかえなければいけないぐらい大変な作業があります。実際にそういうところが神奈川とか日本全国のいろんなところで形は違うにしても、そういうエネルギーの自給自足を目指した町をつくらうという考え方のもとにいろんなものが出ておりますが、今回富岡は今後の帰町に向かっていくときに当たって、多分ある一定のそれなりの高齢者の人たちが住んでいく団地というのが第2次の復興計画の中でも考えられているのかなというふうに思うのですが、そういうときにそういう町づくりの基本として、こういうスマートエコパークの町をつくるという感じの中で構想と抱き合わせていろんな町づくりを進めていくということで、やはりどうしても富岡のこの自然を取り戻すところを第一義に考えていくと、積極的に富岡町が中心となって、やっぱりいろんな意味での役所の中心だった富岡町がそれを見せることによって周りを引き込んでいくという形をとっていくという形がいいのではないかとこのように思うのですが、最後に町長にちょっとその辺の基本的な考え方に対して、やはり富岡が中心になって周りを巻き込んでいくという形が必要なのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては、今ほど私がお話ししたとおり、まずは森林の除染というものが国に本格的に取り組んでいただかないと、これらの計画というものがなかなか立てづらいのだと思います。そういう中であっても、今葛尾村あるいは川内村のように、富岡町は実際に森林面積が60%ぐらいですが、川内、葛尾にしてみれば93%が森林というような、そういう環境の中で私ども富岡町よりは大きな声を張り上げているところは事実ですが、これについても全く今のところ進展のない国の説明状況であると。そういう中であって、これは葛尾の村長さんがこういうことを国にお話ししました。というのは、我々帰ったときにとにかく国で除染ができないのであれば村にその除染作業というものをおろしてもらって、村が除染していきますから、そういうことはできませんかというような話をしたときに私も同席していたのですが、これらについてもいまだに明快な回答がないというような状況でございます。そういう意味では富岡町、まず森林を利用していくのには国にこれは強く働きをかけていかなければならないと思いますが、除染というものがまず第一条件になるというふうに思います。そして、当然今これらの6歳以下の施業関係、これを進めていかないとどうしても議員ご指摘のように荒廃森林になるというようなことを懸念されますから、私のほうからも強く国にこれらを求め、そして双葉郡の中で全体的にこれらがどういうふうに取り組んでいけばいいのか、その辺もこれから検討しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今町長の話にもあったように富岡だけでなく、葛尾、川内、全てのところがかかわってくるころだと思うので、ぜひとも進めていただきたい。ただ、森林の資源の供給源とそれを利用して使うところというのはある程度分けていかなければならないのかなというふうに思います。このスマートエコパークというのは、やはりある程度の住宅のそれなりの大きさの団地がないといけませんので、そういうことも含めて富岡がまずそういう使うところがあって、そしてその森林の供給地として周辺の町村があって、そしてそういうことをしていくからこそ除染を進めなければいけないのだというような形、除染をしなければ使えないという形をしているといつまでたっても何か進まないような気がするのです、やはりこういうふうにするのだということをお話し合いをしていただいて、その分富岡町としてそのものを使うと。使うにはこれだけのものがある、工場とかも必要になってくるとは思うのですが、富岡だけで完結するというのではなくて、その供給源も含めて使用するところ、お金を生み出すところも含めて考えていっていただいて、ぜひとも富岡だけではなくてこの双葉郡、福島県のことにもかかわってくるのですが、特にこの富岡、双葉郡の中の自然を取り戻すものを、2年、3年では無理だと思うので、長期的に考えるということではこの森林を長期的に活用することを考えていくというのが本当に必要だというふうに思いますので、ぜひともこれは進めていっていただきたいということで、最後に1つだけ答弁をお願いしたいのですけれども、除染を待つのか、除染をしなければいけない状態をつくり出す何かを提言していくのかということまで

ういうふうを考えるのか。除染を待つのか、提言するのか、どちらの方向で行くのかぜひともちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 国のほうでは黙っておけば除染そのものもなかなかこれらについて着手するというふうに思いません。そういう意味では福島県知事もそれらについては危惧しておりまして、森林の除染が必要だよということは常々お話ししておりますし、我々富岡町ばかりでなくて双葉郡の広域圏の中でもそういう話に今それらを進めているところでもございますから、何とか国に本気になってこれらに取り組んでいただけるような方策というものを私たちも考えていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ぜひともこの自然を取り戻すためのことは長い年月がかかるので、先を見据えた施策を近隣の町村とも協力をしながら進めていって、豊かな自然を取り戻す富岡町をもう一度再生していく方向で進めていただきたいということを切にお願いをいたしまして私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時58分）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前に引き続きまして一般質問を続けます。

2番、堀本典明君の登壇を許します。

2番、堀本典明君。

〔2番（堀本典明君）登壇〕

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

まず、1番目といたしまして、帰町について。震災発生後4年が過ぎようとしている現在、町では本格除染、インフラ復旧が進み、少しずつ復興が進んできていると感じられるようになってきました。除染、インフラ復旧が完了し、放射線量が低減されれば帰町判断をする時期が来ますが、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域と3区域に分かれている当町での帰町について、放射線量の低減状況により区別ごとの帰還を考えるのか、以前から言っているように全町一斉帰還となるのか、現在の町の考えをお聞かせください。

続きまして、2つ目、情報発信について。町では、町で発信している長期退避、将来帰還を実現す

る上で富岡町ときずなを維持することが大切であり、富岡町への興味を持ち続けてもらうことが重要であります。町へ自分で行ける町民の方は、自分の目で見て除染や復旧状況を感じることができると思います。その一方、距離の問題、時間的な問題でなかなか町へ行くことができない町民の方は、新聞やテレビの報道、インターネットやタブレット等で町の状況を断片的に知ることになると思います。現在の町の状況、取り組み、イベントなど、そういったことを一番感じていただけるような動画等を最大限に利用した情報発信をすべきと考えておりますが、町の考え、取り組みをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 2番、堀本典明議員にお答え申し上げます。

1、帰町について。除染、インフラ復旧が進み、放射線量が低減されれば、帰町判断する時期が来るが、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域と3区域に分かれている当町での帰町について、区域別の帰還か、全町一斉帰還か、現在の町の考えはについてお答え申し上げます。

町は、平成25年3月の警戒区域の解除に伴い、避難指示区域として国が定めた放射線量の基準による3つの区域に再編されました。そして、現在環境省において除染実施計画のもと、昨年1月より避難指示解除準備区域と居住制限区域の2つの区域で本格除染が実施されております。ご質問の帰還に対する考え方については、平成25年3月の区域見直し時の町民説明会などでもお示ししていたとおり、廃炉作業の安全性の確保や除染による線量の低減、またインフラ施設の復旧、医療、公共交通機関、商店などの生活関連サービスの再開など、町で生活できる環境が整うことが必須条件であると考えております。このことより、帰町については町がこれらの状況を検証した上で町民に情報を発信し、意見を伺いながら判断することとなります。現段階におきましては、帰還困難区域の除染時期が示されていないため、帰還が整った区域に災害公営住宅を建設し、帰還を望む全ての町民の方々がともに町へ戻れるようスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2、情報発信について。長期退避、将来帰還を実現する上で富岡町ときずなを維持することが大切であり、富岡町への興味を持ち続けてもらうために動画などを最大限利用した情報発信をすべきと考えているが、町の考え、取り組みはについてお答えいたします。

町では、ご質問にもありましたきずなを維持するためにをキーワードに富岡町町民コミュニティー支援システムという名称により、タブレット端末を活用した情報提供を平成24年9月から行っております。また、同時期に町公式ホームページのリニューアルを実施し、今まではパソコンでしか閲覧できなかったホームページをスマートフォンや携帯電話など多種多様な情報機器でも閲覧可能とする仕組みを構築し、昨年6月からは身近な富岡町の話や取り組みなどの情報を提供する手段として、世

界最大のユーザー数を誇るフェイスブックを活用した情報提供を行っております。動画などを活用した情報発信としては、これまで町民の皆様には富岡町への思いを持ち続けていただくため、また遠くに避難していても孤独感、孤立感が少しでも緩和できるよう、町内25カ所に設置したライブカメラシステムの映像を簡単にごらんいただける仕組みを取り入れたり、富岡町内の桜や現在居住されている場所でのイベント動画などを随時掲載してまいりました。また、現在は町内の現状や復興状況を皆様へごらんいただけるよう動画編集を行っております。一方、富岡町災害復興計画（第2次）策定委員会においても議員ご指摘のきずなの維持、あるいは生活再建や今後の帰町判断のための情報発信のあり方、またその重要性が議論され、取り組むべき課題として情報発信の強化とわかりやすさの改善が上げられており、動画活用を含めたさまざまな施策の提言をいただいているところであります。これらのことから、町としては今後とも町民の皆様には町への思いを持ち続けていただけるよう、動画などを最大限に活用した情報提供を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） それでは、1つ目の帰町について、まず再質問をさせていただきます。

今回私がこの問題を質問させていただきましたのは、今までの中で町民の皆さんの中に帰還困難区域まで除染を行い住民が戻ることが全町一斉帰還と考えている方や、あと居住制限区域を解除できる状況になったときに帰還困難区域の町民の方の居住を確保しながら一斉帰還しようという考え、また解除準備区域だけでも先行して一日でも早く解除して帰還したいという方、さまざまいらっしゃると思うのです。その中で皆さんその思いの中で自分たちの考えたとおりに戻れるのかどうかというふうに、非常に一斉帰還と言われておりますけれども、ちょっと整理ができていない状況があるのかなということで今質問させていただきました。今ほどの町長のご答弁の中で帰還困難区域はまだ除染の方法も決まっていないと、時期も決まっていないということでそれ以外のところでというようなお話だったと思いますが、これはやはり居住制限区域までを除染したときに帰還困難の戻りたい方のための住宅も確保して戻るということでよろしかったでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この問題、大変町としても重要な問題だというふうに認識しています。それで、どうしても今まで私が一斉帰還と言ってきたものが誤解を招いて、困難区域の方も一斉帰還ということで我々も帰らなければいけないのか、その地域というものはどこに帰るのだというようなお話がございました。そういう意味で町としては今もう2年前になるわけですが、皆さんの帰還に関する意向調査なども踏まえまして、これらの富岡町の町民が地域ごとに、区域ごとに帰るということであれば、なかなか町としての行政というものが困難をきわめるというふうに考えまして、困難区域の方でも富岡町が例えばインフラ整備、それから商店あるいは廃炉の安全な確保とか、そういうも

ろもろの問題はあるにせよ、これらがクリアしたときに、では富岡町が帰れる状況になりましたというときにこの困難区域の人たちをあなた方は残念だけど、町に帰れないよということでは大変寂しいものがあると思ひまして、この方々には解除準備区域あるいは制限区域に災害公営住宅なるものを整備しまして、帰る意思のある方には富岡町にともに戻るといふような考えのもとに一斉帰還ということをお話してきたわけですが、今ほど先ほど申したように一斉帰還というのがどうも混乱を招くような文言になってございますから、これらについては一斉帰還ということではなくて帰還を望む町民は全て帰還できますよという、そういうふうな考えでいるところでございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 本来であるならば帰還困難区域も含めた全町一斉帰還というのが望ましいと思いますが、今ほど町長からご答弁いただいたようにまだまだ放射線量も非常に高く、原子力発電所の事故収束、また廃炉に向けてまだまだ安心できる状況ではないなというのが感じておひまして、そういったところを踏まえての帰還困難区域以外で復興住宅等を整備するということをお頭に置かれているということは理解しました。

その中でどこまで、先ほど質問しましたが、区域別というふうになってきますと、今富岡町は解除準備区域を含んでおります。しかしながら、その解除準備区域の面積というのは約35%、人口の割合でいくと10%ということであまり狭い範囲になってしまいます。その中で先行して早く戻りたいという人もいらっしゃると思いますが、それが全て、商業とか何だ、施設とかというものを含めても、なかなか今の解除準備区域だけではその受け皿になり得ないのではないかとこの考えを私も持っております、そういうふうにお考えですと現在の居住制限区域がある程度戻れるところまでいきますと、町の面積といたしましても85%程度になるとおひします。また、人口の割合でいきますと70%をカバーできるということで、そこまでやはり除染効果がきちんとあらわれてから、要は安全面を確保できてから戻るとおひするのが私も一番理想かなというふうにお考えですが、町長もそういったお考えということで再度確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 先ほどお話ししましたけれども、第一原子力発電所の廃炉等に対する安全性、あるいは除染の効果、それからインフラ施設の復旧、医療、公共機関等の商業、商店などの生活関連のサービスの再開などなど、これらを実際に町に帰って生活できる状況だということをお検証した上で帰還の判断というものが出てくるとおひしますが、その中でも現段階においては避難指示解除準備区域だけを先行して解除するといふような考えはしてございません。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 本当に規模的にも準備区域はもう少し受け皿になるのにはちょっと厳しいかなというふうにおひしております。あと、今町長おっしゃったようにいろいろとお検証して、本当に戻れるか戻れないかという判断、間違いなくしていただけるとおひしておりますし、我々もそういった

ときに一緒に判断させていただけるのかなというふうに考えておりますが、やっぱりそこで判断はもちろんしなくてはいけないと思うのですが、その健康被害とかを考えてそんなに早く戻りたくないという方もいらっしゃると思うのです。その一方で、今第2次復興計画が進んでいて、未来に希望が持てる町をつくれるかどうかというのも始めていかなければいけないという、そういう難しいところではあると思うのですが、やはり一番は健康被害というものをどこまで提言できるかということだと思いますので、そのあたり町長は以前からそういったことを強く発信していただいておりますので、ちょっと安心はしておりますが、そこが一番大事であって、いろいろと29年4月とかという言葉が躍っておりますが、それはそのときの状況で判断するというところでよろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 今現在、平成27年度に除染の実証をするための委員会を実証委員会というような組織を形成して、その除染の帰還に向けている状況の中でどういう判断をするかということで実際に除染の実証の委員会を開いて、各宅地についてはガンマカメラ等を導入して、どのような状況になっているかということ进行调查しながら実証委員会のほうに提案して、実証委員会から町のほうにその提案を出していただくというような計画で今進めております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 新年度の当初予算で今ほど復興推進課の課長のほうからお話ありましたが、これらが実際に検証ができて初めて、なおかつそれらのインフラというものが整備されて、戻って生活するのに大丈夫ですよというような状況、これが一番大切だと思いますから、これらを当然見きわめるといことが大変重要なことだと思います。そして、帰還については議員の皆様にもご相談を申し上げながらその時期というものを判断していきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 29年の4月という言葉が躍っているがという話についても答弁いただきたいです。

町長。

○町長（宮本皓一君） 申しわけございません。答弁漏れがありました。

29年の4月という、最短ですとそれらが前町長の時代から提言されているわけですが、今ほど私がお話ししたように当然その時期というものがあきではなくて、除染そのものが29年の3月までかかるというように国の計画の中では示されていますから、それから済んだところから実証というものはしていくわけですがけれども、これらが入ってくればなかなかその時期というものが本当に帰れるのかどうかというものは今の段階では判断がしかねるというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

やはり本当にこの問題は難しい問題だというふうに私も思っております。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、居住制限区域までを除染というか、町民が戻れる環境になればその時点で考えるということで私も理解しました。こういったことを多分町長細かく発信していただいたのは今回初めてなのかなというふうに思いますので、これからいろいろと町民の皆様からもご意見があると思いますので、そのあたりを聞きながらまた判断していただけるというふうに思っておりますので、この件につきましては以上で終わらせていただきます。

続きまして、情報発信についてのほうの再質問をさせていただきます。先ほど答弁いただきました中にもありました。特にタブレットでは動画というところが、動画コーナーというか、ボタンがあって、そこから入っていくと非常に細かく細分化されて、整理されて動画を見ることができます。その中でホームページを見ると、そういった動画に特化したようなものがなくてちょっとわかりづらいなというふうに思っているのですが、そのあたり例えば来年度早々あたりからそういったところに何かしら動画を集中的に集めて整理してもらえようなどところをつくっていただけるような考えがあるのかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） お答えいたします。

タブレット等にはあるが、ホームページにはないという話ですが、ホームページかタブレットかは別にして動画には力を入れたいと思っています。ですから、実はあす10日、11日なのですが、さきの町長の答弁にありましたように動画編集やっています。当然タブレットとかフェイスブック、ホームページにも一斉に5分掛ける2、とりあえずは2日間で10分程度なのですが、町の様子を映したものをあすとあさってで配信したいと思います。ですから、その点に関して言えば今後、これは企画課内でのまだ話なのですが、やはりそういう動画の編集って大事なものですから、定期的に富岡ニュースみたいな形でタブレットとか何かでカテゴリーを別につくってやれないかという検討はしております。ですから、それはやっていきたいと思っていますし、加えてあとタブレットでいえば3G回線なので、4G回線とか、そういったツールの利活用というか、向上についても今後考えていきたいと思っています。

あともう一つ、動画の編集からいえば震災の記録集を今つくっているのですが、AR技術も入れております。スマートフォンをかざすと動画とかスライドショーですか、そういったものも入れておりますので、そういった面で本当に動画の重要性というのは認識しておりますので、それを今後とも進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

本当に今もうちょっと後で質問しようかなというふうに思っていたところまで非常に前向きにいろ

いろと考えていただいているなということで感心いたしました。実際に動画という言葉で私今表現しておりますが、あとある程度年齢いった方だとちょっと動画というのがわからないと、動画って何ということもあると私は感じているのです。ですから、先ほど課長おっしゃったように富岡ニュースなんていう題にさせていただいて、そこにある程度動画を集めたりするというのは非常にいいことだというふうに思っておりますので、その辺も含めてちょっとお考えをいただきたいなというふうに思います。あと、本当に今月の3月1日に常磐道開通になったときにも富岡町でも動画をアップしておりました。我々もその会場にいたのですが、実際に安倍総理がお話ししているときには報道関係者の方の背中しか見えなかったのが町のタブレットで見た動画にはきちんと安倍総理のお話ししていることが全部の話が出ていますし、非常に情報をとりやすいと思うのです。だから、やはりそういった形で情報をどんどん発信していただきたいというふうに思います。

それと、先ほどフェイスブックを始めているということ、私もよく拝見しておりますが、ある程度SNSには限界はあると思うのです。しかしながら、フェイスブックにこだわらずにSNSも広げていくということも必要かなというふうに私感じているのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） フェイスブックも「いいね！」というような形で結構利用されているのだと思ってうれしく思っています。そのほかの技術についても当然動画ばかりでなくてできるものを最大に、情報を発信するのが最大の重要度だということで認識しておりますので、できる限りはそういう、段階的になるかもしれませんが、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） よろしく願いいたします。

それと、あとタブレット、ホームページ、よく見ているのですが、ちょっと気になるのが例えばホームページだと文字の読み上げ機能、ちょっと機械的で聞きづらいところがあるのですが、そういったものが用意されておりますが、タブレットになるとそういうのは機能がなくなってしまったりと、ちょっと整合性が欠けるのかなと。特に年齢がお年を召した方とかだと文字を読むのも大変だ、スクロールするのも大変だということもあるので、例えば動画ばかりではなくて音声放送みたいなものがあったりとか、そういうのもあってもいいのかなというふうに考えているのですが、そのあたりのご検討されているかどうか、教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） お答えします。

具体的に音声放送は考えているかと言われますと、そこまでは踏み込んではいません。ただ、議員おっしゃるとおり、今やっている中でこれがあったほうがいいよねとか、こうしていただきたいという声をいただいて、できる限りそういうものを取り入れていくという考えでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

そういった町民の皆様からのそういう使いやすさとか使いにくさとかというのを今までだとアンケートになってしまうかと思うのですけれども、やはりアンケートだとどうしても面倒くさくて書かないとか、ちょっとわかりづらいというのがあると思うのです。よくサロンとか、そういうところで人が集まっているときにタブレットを持っていったりとかホームページを見ていただいて、どういう情報が欲しいかとかどこがわかりづらいとか、そういったものを聞き取りするというのも非常に一つの手なのかなというふうに思いますし、またフェイスブックなどでも例えばどういう情報を皆さん欲しいですかみたいなのをやって、書き込んでもらうとかという手もあるかと思うのです。そういったことでぜひ情報なので、同じ情報をいかに多くの町民の皆さんに発信して受け取っていただくかというのが一番大事だと思うのですけれども、そういったことでそういった皆さん何を欲しがっているかというのを単にアンケートではなくて、ちょっと工夫をしていただいて集めていただきたいと思いますと思うのですが、そのあたり何かお考えありますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） ありがとうございます。

本当にアンケートだけではなかなかわかりづらいこともあります。議員おっしゃるようになんていう方法かというのは、今ここで例えばサロンに行って必ずやりますよと、こういう話ではなくて、使っている方から実際にここはこうだよとお聞きするのが一番やっぱり大事だし、中身の変更というか、アップにもつながると思いますので、そういう手段も考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

実際に町のタブレットの動画を見るといろいろと、そんなに時間をかけていないのかもしれないですけれども、非常に文字とかも入っていて見やすいと思うのです。だから、そういったものも含めてさらにもっともっといろいろ勉強していただいて、どういう手段が、新しい手法どんどん出てくると思うのです。そういった手法を取り入れて情報発信していただきたいと思いますと思うのですが、そういった研修とか、例えばそのプロの方をお招きしていろいろ聞くとか、そういったような予定はございますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） 今段階でその研修って、余りこういう状況なので、していないのですが、実際今後ろで撮っていただいている方、女性がいます。やはり支援いただいております。そういった支援の問題とか、あるいは議員おっしゃるように職員みずからがやれば一番いいのはいいの

で、できる限りその技量の向上のためにそういう機会を設けていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

今のタブレットの動画とか私は非常に見やすくいいと思っておりますので、ぜひぜひ平行展開していただいているなどところで見れるようにということを心がけていただきたいと思います。

最後に、町長もフェイスブックを始められてかなりの頻度で更新をされております。やはり情報発信の重要性というものを町長のほうから最後にちょっとお聞かせいただけてよろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 情報の発信というものは、町にとって現段階で最重要な案件だということを認識してございます。そういう中にあっても富岡町のタブレット、避難指定、避難自治体の中で一番早く取り入れたのです。そういう意味で先ほど課長もお話ししましたけれども、今それらの動画をこれで発信していくと、なかなか立ち上がるまでの時間がかかり過ぎて、ちょっと本当にまどろっこしくなる部分がいっぱいあります。そういうものをこれから改善していく、と申しますのはこれらを改善するためには今契約しているNTTとの契約期間があります。これを破談にすれば当然違約金というものが発生しますし、これらについてはどういうふうな交渉をすれば時期を早めて、同じNTTならNTTで情報発信がまた変わった形でできるか、その辺も検証しながら、町としては最大必要な、重要な案件だというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

先ほども申したとおり、町民の皆さん一人でも多くの方が同じ情報を受け取れるような工夫をこれからもしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第1号 富岡町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、報告第1号 富岡町新型インフルエンザ等対策行動計画についてご報告いたします。

当計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国、県に準じた町の行動計画を定めたものであります。

対象となる感染症は、新型インフルエンザ等の感染症、サーズ等の新感染症であります。

行動計画書をごらんください。行動計画の構成は、計画書2ページから14ページまでは新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針を記述したものであります。

6ページから14ページまでは、対策推進のための国、県、町等の役割分担を記述したものであります。

15ページで発生段階を設け、16ページからは各発生段階における対策を記述したものであります。

各計画における対策の目的は、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること、町民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小になるようにすることです。

今後町は、県に準じた対策マニュアルを策定いたしますが、現在全町民の町外避難が続いているため、避難先自治体と協力して取り組むことが必要であり、状況に応じて町行動計画を見直して対応していきたいと考えております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質問を許します。質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質問なしと認めます。

これをもって報告第1号 富岡町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告についての件を終わります。

次に、議案第5号 富岡町子ども・子育て支援事業計画の制定についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第5号 富岡町子ども・子育て支援事業計画についてご説明いたします。

計画書をごらんください。1ページには、今回の計画の策定に当たり、子ども・子育て計画の背景の趣旨の中で現在の富岡町の現状に触れており、アンケート調査から帰町する者への支援と帰町しな

い、また帰町できない者への支援のうち、当面帰町しない、帰町できない者への生活再建支援策について重点的に取り組み、国、県及び郡内市町村、避難先自治体、関係機関と連携を図りながら計画を進めていきます。

なお、帰町する町民の支援につきましては、町の復旧、復興と町民の意向等を総合的に勘案して今後検討してまいります。

3 ページには本計画の計画期間、4 ページには上位計画との関連を記載してあります。

6 ページからは、富岡町の人口状況について記載してあります。

8 ページは、避難状況について記載してあります。

9 ページは、人口動態について記載しております。

14 ページからは、17 ページにわたりまして震災後の富岡町の保育や教育施設の運営状況を記載しております。

18 ページからは、アンケート調査において町民の帰町の意向について伺ったところ、本計画の5年間に帰町するという意向が1.3%、帰町しないという意向が92.6%となっており、本計画の期間中は避難先でのサービス利用が基本と考えられます。

19 ページから24 ページにかけて、富岡町復興まちづくり計画における該当する事項を掲載しております。

25 ページからは、富岡町復興まちづくり計画の推計人口についての考え方や推計人口数について記載しております。

27 ページから36 ページについては、アンケート調査の設問と回答結果が記載されております。

37 ページから計画の基本的な考え方として、基本理念、元気に育つさくらっ子とし、4つの基本目標、また子供の成長過程に応じた支援、生活環境に応じた支援という2つの基本的な視点について記載いたしました。

41 ページからは、3つの重点施策として強化学業について記載しております。

44 ページから50 ページまでには、具体的な相談窓口や連絡先について記載しております。

53 ページから77 ページにかけては、基本目標ごとに子ども・子育て施策の対象児童区分ごとの一覧とその事業の内容や町の取り組みについて記載しております。

78 ページでは、子ども・子育て支援事業の推進ということで計画年ごとに教育、保育量の見込みニーズ量を記載しております。

79 ページからは、計画推進に向けて役場庁内を初め、国や県及び郡内市町村、避難先自治体や関係機関の連携が必要であり、さらに行動を遂行していくために計画、実施、評価、改善というサイクルの中で見直しを図っていくことをしております。

最後に、資料といたしまして福祉計画策定委員会、内部、外部の意見交換会の実施状況や用語解説を掲載しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 富岡町子ども・子育て支援事業計画の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 富岡町第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画の制定についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第6号 富岡町第2期障がい者福祉基本計画・第4期障がい福祉計画についてご説明いたします。

計画書をごらんください。1ページは、今回の計画の策定に当たり、障がい者の計画の趣旨と現在の富岡町の現状について触れており、避難先での円滑な福祉サービス利用ができるように支援し、帰町の際には再度状況を精査し、富岡町で福祉サービスが利用できるように国、県、近隣町村や避難自治体、関係機関と連携を図り、計画を進めていきます。

3ページには、計画の位置づけとして上位や関係計画との関係を記載し、整合性を図って策定することとしております。

6ページからは、富岡町の人口の動向について記載してございます。

8ページからは、障がい者数の動向について記載しております。

15ページからは、富岡町の障がい者の方々への避難状況が掲載されております。

16ページからは、事業一覧として各事業の障がい種別と対応の場所が一覧として掲載しています。

19ページからは第3章に入り、計画の基本理念として障がいの有無にかかわらず、全ての町民がお

互いに人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現で、計画の目標として避難先に関係なく自立と社会参加への支援、地域社会への支援が掲げられております。

22ページからは、施策の方向として6つの基本目標を設定してあります。

26ページから39ページについては、第2期障がい者基本計画として基本理念や基本目標を踏まえた事業について具体的な事業や活動内容を掲載いたしました。

41ページからは、第4期障がい福祉計画となります。41ページには法令、制度改正の動きとして障害者自立支援法の改正内容として、主なものとしてケアホームのグループホームへの一元化、続いて42ページには地域生活支援事業の追加、障がい福祉計画策定にかかる基本指針の見直しなどが上げられております。

43ページから47ページにつきましては、当計画期間中の障がい福祉サービスの利用状況について記載しております。

48ページからは、富岡にあった福祉サービス事業者の再開状況について、50ページには被災地における障がい福祉サービス基盤整備事業について記載しております。

51ページから58ページまでは、平成26年度に実施いたしましたアンケート調査の設問及び回答について記載させていただきました。

59ページからは、障がい福祉計画の5つの基本的な視点について記載いたしました。

また、60ページからは施設入所者の地域生活の意向について目標を設定しております。

63ページから69ページにおいては、各サービスの見込み量の推計と確保策について記載してあります。

69ページから地域生活支援事業についての見込み量と確保策について記載されております。

73ページについては、計画の推進を図るために役場庁舎を初め、国や県、近隣町村、また事業所等の連携が必要であり、双葉地方自立支援協議会を活用した状況について、体制構築について記載しておるところでございます。

最後に、資料編として76ページから福祉計画策定委員会や用語解説について掲載しております。

説明は以上であります。審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。ちょっと確認したいのですが、富岡町の町内にあった福祉サービスの事業所の利用状況一覧ということでいろいろ出ているのですが、新聞報道等を見ますと大分富岡の町外にそれなりの施設を何かつくっているような報道が見受けられるのですけれども、基本計画は32年度までというふうになっている中で、こういう福祉の事業所が富岡町内での再開の意思というか、目標があるのか、それともある程度精神的にいろいろ障がいを持った人たちが多いわけで、そんなにいつまでも避難に耐えられるとはやはり思えないのですけれども、その辺はどういうふうに計画

に反映させているのかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） ありがとうございます。富岡町内の福祉サービス事業所の利用状況一覧につきましては、48ページから記載されているところがございますが、現在応急仮設住宅での施設運営を行っているところがほとんどでございます、そんな中で応急仮設住宅ですと新たな入居者を募集することができないという現状もありまして、現在その社会福祉法人のほうで仮設による施設整備ということで動き出しているところがございます。ただ、その整備状況につきましてはまだまだ今後検討しなくてはいけない部分も出てくるだろうと考えられますし、決して富岡町内に戻らないという考え方はないかというふうに捉えております。特にグループホームと生活する施設につきましては、十分検討の余地も考えられるのかなというふうに考えております。この計画の中では、そういった事業所等の考え、それから富岡町の上位計画との整合性をきちっと図りながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○4番（遠藤一善君） はい、いいです。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 富岡町第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例につきまして、その内容をご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、地方教育委員会制度が改正となりました。

今回の改正では、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、身分が一般職から特別職に移行することから、特別職として新たに新教育長の給与、勤務時間その他勤務条件を規定する条例を制定するため、本条例を廃止するものです。

施行期日を平成27年4月1日としておりますが、旧制度から新制度への教育の継続性、安定性を確保するため、法律において経過措置の適用があることから、現教育長の教育委員としての任期中については現行制度の教育長として在職となるよう、附則において廃止前の教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の規定は効力を有する経過措置の規定を設けております。

以上が本条例の概要であります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第8号 教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例について議決を賜りましたので、特別職として教育委員会教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関して新たに条例を制定するものです。

第1条において条例の目的を定め、第2条において勤務時間、その他の勤務条件を町職員の例によるものと規定しております。

附則において施行期日を平成27年4月1日としておりますが、議案第7号と同じく現教育長の教育委員としての任期中については現行制度の教育長を継続するため、教育長がなお従前の例により在職する場合においては本条例を適用しないこととする経過措置を規定しております。

以上が本条例の概要であります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第9号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例について議決を賜りましたので、教育長の職務に専念する義務の特例に関して新たに条例を制定するものでございます。

第1条において条例の目的を定め、第2条において教育長の職務に専念する義務の免除項目を第1号で研修を受ける場合、第2号で厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3号で前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める事項と規定しております。

なお、附則において施行期日を平成27年4月1日としておりますが、議案第7号と同じく現教育長の教育委員としての任期中については現行制度の教育長を継続するため、教育長がなお従前の例により在職する場合においては本条例を適用しないこととする経過措置を規定しております。

以上が本条例の概要でございます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 富岡町東日本大震災等による被害者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例についての件を議題といたします。この件は、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斎藤眞一君） それでは、議案第10号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。

原子力災害による避難から丸4年が経過する中、町民の皆様の避難状況に変化がないことから、平成26年度に引き続き、平成27年度においても町税等を減免する条例を制定するものです。

条例の内容については、平成26年度減免条例と同じ内容となっております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時07分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成27年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 野 泰

議 員 黒 沢 英 男

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成27年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成27年3月10日(火) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第11号 富岡町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について

議案第12号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

議案第13号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第14号 富岡町行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について

議案第20号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第21号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第22号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第23号 富岡町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

議案第24号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例について

議案第25号 平成26年度富岡町一般会計補正予算(第7号)

議案第26号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第27号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

- 議案第 28 号 平成 26 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 29 号 平成 26 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 30 号 平成 26 年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 31 号 平成 26 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 32 号 平成 26 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 33 号 平成 26 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 34 号 平成 27 年度富岡町一般会計予算
議案第 35 号 平成 27 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 36 号 平成 27 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 37 号 平成 27 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
議案第 38 号 平成 27 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 39 号 平成 27 年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計予算
議案第 40 号 平成 27 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第 41 号 平成 27 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 42 号 平成 27 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
議案第 43 号 平成 27 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 11 号 富岡町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
議案第 12 号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
議案第 13 号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について
議案第 14 号 富岡町行政手続条例の一部を改正する条例について
議案第 15 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 16 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 17 号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 18 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 19 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
議案第 20 号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 2 1 号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 2 2 号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 2 3 号 富岡町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 2 4 号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 2 5 号 平成 2 6 年度富岡町一般会計補正予算（第 7 号）

○出席議員（13名）

1 番	山 本 育 男 君	2 番	堀 本 典 明 君
3 番	早 川 恒 久 君	4 番	遠 藤 一 善 君
5 番	安 藤 正 純 君	6 番	宇佐神 幸 一 君
7 番	渡 辺 光 夫 君	8 番	渡 辺 英 博 君
9 番	高 野 泰 君	1 0 番	黒 沢 英 男 君
1 1 番	高 橋 実 君	1 2 番	渡 辺 三 男 君
1 4 番	塚 野 芳 美 君		

○欠席議員（1名）

1 3 番 三 瓶 一 郎 君

○説明のため出席した者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	齊 藤 紀 明 君
教 育 長	石 井 賢 一 君
会 計 管 理 者	遠 藤 博 美 君
参 事 兼 総 務 課 長	滝 沢 一 美 君
参 事	緑 川 富 男 君
企 画 課 長	菅 野 利 行 君
税 務 課 長	斎 藤 眞 一 君
健 康 福 祉 課 長	猪 狩 隆 君

参 事 兼 生活環境課長	横 須 賀	幸 一	君
参 事 兼 産業振興課長 (併任)農業 委員会事務局長	阿 久 津	守 雄	君
参 事 兼 復興推進課長	高 野	善 男	君
参事兼復旧課長	郡 山	泰 明	君
教育総務課長	石 井	和 弘	君
いわき支所長	渡 辺	弘 道	君
生活支援課長	林	志 信	君
参 事 兼 大玉出張所長	三 瓶	保 重	君
住 民 課 長	伏 見	克 彦	君
総務課長補佐	志 賀	智 秀	君
代表監査委員	坂 本	和 久	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤	臣 克
事務局庶務係長	大 和 田	豊 一

開 議 (午前 9時57分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) それでは、開会に先立ちまして、13番、三瓶一郎君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

11番 高 橋 実 君

12番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第11号 富岡町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例についての件を議題といたします。

この件は、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(猪狩 隆君) それでは、議案第11号 富岡町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の制定は、第3次地方分権一括法の施行に伴う介護保険法の一部改正により条例を制定するものであり、地域包括支援センターの職員等に関する基準及び地域包括的支援事業を実施する基準を市

町村に委任されたことにより、町での条例制定となったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 富岡町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についての件を議題といたします。

この件も内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第12号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の制定は、第3次地方分権一括法の施行に伴う介護保険法の一部改正により条例を制定するものであり、指定介護予防支援の指定の申請者に関する基準を定めるものが市町村に委任されたことにより、町での条例制定となったものでございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第13号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本条例の改正は、復興、復旧事業を進めていく上で生じてくる新たな行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、新たに課を設置するなどとする改正の内容となっております。

議案第13号別紙資料1ページをごらんください。今後事業が増大する区画整理事業、防災集団移転事業に対応するため、企画課の下に拠点整備課を追加し、生活環境課環境衛生係の部門を現地での対応を強化、町民サービス向上のため、復興推進課除染対策係に統合し、生活環境課の名称を安全対策課に改めるものです。

課の文書事務につきましては、2ページをごらんください。総務課においては広報機能、秘書機能の強化のため、企画課にあります、イ、町政の広報及び広聴に関する事項、ウ、統計に関する事項、エ、電子計算組織の管理及び運営に関する事項を総務課に移しております。拠点整備課につきましては、ア、区画整理に関する事項、イ、拠点整備に関する事項を設定し、生活環境課については、ア、衛生に関する事項、イ、公害の防止、その他生活環境の保全に関する事項を復興推進課に移し、名称を安全対策課と改めております。

附則において、施行期日を平成27年4月1日としております。

以上が本条例の概要であります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 富岡町行政手続条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件も内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第14号 富岡町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本条例は、行政が行う処分や行政指導などの手続を規定する行政手続法が国民の権利、利益の保護の充実を図る内容で改正されたことに伴う改正となるものです。

内容につきましては、法律において国民が行政指導の中止などを求めることや処分を求める内容が追加されるため、条例にその内容を含めるものでございます。

議案第14号別紙資料4ページをごらんください。新規に第34条の2及び第34条の3を追加したことにより、目次の章立てを第4章（第30条から第34条）を第4章（第30条から第34条の2）に改め、第4章の2、処分等の求め（第34条の3）を追加するものです。

第1条において、法律改正に伴い引用条文の整合性を図るため、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、第5章を第6章に改めるものです。

5ページをごらんください。第3条の適用除外について追加する章を整理するため、「第4章」を「第4章の2」に改めております。また、行政手続法の規定における表記が変更となったことから、

名宛て人を平仮名であったものを漢字に変えて、また「かかわる」を漢字の「関わる」に改め、法律との整合性をとっております。

第33条において、行政指導の権限を行使するときは根拠法令を示す旨などの事項を新規に追加するため、第2項として行政指導に携わるものは当該行政指導をする際に相手方に対して次に掲げる事項を示さなければならないとし、示す事項として第1号、当該権限を行使しえる根拠となる法令の条項、第2号、前号の条項に規定する要件、第3号、当該権限の行使が全号の要件に適合する理由などを規定しております。

6ページをごらんください。第2項の追加による条項整理のため、第3項を第4項に、第2項を第3項に改めております。

次に、行政指導の中止等の求めについて、第34条の2及び第34条の3を追加しており、第34条の2においては第1項で法令違反是正の行政指導に対し、中止等を申し出ることができることと規定し、第2項は申し出の際の必要書類などを第1号から第6号まで規定しております。第3項では、申し出があったときは必要な調査をするなどの規定となっております。

7ページをごらんください。第34条の3においては処分等の求めに係る章を追加し、第1項で法令違反の事実がある場合に違反是正の処分や行政指導がなされないと考えるときに処分や行政指導を求めることができるものとしており、第2項は申し出の際の必要書類などを第1号から第6号まで規定しております。第3項では、申し出があったときは必要が認められる場合に処分または行政指導をすることとしております。

附則において、施行期日を平成27年4月1日からとし、当該条文を引用している富岡町税条例の条項を整理するため、第2項において第6条の2、第2項中第33条第3項を第33条第4項に、第33条第2項を第33条3項に改める規定を定めております。

以上が本条例の概要であります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 富岡町行政手続条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その内容を説明申し上げます。

本条例の改正は、仮設診療所の医師確保のため、医師の報酬金額を増額するとともに、地方教育委員会制度の改正に伴い教育委員長が新教育長に統合されることから非常勤のものの報酬である教育委員会委員長を削除する内容となっております。

議案第15号別紙資料9ページをごらんください。仮設診療所医師の日額報酬を5万2,000円から7万円に改めております。

次に、10ページをごらんください。議案第7号の議決を賜りましたので、費用弁償の規定である第4条第2項のただし書き「ただし、教育長である教育委員の旅費の額については、教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例を定める条例（昭和31年富岡町条例第39号）の定める額とする」を削り、第5条の副町長の次に「、教育長」を加え、11ページをごらんください。別表の教育委員長の規定を削っております。

施行期日を平成27年4月1日としておりますが、教育委員長の改正につきましては新教育長となるまでは現行制度の教育委員長として在職となるよう、附則において第2条による改正後の規定は現在の教育長の教育委員としての任期中は開催前の規定が効力を有するとする経過措置の規定を設けております。

以上が本条例の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、別表改正の部分については朗読を省略し、附則から再度朗読を始めてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第16号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例についての議決を賜りましたので、町長等の給与及び旅費に関する条例に特別職として教育委員会教育長の給与を追加する内容となっております。

議案第16号別紙資料12ページをごらんください。第1条の特別職の処遇について、第3号として教育長を追加するものです。

13ページをごらんください。教育長の給与月額を57万9,500円とするものであります。金額については従前と変更ありません。

なお、附則において施行期日を平成27年4月1日としておりますが、県教育長の教育委員としての任期中については現行制度の教育長を継続するため、教育長がなお従前の例により在職する場合には改正前の規定を適用するものとする経過措置を設けております。

以上が本条例の概要であります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第17号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例についての議決を賜りましたので、本条例における教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を削るとともに、5%の削減期間を1年間延長する内容となっております。

議案第17号別紙資料16ページをごらんください。第1条の特例期間の終期である平成27年3月31日を平成28年3月31日に改め、減額期間を1年間延長するものであります。

17ページをごらんください。教育長を追加するため、第1条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改め、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例が廃止になったことに伴い、第2条を削り1条立てになったことに伴い、第1条の見出しを削るものであります。

附則において、施行期日を平成27年4月1日としておりますが、現教育長の教育委員としての任期中については現行制度の教育長を継続するため、教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第2条の規定については改正前の規定を適用するものとする経過措置を設けております。

以上が本条例の概要であります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 震災からずっと続いてきている減額措置だとは思いますが、これはいつまで続けるのですか。1年1年の延長でずっと来ていますが、そろそろとめてもいいのかなと思うのですが、恒例のように世の中の景気、不景気に伴って減額措置というのはとかくあるものですが、震災からもう4年たっていますので、そろそろ減額措置はやめるべきと思うのですが、執行部のほうでは

どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） この5%の措置につきましては、今回の改正にもありますが、平成14年から続けている措置でございます。それで、今議員おただしのその後の減額につきましては、震災後20%ということやらせていただいておりますが、それについては昨年でもって一応廃止といえますか、なくさせていただきました。5%につきましても事務局として郡内ちょっと調査をさせていただきました。ただ、郡内のほとんどの各町村におきましてもこの5%だけは、大きい町村もございいますが、5%はやるということでございましたので、今回も町長との相談の上、今回上程させていただきましたので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、いつまでかという。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） いつまでということにつきましては、今後郡内の町村との動向を見ながら、協議しながら進めていきたい、いければと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 含みはわかります。ただ、一生懸命働いた報酬ですので、本来であればこういう震災が起きて大変な時期であれば上乘せの給料をもらってもいいくらい皆さん一生懸命頑張っているのかなと思うのです。時勢からいうと上乘せなんていうのはまず認められない話ですが、従来に戻して満額いただくというのは自分の報酬ですので、ぜひ一日も早く戻していただくことを要望しておきます。いつまでかということ、この議案通れば1年間ということになりますが、1年の間はよく検討してもらって、郡内の町村の動向は関係ないと思うのです。その辺町長が自分で決断して戻すよというのはなかなか難しいのかなと思いますので、総務課長を筆頭に各課の長でそういう英断を下していただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長でございますか。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 本当にありがとうございます。今後これ28年の3月までですので、その間にしかるべき相談をさせていただき、前向きに本当にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 12番さんよろしいですね。

○12番（渡辺三男君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、別表第1の表については朗読を省略し、附則から再度朗読を初めてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本条例は、福島県人事委員会による給与制度の総合的見直し勧告により、俸給表水準が平均2%引き下げとなることや各種手当の見直しとなる改正内容になっております。

議案第18号別紙資料19ページをお開きください。通勤手当については、最近のガソリン価格の変動などのため、上限額が増額となり、第12条第2項第1号及び第3号において運賃相当額の上限額を6万1,000円を6万3,000円に改め、20ページをごらんください。第2号で自動車等の使用の上限額を5万400円から5万2,500円に改めております。単身赴任手当についても上限額が増額となり、第12条の2、第2項において上限額を2万3,000円から3万円に改め、交通距離の上限額も4万5,000円から7万円にするものです。21ページをごらんください。管理職特別勤務手当については、管理監督者の勤務実態を考慮し、平日深夜勤務をした場合においても手当を支給することとなったため、第20条の2、第1項の年末年始の休日等の次に（次項において）週休日等というを加え、同項の次に第2項として管理職員が災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給することとする規定を追加しております。第2項の追加に伴い、第3項以下の条項整理を行い、第2

項中全項を全2項に改め第3項とし、第3項中全2項を全3項に改め、第4項と改めております。

勤務手当については、12月に0.15月増加した分を平準化するため、22ページをごらんください。第22条第2項第1号中100分の82.5を100分の75に改め、同項2号中100分の37.5を100分の35に改めております。

次に、再任用職員に対して住居手当及び単身赴任手当を支給することとなったことから、再任用職員についての適用除外規定である第25条の2中「から第11条の2まで」を「、第11条」に、第12条の2からを第13条に改め、までを削り、手当を支給することとしております。

給与表については、別表第1で俸給表水準が平均2%引き下げとなる表に改正となっております。

附則において、施行日を平成27年4月1日としており、給与表改正に伴う激変緩和のため、5年間の現給保障をすべく第3条に経過措置等が規定されております。

以上が本条例の概要であります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 一旦定年退職して、再任用職員のことをちょっと聞かせてください。この表を見ると1級職から6級職まで、これは現職だったころのその等級職に応じて、やめてから6級職だった人は6級職の32万1,800円、こういったもので再任用になるのかどうかと、あとは例えば冬とか夏のボーナスもこれに何カ月か掛けたものが給与として入ってくるのかどうか、この辺を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） まず、1点目の再任用職員につきましては、そのやめたときの、議員おっしゃるように6級ならば6級の再任用職のほうに行くということでございます。

それから、期末勤勉につきましても、その率はちょっと後でもしならばご報告申し上げますが、一般職員とは違う率で支給されるということですので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 議案第19号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明いたします。

今回の条例改正は、平成26年度中に受けた2件の寄附金305万円を奨学資金貸与基金として積み立てするため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第19号別紙資料31ページをごらんいただきたいと思えます。第2条第1項中、基金の額、現行の原資3億4,250万円を改正案、原資3億4,550万円に改め、同条第2項中、原資のうち現行の1,400万円を改正案、1,705万円に改めるものでございます。

32ページをごらんいただきたいと思えます。別表中ひろお会奨学基金の下に津田大介奨学基金300万円、その他篤志家奨学基金5万円を加え、別表を改めるものでございます。

附則におきまして、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休議いたします。

休 議 (午前10時57分)

再 開 (午前11時10分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第20号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第20号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、介護給付費の動向を踏まえ、第6期介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料率を3年ごとに改定しており、現在のものが平成26年をもって終了することから、平成27年度から29年度までの3年間の第1号被保険者の保険料率の改定をいたすものであります。

ご存じのとおり、介護保険事業費及び第1号被保険者保険料は、平成27年度からの3年間の計画期間における第1号被保険者数と要支援、要介護認定者数、介護サービス及び地域支援事業に係る費用の見込みをもとに算定するものであります。

本町におきましては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全町民がいわき市、郡山市などの県内自治体ほか関東地方等に避難し、介護保険認定者の増加と介護給付費が大きく伸びている傾向にあり、改定をいたすものであります。

議案第20号別紙資料33ページをごらんください。富岡町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明いたします。第14条の保険料率について、現行の平成25年度から26年度までを平成27年度から平成29年度までに改定いたすものです。条例の保険料所得段階及び負担割合においては、設定を現行の6段階から所得に応じた保険料となるよう9段階に設定いたし、保険料については町介護給付費準備基金の取り崩しにより、介護保険料の上昇を可能な限り抑制に努め、保険料基準額となる現行の第14条第4号の介護保険法施行令第38条第1項第5号に掲げるもの7万2,000円を改正案第14条第5号、介護保険法施行令第38条第1項第5号に掲げるものの年額を7万8,000円と改定いたすものです。ちなみに、月額保険料は6,500円と現行より500円の上昇となるものであります。

資料3ページに及びます。第16条については、保険料賦課期日において第1号保険者の資格取得喪失等があった場合、現行の所得段階を9段階に設定したことによる改正であります。

資料34ページをごらんください。第2条から第6条の「改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置」については、介護保険制度改正において要支援1から2、それ以外の軽度者の介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業が平成29年度まで段階的に市町村事業に移行されたことによる改正でございます。

施行期日は、平成27年4月1日からとなるものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第21号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、第3次地方分権一括法の施行に伴い、介護保険法の改正及び福島県指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例が制定に基づき、条例の一部改正が必要となったものであります。

議案第21号別紙資料36及び37ページをごらんください。富岡町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年富岡町条例第3号）新旧対照表によりご説明いたします。第14条中、「。以下「指定居宅介護支援等基準」という」を削るものであります。また、第93条

第2条中、「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「福島県指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（26年福島県条例第96号）第15条各号」に改めるものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第22号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、第3次地方分権一括法の施行に伴い、介護保険法の改正及び富岡町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定に基づき、条例の一部改正が必要となったものでございます。

議案第22号別紙資料38、39ページをごらんください。富岡町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法

に関する基準を定める条例（平成25年富岡町条例第4号）新旧対照表によりご説明いたします。第16条中「。以下「指定居宅介護支援等基準」という。」を削るものであります。また、第67条第2条中、指定介護予防支援等基準第30条各号を富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、かつこ内は本日議決賜りました議案第12号の条例番号が入ります。第33条各号に指定介護予防支援等基準第31条各号を同条第34条各号に改めるものでございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 富岡町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第23号 富岡町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、第3次地方分権一括法の施行に伴う介護保険法の一部改正により、条例の一部

改正が必要となったものであります。

議案第23号別紙資料40ページをごらんください。富岡町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例（平成25年富岡町条例第5号）新旧対照表によりご説明いたします。第1条中「並びに第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号」に、「及び法第8条の2第14項」を「、法第8条の2第14項」に改め、指定地域密着型介護予防サービス事業の次に及び法第8条の2第18項に規定する指定介護予防支援事業を加えるものであります。第3条の見出し中「指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格」を「指定地域密着型サービス事業等」に改め、同上中「及び法第115条の12第2項第1号」を「、法第115条の12第2項第1号及び法115条の22第2項第1号」に改めるものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 富岡町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第24号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正は、下水道法施行令第9条の4に規定する特定事業場に対する排水基準のうち、カドミウム及びその化合物に係る排水基準を平成26年12月1日に下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、富岡町下水道条例の一部を改正するものであります。

議案第24号別紙資料の41ページの新旧対照表をごらんください。第3章公共下水道の使用、除害施設の設置等第11条第1項第1号中、0.1ミリグラムを0.03ミリグラムに改めるものです。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。カドミウムの量が0.1から0.03ということで大体約3分の1になっているわけですが、一気に3分の1というふうになった背景を、下水道施行令のほうだとは思いますが、その法改正の背景と3分の1にすることによって何ら問題はないのかをちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） ただいまの質問でございますが、下水道または流域下水道の要は河川、そういうものに排除されるカドミウムとかその化合物の安全を守るということで基準を少し強化したということでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 基準が厳しくなるのは当然いいことなのですが、今あるうちの町のこの下水道の施設の機能上この0.03まで下がっても支障はないのかということと、下げられる何かがあったのかということなのですが、その辺をちょっと済みません、お願いします。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 大変失礼しました。ただいまの質問にお答えしますが、基準を厳しくするというのは、要は下水道の処理場に流入してくるというものですから、その基準をきつくしても当然影響ないということでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） いや、復旧課長、そうではなくて、何で数字が厳しくなったかということと、それからもう一点は、それで富岡町の下水の処理場の機能から考えて問題はないかということをお聞ひしていますので。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 水質環境基準を改正に伴って当然入ってくる水準も下がるということで影響はないということでございます。これはあくまでも事業者、工場とか、そういうところから出てくる、出す基準ということでございます。

○4番（遠藤一善君） いいです。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成26年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第25号 平成26年度一般会計補正予算（第7号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業の完了、事務費の精査等に伴う整理が主であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,073万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を114億5,902万6,000円とするものであります。

初めに、歳入の主な内容について申し上げます。3ページをごらんいただきたいと思います。第1款町税1億1,627万8,000円の増額は、町民税において個人町民税1,475万8,000円の増、法人町民税4,831万1,000円の増により総額で6,306万9,000円の増となったほか、固定資産税が4,844万4,000円の増となったことなどによるものです。

第2款地方譲与税977万円の減額は、収入見込みにより地方揮発油譲与税251万6,000円の減、自動車重量税譲与税が725万4,000円の減となったことによるものです。

第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第6款地方消費税交付金についても収入見込みによりそれぞれ128万6,000円の減、119万3,000円の増、506万8,000円の増となりました。

第7款ゴルフ場利用税交付金については、収入見込みがないことから存目計上の1,000円を減額す

るものです。

3 ページから 4 ページをごらんください。第 8 款自動車取得税交付金についても見込みにより 414 万 1,000 円を減額するものです。

第 10 款地方交付税 563 万 5,000 円の減については、特別交付税の減によるものです。

第 11 款交通安全対策特別交付金についても見込みにより 105 万円の減額となったものです。

第 12 款分担金及び負担金 260 万 4,000 円の減額は、老人福祉施設入所負担金 256 万 6,000 円の減、心身障がい児就学指導審議会負担金 10 万 7,000 円の減などによるものです。

第 13 款使用料及び手数料 401 万円の増額は、町営住宅使用料過年度分 230 万 6,000 円の増、戸籍手数料などの総務手数料 157 万 7,000 円の増などによるものです。

第 14 款国庫支出金 1 億 6,333 万円の減額は、事業費の確定などに伴い、国庫負担金において児童手当負担金 885 万 6,000 円の減、国庫補助金において地域住民生活等緊急支援交付金 2,600 万円の増に対し、公立学校施設整備補助金 1 億 819 万 4,000 円の減、農地施設災害復旧事業補助金 3,533 万 3,000 円の減、被災児童生徒等就学支援補助金 2,206 万 3,000 円の減、国庫委託金において福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金 4,123 万 3,000 円の減に対し、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金 5,248 万 8,000 円の増となったことなどによるものです。

第 15 款県支出金 2 億 2,471 万 9,000 円の増額は、県負担金において福島県災害弔慰金等負担金 1,500 万円の減、保険基盤安定負担金 625 万 6,000 円の減、県補助金において緊急地域雇用特別補助金 3,571 万円の減に対し、核燃料税交付金 3 億 2,668 万円の増、県委託金において県民税徴収取扱交付金 1,144 万 8,000 円の増に対し、衆議院議員総選挙委託金 1,621 万 8,000 円の減、福島県知事選挙委託金 1,538 万 5,000 円の減となったことなどによるものです。

5 ページをごらんください。第 16 款財産収入 18 万 8,000 円の増額は、土地建物貸付収入 41 万 6,000 円の増、奨学資金貸与基金預金利子 26 万 5,000 円の減などによるものです。

第 17 款寄附金 1,665 万 2,000 円の増額は、ふるさと納税寄附金 972 万円の増、一般災害義援金 623 万 2,000 円の増などによるものです。

第 18 款繰入金 2 億 5,800 万円の減額は、財政調整基金繰入金 2 億 5,937 万 2,000 円の減、復興交付金基金繰入金 176 万 9,000 円の減、繰上償還に伴う減債基金繰入金 314 万 1,000 円の増などによるものです。

第 20 款諸収入 3,695 万円の増額は、療養給付費負担金返納金 3,094 万円の増、ごみ収集運搬負担金 283 万円の増、障がい程度区分認定審査会負担金返納金 105 万 2,000 円の増などによるものです。

第 21 款町債 1,000 万円の減額は、借り入れ見込みがないことから福島県災害援護資金貸付金 1,000 万円の減となったことなどによるものです。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。6 ページをごらんください。第 1 款議会費 646 万 8,000 円の減額は、事業費精査による議会活動費 528 万 8,000 円の減などによるものです。

第 2 款総務費 4 億 6,532 万 8,000 円の増額は、双葉地方広域市町村圏組合総務費負担金 3 億 2,668 万

6,000円の増、町勢振興基金積立金2億2,406万5,000円の増、地域住民生活等緊急支援事業2,600万円の増に対し、事業費精査などによりシステム管理運営費3,392万7,000円の減、まちづくり活性化事業費1,291万2,000円の減などによるものです。

第3款民生費1億3,960万円の減額は、事業費精査により臨時福祉給付金事業4,298万円の減、子育て世帯臨時特例給付事業費860万6,000円の減、介護保険及びサービス事業特別会計繰出金2,408万円の減、乳幼児等医療助成事業費1,834万2,000円の減、児童手当支給事業費1,220万円の減、県内外避難者交流事務諸経費1,756万2,000円の減、応急仮設住宅維持管理費871万7,000円の減などに対し、災害弔慰金の増に伴う東日本大震災救助経費2,028万円の増、老人ホーム施設管理費1,368万2,000円の増などによるものです。

第4款衛生費4,812万9,000円の減額は、事業費精査により予防接種事業費1,731万8,000円の減、保健対策事業費484万2,000円の減、環境衛生事業費1,910万6,000円の減、広域圏組合負担金289万円の減などによるものです。

第5款労働費6,423万6,000円の減額は、事業費精査による緊急雇用対策費の減によるものです。

7ページをごらんください。第6款農林水産業費1,507万7,000円の増額は、農業集落排水事業特別会計繰出金2,637万円の増に対し、事業費精査により避難農業者一時就労等支援事業費350万円の減、給与費411万1,000円の減、営農再開支援事業費132万3,000円の減、県営かんがい排水事業富岡地区137万8,000円の減などによるものです。

第7款商工費2,935万8,000円の減額は、事業費精査などにより中小企業支援事業費2,500万円の減、工業団地事業費163万4,000円、消費生活対策諸経費144万円の減、原子力広報調査等事業費314万8,000円の減などによるものです。

第8款土木費1億7,171万8,000円の減額は、事業費精査等による公共下水道事業特別会計繰出金1億6,046万1,000円の減、土木総務費310万7,000円の減、街路灯管理事業費267万7,000円の減などによるものです。

第9款消防費2,558万6,000円の減額は、事業費精査により富岡町防火防犯パトロール事業費1,433万3,000円の減、常備消防経費390万9,000円の減、消防施設維持補修費210万円の減、防犯対策事業費213万3,000円の減などによるものです。

第10款教育費4,188万円の減額は、施設整備事業費2,931万6,000円の減、文化交流センター施設管理費521万1,000円の減、体育施設管理費516万8,000円の減、教育委員会事務諸経費177万2,000円の減などによるものです。

8ページをお開き願います。第11款災害復旧費816万6,000円の減額は、道路橋梁施設災害復旧事業費570万円の増に対し、事業費精査などにより農地等災害復旧事業費956万3,000円の減、河川施設災害復旧事業費229万9,000円の減、給与費200万3,000円の減などによるものです。

第12款公債費400万円の増額は、福島県原子力発電所立地地域振興基金の廃止に伴う貸付金の繰上

償還による増でございます。

9ページをごらんください。第2表、繰越明許費は、年度内に事業が完了しないおそれがあることから翌年度に繰り越して予算を執行できるよう地域住民生活等緊急支援事業について繰越明許を設定するものであります。

また、補正第6号で追加設定した道路橋梁施設災害復旧事業費について金額の変更をするものです。

10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為は、平成26年度から平成27年度の期間に指定管理料の支払いが生ずることとなったため、老人ホーム施設管理費を新たに追加設定するとともに、平成27年度開始以前に予算を執行する必要があることから予防接種委託料及び妊婦健康診査委託料並びに応急仮設住宅維持管理費を追加設定するものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時02分）

再 開 （午後 零時58分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。16ページをお開きいただきたいと思っております。16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 畜犬登録が今現在何頭あって、登録した犬関係の亡くなったときの後処理関係まで、役所に届け出しているわけだから、亡くなったら亡くなったで後処理のことも考えてどのような指導をしているのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

25年度登録が53頭で現在登録が638頭ございます。その後亡くなった畜犬といたしますか、については今のところは個人での処理という形で行っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 一応亡くなってからは分類的には一般廃棄物扱いだと思うのだけれども、避難している状態でふるさと富岡にいるときみたいな各自の処分というか、処理できない状態であるのが現状だと思うもので、やはり飼いましたよという登録がある限りは亡くなった後のことまで行政のほうである程度一歩でも半歩でも前に進んで助言ないし補助をするような考え、今後できるかどうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

今のところ避難している市町村のところにいろいろお願いをしながら処理しているような状況でございます。ただ、場所によってはいろいろございますので、今後それについては検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○11番（高橋 実君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 36、37ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 38、39ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 40、41ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 42、43ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 44、45ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 46、47ページ。
2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。47ページ、企画費の中で地域住民生活等緊急支援事業ということで2,600万円の計上がありますが、この内容についてちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） お答えいたします。

本事業は、地域住民生活等緊急支援のための交付金というのが2月に補正というか、国のほうで決まりました。その中身なのですが、2つの分野から成っておりまして、1つは地域消費喚起・生活支援型というのが1つあります。あともう一つは、地方創生先行型という2つのジャンルというか、カテゴリーがありまして、1つの地域消費喚起のほうは結局今地方になかなか景気が行き渡らないという中で地域の消費を活性化させようという意味でございます。例えばなのですが、これ一般質問でもというか、町政報告でもお話町長のほうからあったのですが、実は富岡町という中があればできることなのですが、今なかなかないので、難しいというのが前提にありまして、その中でも1つは地域に商工会とか何かあればその中でプレミアム商品券とか、あるいはふるさと名物商品券とか、そういう地域の中での活性化のものをやれという話なのです。ただ、富岡の場合は富岡町がないので、みんなばらばらなので、商工業者の方にそれができるわけでもないのです、難しいという話ししてはいたのですが、なるべく全市町村ということなので、現在その事業としてこのうち1,600万円限度額なのですが、それを福島県内の中で回せばいいのではないかとということで今検討協議している。その部分での地域消費喚起型ということで1,600万円まずあります。

あともう一つのほうは、地方創生先行型ということで国のほうで地方版の総合戦略ということで立てました。それを都道府県、市町村でも立てろということなのです。これは、今後5年間の例えば地域の活性化とか何かの人口をふやしたり、あるいは新しい企業を立ち上げたり、あと結婚者とか出生率を上げよというのを5年間で策定しろということで来ています。これが限度額1,000万円来てい

ます。これもやはり富岡町という母体というか、ステージがないので、難しいのですが、それであっても今後の5年間の計画でございますので、この先もあるので、とりあえず今回は2,600万円、2つともお引き受けというか、努力義務なのですが、やるということで掲載してあるということです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○2番（堀本典明君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページ。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 57ページの社会福祉事業費の中の社会福祉事業委託料、基本的にはこれは社会福祉協議会だと思っておりますが、社会福祉協議会の中においてもおだがいさまセンターの一部が県の補助金等が今年度、今年中に切れるということは聞いておるのですが、その中の町民の就労にかかわる、または1つのおだがいさま工房というのできているのですが、これについてもいろいろ方向性が決める年だと思っておりますが、実は当初予算にはその以降については予算とっていないような形も見れるのですが、これからのおだがいさま工房がわかる範囲で結構ですが、方向性を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） ただいまの質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の中の現在おだがいさま工房のことについて今後どうなるのかということだと思いますが、この件につきましては現在おだがいさま工房については福島県の住まい対策充実等支援事業という補助金をいただきながら、3年間という限定でございましたが、事業を実施してまいりました。この事業実施の中で、ご存じのように富岡の手ぬぐいとか染め物を中心として事業実施してきました。その中で補助金がなくなってからどうするのかという話になると思うのですが、当初から補助金がなくなったときには自立が前提ですというような形で、実際作業を行ってきた方もそのような形でやっけてきてまして、次年度からはとりあえず自立をしたいという考え方で考えておるようでございます。

町といたしましては、本人たちのそういった自立をしたいというような考え方を尊重するとともに、今後事業を見据えながら支援していきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 内容わかりました。ただ、おだがいさま工房につきましては実際的に富岡町民の雇用の場でもあるし、これから雇用も生む場所でもあると思っております。また、富岡ブランドというのはこれから聞きますと商工会の一部の会社等にも事業的に展開するような話も聞いております。ですから、このものについては来年度以降についても町としても支援対策を強くお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 申し上げましたとおり、ちょっとその自立をしたいという考え方を尊重しながら見守っていきたいというふうには考えておりますし、そういった中で町がどのような支援が求められ、またしていくかということについても協議していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページ。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。59ページの臨時福祉給付金というところが4,000万円の減額補正というふうになっているのですが、この理由、内訳等を教えていただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 臨時福祉給付金につきましては、昨年度消費税が5%から8%に上昇したことによりまして、低所得者に対する1人1万円という金額の支給額の給付金でございます。これは、国100%の補助金でございます。当初町のほうでは町村民税が課税されていない方が対象であったわけなのですが、町のほうでは当初税の状況が把握できていないということもありまして、1億4,000万円ほどの当初予算を専決でいただいて実施してきたところでございますが、実際この事業につきましては1月の15で申請が終わりまして見込みが出たということで、今回実績といたしまして5,515人というような臨時福祉給付金については実績でございます。そのような形で実績見込みが6,790万5,000円というような形になりますが、その差額ということで今回減額をさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○2番（堀本典明君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 64、65ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 65ページの災害救助費の2番の生活支援費で応急仮設維持管理費が減額になってきたのですけれども、これは当然精査の中で出てきたと思うのですが、実際にどういう箇所で、どういう箇所というか、仮設住宅でどういうところの修繕費が多く発生してきていて、それで年数も随分たっているの、随分傷んでいると思うのですが、どういう現状なのかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○生活支援課長（林 志信君） 仮設住宅の応急修理費でございますけれども、本来は県のほうが行う事業でございますが、緊急性があるようなものに対しては町のほうで対応しておりますが、仮設住宅のまずは入り口の踏み板、スロープのところ、ああいうところが最近目立って朽ちてくるような場合がございます。それから、そのほかに例えば仮設住宅内の汚水の中継ポンプとか給湯器の故障、それからあとは天井等の雨漏りとか、そういったところが出てきておりますので、そういうところの対応にしております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 入り口のスロープ等なんかは急に悪くなるということでもないと思うので、できれば長くなってきて、当然木でできているものが多数ありますので、危険性が伴う場合もあるということで事前にある程度の状況を検査判断をしてその補修の対応を考えているというようなやり方はしているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○生活支援課長（林 志信君） 仮設住宅の点検につきましては、毎年県のほうでも9月ごろからやっております、それに合わせてその結果を見て修繕等を行っておりますが、町としても住民の方から連絡員のほうにここ壊れているとか、そういった情報入ってくる場合もございますので、その県の結果を待たずに町のほうで対応するというのもしております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○4番（遠藤一善君） はい。
○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 66、67ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 68、69ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 72、73ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 74、75ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 7款商工費の商工総務費のところでは中小企業支援事業費の002なのですが、2,500万円ほどの減額というふうになっているのですけれども、この減額の背景というか、これがうまく使われなかった状況というのはどういう状態なのかちょっとお知らせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（阿久津守雄君） お答えいたします。

26年度新規でこの事業を導入したわけなのですけれども、やはり施設費、設備関係の助成ということだったのですけれども、その中で固定の設備という状況が要綱上ありました。そうしますと、事務所等に固定で動かないようにしてあるような設備しか該当にならないというところで、その辺が使い方が悪いというような話を聞いております。その辺を今回若干見直しを考えております。今回は26年度では2,500万円減額しましたが、27年度からはその辺ちょっと要綱を見直ししながら御希望に沿えるような形でできるかということで今検討しているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 新規事業ということでなかなか事業そのものがうまく行き渡っていなかったのかなという感じがするのですが、ちょっともう少しPRというか、こういうものが町でやっていますよというのがもうちょっといろんな事業者に対してあったほうがいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどういうPRの仕方を現実にはしたのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（阿久津守雄君） 年度当初から商工会等に紹介しながら事業再開希望業者、震災上がってくるような業者には全てこの要綱の内容をお知らせしながら

ら、またホームページ等にも掲載して広報には努めているというふうに考えておりましたが、やはり内容等でいろいろご意見をお聞きしながら、その要綱上の縛りを少し緩めたいなというような形で今考えております。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ぜひともこういう制度をもっと広くPRしていただいて、商工会に入っていない業者も多分あると思うのですが、事業再開できる業種というのは決まってくるだろうとは思ひますが、少しでも町の中で活性化していくためにもこのPRをぜひとも来年度以降も積極的にPRしていつていただきたいなというふうに思ひますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君） さまざまな方法で考えていきたく思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 90、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 96、97ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 98、99ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 100ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 102、103ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 104、105ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。ございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 昨日産業復興の委員長に質問するような形になったのですが、それと同じ質問をさせてもらいますので、複数の原課長にわたると思いますので。

まず、富岡町が管理する道路、町道を含めて農道からみなし道路から一切合財の中の道路面の安全確保について、碎石ですりつけているところとか農集溝渠とかあたりで地盤沈下起こしたところの砂利のすりつけとか一切含めた状態で公共事業、インフラ整備に合わせて直していくのか、それまでの間どうするのか。

それと、農業用、生活用含めた用排水路、特に小良ヶ浜、深谷地区の80町歩から仮置き場かな、去年の1月の16か19、全協の中で環境省に質問して質問者である私には返答がまだ返ってこないのだけれども、原課のほうには行っているのだからわかりませんが、それで用水路、宅地盤から高いところにあるのが用水路、耕作に必要な水をかけるわけですから、その片かけ口の管理、どういうふうに行っているのか。管理もしないであき放しであるのであれば、おのずと田んぼ、畑、耕作面には入ってくるわけですから、一生懸命表面5センチ、10センチ剥ぎ取って、シート引いて仮置き場にしても、汚染水が入ってくるような管理の仕方しているのか。3区分の準備区域、居住制限とかというものもあるからなかなか大変でしょうけれども、環境省と町とのやりとりの区別の中は私わかりませんので。

それとあと、道路事業の官民境の地上高3メートル80までの枝葉、4年も過ぎているから、前は道路敷きのほうに入ってこなかったのだけれども、4年も過ぎたら40センチも50センチも道路敷きのほうに枝が張り出してきて、結局それをどけるのにはよける、回避するのは仮に50センチ出ていれば50センチ足した1メートルは対向車線のほうにはみ出していくわけですから、その先が右カーブ、左カーブ、カーブ敷きで下り勾配、上り勾配、町の中にもそういうところ結構あると思うのです。そう

いうところの一切合財の町が管理しなければならないやつをどのようにしていたか、また今後どのようにしていくのだから。環境省がその1、その2、その3で発注して各業者がいると思いますので、除染に伴ったことであれば環境省を窓口にしてその請負業者のほうに指導してもらうようにしてあるのか、あわせて流れ的に教えてください。関係課複数あると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） ただいまの質問についてお答えします。

まず、1点目の道路管理、要は敷き砂利とか、そういうものの安全性はということですが、当然我々道路をパトロールしながら安全管理に努めているわけですが、舗装のしなければならないところについては簡易的な舗装とか、そういうもので対応しているし、あとは砂利で当分応急処置としてするところはするところですが、ただ砂利道についてはきのうもちょっと話出ましたが、飛び石とか何かそういうところがあるということであれば、当然そういうところは簡易的な処理をしていきたいというふうに考えております。

あと、2点目の農業用と生活用の用水、排水の関係で片かけ口から水が入るというようなことですが、これについては当然用水路については今基本的に水は流さないようにはしているのですが、ただ防火用水との絡みもありますので、そういうところについては流しています。ただ、用水路とかについてはかなりの本数というか、数がありますので、全て管理できているかという疑問のところもありますので、その辺は我々できることはして、どうしてもできないところについては例えば除染とか何かというのであれば、そういう復興推進課のほうとの調整もしながらそういう業者さんをお願いしたりしてまいりたいというふうには考えております。

第3点目の道路に飛び出している枝葉の対応についてということですが、我々常にパトロールの中で交通に支障があるところについては枝葉の除去というものを対応していますが、全て対応できているかというところも抜けているところもあるかと思えます。当然そういうところについては、ご連絡いただいたりしながら対応していきたいというふうには考えています。ただ、今後については、ただ個人の財産的なところもありますので、そういうところについては担当課のほうから所有者を調べて対応したり、場合によっては全体的なことになるのであれば1件1件了解もらうというのはなかなか難しいというふうにも判断していますので、事前に広報等でこういうことをやりますので、そのときにはご協力くださいというようなやり方もあるかと思えますので、その辺も含めて今後検討していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 先ほどの農地の小良ヶ浜地区の仮置き場、仮置き場とか、そういうものについての水口の対応とか、そういうものをどういうふうに今対応しているかということで質問を受けたと思います。それについては、今実際に仮置き場をつくるということで客土をして

水口をとめて、できるだけ雨水並びにそういうものの排水ができるような状況をつくりながら整備をしていっている状況でございますので、そこについては、小良ヶ浜については、ただ雨が降った場合なのですけれども、それが大雨とか何かになって冠水するような状況が見られる箇所はありますので、そのところについてはうちのほうからまた環境省のほうに改善をしていただくように対応していきたいと思います。

また、農地等の道路または赤道等の枝払いについてもできるだけ環境省の除染の中でできる限りの対応をしていただきたいというような要望は出しておりますので、今後そういうものがありましたら復旧課と調整しながらJVのほうに対応していただけるように要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） まずは深谷、小良ヶ浜地区の用排水路、正月休み中にたまたま入る事情があったもので、私のほうから環境省のほうに、JVのほうには言ってやったのだけれども、片かけ口はまだ処理していないし、枝葉詰まってオーバーフローして池のほうに逆流してみたり、仮置き場に入ってきたり、いろいろしていたのです。だから、今もやっていないところが町道、県道にあります。行ってパトロールに入ればわかります。だから、そういうものは早急に環境省を通して請負業者のほうに徹底してやってもらうようにしなければ、せっかく仮置き場の整地をしても何にもならないということと、排水路のごみ関係、枝葉関係も定期的に処理しておかないと、これが詰まってオーバーフローして置き場に入り込んだり、関係ない民地に入っていたり、関係ない土側溝を水流でえぐってみたりしているところがそれなりにありますから。

あと、町道敷き、町で管理しなければならない道路敷きに4年も過ぎていと結構伸びて出てきている。だから、地主さんの了解というのは十二分わかっています。だから、これも環境省を窓口にして各業者のほうにそういう箇所があったときには、みんな平面図持っているでしょうから、名前なし番地ぐらいはわかるから、それを町のほうで管理している路線だったら地主さんのほうに説明電話でももらって、了解もらえるのであれば対処してもらいたいと。

あと、道路面、これも町のほうに下水関係で陥没したところを砂利で埋めているところまでという大変なところあるでしょうから、何回も言うようだけれども、大体おおむね町内3工区にわたってJVが入っていますので、これもあわせて環境省のほうにお願いして、請負業者の縄張りの中であれば掃き掃除してもらってタンパを打つとか、1回だけは町のほうで乳剤処理するとか、そういうことをしていかないと、今から今度待ち遠しい花見が来るわけですし、ましてや一般車両、工事車両がかなり多くなっていますから、管理が悪いのだということの事故なんかあったら町長どうします。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 今ご指摘のとおり、まず3点とも共通しているのは当然道路管理とか水路とかというものを復旧課で今管理しているわけです。当然今言われたようなことがないよう

に今後パトロールに力を入れながら対応できることはしていきたいというふうに思っております。

あと、今議員から提案あったように環境省のほうとの調整も必要だろうということであれば、当然環境省のほうと調整をしながら要望していきたいというふうには考えています。

あとは今最後の事故があれば当然道路管理者である町長のほうに責任が行くということになりますので、我々そういうことのないように努力していきますので、ご理解ください。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ただいま議員からご指摘の部分ですが、これについては今までも町の責任というものを問われたことがございますから、これらについてはそういう過誤のないような形をとるよう努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 町のほうの職員で、ましてや楯葉のほうの出先の職員が全体を一から十まで確認して対処するというのは俺は無理だと思う。だから、こういうときには福島環境省の廃棄物係だとか除染だとか県中県南のどこだとかここだとかって決めてマニュアルつくっておいて、この際だから環境省を窓口にして、何回も言うけれども、おおむね3工区にわたって発注がかかっているわけですから、そこの業者使って手だてさせたら。環境省に言ってさせるべきだと思う。そうすれば、その分だけ町のほうの職員の手も煩わさないで済むし、ただ安全パトロールはこれはしなければならないです。だから、一回関係課集まって、こういうことがあったときにはここ窓口にして要請するとか、そういうふうにして使うようにしたら、うちはとにかく好きで富岡町離れているわけでもないのですから、だから国であろうが東電であろうが使うところは使う。そうしないと、本当に町も守ることもできない、職員もふやしたからって守ることもできなくなるから、こちら辺はきっちり線引いて、けんか腰でもいいからやらせるべきところはやらせない。答弁は要りませんので、今後そういうような形でふるさと空き家のまま帰ることのないように、苦情がないようにそういう対応をとってください。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 私聞きたいのは、富岡町でやっている文化財レスキューのことでちょっとお聞きしたいのですが、この文化財レスキューというのは富岡町すごく誇る事業だと思っています。ただ、この事業が若い職員の有志の方でやっているということをお聞きしてびっくりしたのですが、今富岡町も解体等が進んでいて各家のお宝というもので出してほしいという要望も結構あると聞いておるのです。その中において、今の職員の中の有志だけでそれが賄うのかということと、もちろんこれを行うその作業の安全性を含め、またその諸経費等についてもどうなっているのかちょっとお聞きしたいのですが、その点よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） お答えします。

公の文化財等は既に救出していて、今ご指摘いただいた民間の歴史的価値のあるものを救出するという、昨年にプロジェクトチームを立ち上げてやっています。私が今その座長としてやっております。有志というとなれなのですが、このプロジェクトチームという組織上の体制でもってやっていますので、有志というよりは職務として、ただ複数の課にわたる職員をメンバーとしてやっているというのが実態でございます。

あとは予算関係については、特にゼロ予算でやっております、人件費等は当然かかっているのですが、項立てというか、予算上に何か措置しているものではございません。ただ、ご指摘のように非常にいろいろマスコミもそうですし、何よりも町民の皆さんのほうからの感謝というか、ご厚意の声も聞こえておりますし、プロジェクトチームそのものは歴史の文化財の保存だけではなくて、それを例えばきずなをつなげるとか富岡の町の思いをどう展開していくか、あるいはそういったものを材料にしながら小中学校の学校教育の素材をつくるというような意味合いがあって、今議員からもありましたが、非常に有意義な事業だと思っています。

実態としましては、予算についてはゼロ予算、職員についてはそのようなプロジェクトチームという組織を立ち上げてやっているとということでございます。今後につきましては、今立ち上げてまだ1年たっていないのですけれども、この状況を見きわめながら予算が必要であれば補正なりなんなりで対応したいと思います、今のところ今のような状況で続けていくというようなことでございます。

あとは町内に当然立ち入りますので、安全管理等々についてはこれは歴史文化保存PT以外にも同じような立ち入り業務がありますので、それは分け隔てなくしっかり対応してまいりたいと思います。ただ、家屋で若干荒廃している家屋内の立ち入りとか等々あると思いますので、その辺の注意喚起は徹底して管理をしてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長あるのですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） 企画課というよりも、同じプロジェクトチームで私副やっていますので、今予算関係、当町ではないです。では、予算もないのにやっているのかという話になりますが、これは県のほうの博物館とか何かの助成金とか、そういうものを対応させていただいていますし、あと仕分けとか何かについてもやっぱり福大とかの学生さんとか何か、そういうのを研究されている先生もいらっしゃいますし、お手伝いしますよというやっぱり県関係でもそういうチームがあるようなので、その辺のご支援をいただきながらやっているということなので、まるっきり町からは出していないですが、そういうところの予算で動いているということでございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。また、済みません、私ちょっと認識不足でプロジェクトということで名前が上がっているということで、さっき言った有志ということは訂正させていただきます。

今回一応広報にもこのような形に載っていて、実はこれを郡山のうちも私何人かご拝見させていただいた。一応各町村においても富岡町というのはやっぱり郷土を愛する心というのがあるのだなということで随分認識を持っていただいたということも私に話いただきました。だから、そういう面ではぜひとも予算を立てていないということもあると思うのですが、各職員の方々も仕事、本業を含めて、またプロジェクトチームに入ってまたやるという形になるよりも、できれば少しでも余裕を持った、できればその配置をつけていただければ一番いいのですが、ある程度町民の意向に合うような形で十分活動していただきたいということと、あと町長今回こういう形で富岡町はほかの町村から比べるとそういう郷土愛というのはすごく強い地域であると思うのですが、町長としてはこのプロジェクトを含めて富岡町のその郷土愛という形はどう考えていますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） いや、今副町長と聞こえたものですから……

○6番（宇佐神幸一君） 済みません、言葉が足りなくて。

○町長（宮本皓一君） 私挙手しなかったわけですけども、今回の町で取り組んでいるこれらの外部事業、大変町としても町民の皆様から歓迎を受けている、そういう事業だと思います。

これらについて、今ほど経費等について町でそれらを計上していないという部分がありますが、全てにおいてこれ無償というような状況でなくて、日曜あるいは土曜日に休みのところを利用しながら、大学の先生に教示を受けながらやっているものが大半ですが、これらについては先ほど企画課長が言われたように支援事業みたいな形で福大のほうからご支援をいただいたり、それから町として何にも出さないわけではなくて、これらを収集して歩くための車とか、そういうものについては町の車を使っているわけですから、ゼロ予算ということではないというふうに考えております。これからもこれらの事業というものを町としても推進していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○6番（宇佐神幸一君） 了解しました。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（宇佐神幸一君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 私が所属している総務委員会のところで説明受けたのですが、ちょっと納得いかないものですから、老人ホームの施設管理委託料、これについて質問させていただきます。

かなり増額補正ということで、説明受けたのはやはり65歳以上の健康な方が入る老人ホームに要介

護が必要な入居者が多いということで、現在46定員が36なのだけれども、10名も欠員しているのに予算が足りないということなものですから、瞬間的に単年度で特別今年だけ足りなかったというのであれば理解はできますけれども、これからもそういう状態が続くということであれば何らかの改善策が必要かなとは思いますが、説明を受けたところ入居者を募集すると。でも、要介護者がいる限り、どんどん、どんどんやはり今入っている人も様態が悪くなっていくことが想定されるので、抜本的な解決にはならないのかなと思うのですが、その辺課長ちょっともう一度お話を聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） お答えいたします。

養護老人ホームの施設管理料についてということでございます。こちらにつきましては、ちょっとこれまでの養護老人ホーム東風荘の経過と、それから今回の補正の提案の理由を含めてご説明させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

まず、養護老人ホームはご存じのとおり昭和39年に富岡町に町立として定数75で設立いたしました。当初は町直営としておりましたけれども、平成12年に介護保険制度が制定されまして、そこによる大幅な改正がありました。それから、それに伴いまして町も行政改革の中で町直営ではなくて民間に委託をした入所者のサービス向上を図ったかどうかということで、平成15年に社会福祉法人伸生双葉会に指定管理者を委託をしたというふうな経過がございます。

そのときの経過的には、委託費につきましては国支出金であります措置費という中で賄うというのが前提でございまして、委託料というのはございませんでした。しかし、平成18年にその後老人福祉法の改正によりまして従来の国庫支出金の措置費が地方交付税に委譲されまして、措置費の基準単価も大幅に減額になりました。そのような状況の中で18年以降は伸生双葉会も財政的には厳しくなっておりまして、基金を崩しながらの運営をしていたというふうな話は聞いております。

そのような状況の中での東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故によりまして、入所者75名につきましては川内に避難後県内の病院、それから特別養護老人ホーム、養護老人ホームに数名ずつ預け入れていただいたという経過でございます。そのような中であって、受け入れ先の施設においても被災に加え定数を超える厳しい福祉サービスであったためにぜひ富岡町のほうでその方を戻してくれというような要望がありまして、町の責任において郡山市の協力をいただきまして平成25年1月7日に町立の養護老人ホーム東風荘を開設したところでございます。

運営につきましては、町直営ではできないため委託することになりましたが、養護老人ホームの運営は赤字経営が免れないということで措置費の収入のみで委託を受け入れるというような業者はありませんでした。そのような中、従来から運営していた伸生双葉会がやはり入所者の性格、それから入所者のことを熟知しているということもありまして、委託先としてふさわしいということで町のほうでお願いし、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございますが、指定管理者の指定ということで基本協定書を締結したところでございます。しかし、指定管理料につきましては当時

新たな施設における管理費が予測できなかったこと、それから46名という定数の削減によりまして措置費収入が減になること、それから多くの介護認定を抱える介護支援員のスタッフの増が必要なことというような大きな課題がありまして、町と伸生双葉会は1年間の管理運営の実績と見込みを勘案して、基本協定とは別に年度協定書における指定管理を定めるというような形で締結をしておったところでございます。このたびの補正の年度協定に基づく予算は、それに基づいて行ったものでございます。

さて、平成26年度の東風荘は1名の入所はありましたが、死亡や退所によりまして現在33名と大幅に定員が割れておりまして、措置費の収入の減となっております。町村別の入所者につきましては、富岡が18名、楯葉が2名、双葉が4名、浪江、南相馬が2名、いわき市、新地、三春町が1名であります。入所者の介護状況につきましては、入所者33名中介護認定者が79%になる26名でございます。本来の養護老人ホーム入所基準の自立者はわずか7名でございます。福祉サービス提供の労力が多くかかりまして、国の基準は看護婦が1名、支援員が4名増の職員配置状況が必要となっております。多くの人件費が必要であります。つきましては、措置費収入がことし26年度は1,860万円ほどの減が見込まれまして、人件費の支出費が多くかかるということで極めて悪い運営が見込まれることから、伸生双葉会は支出削減に向けての努力をいたしたところでございますが、その支出削減額は今年度230万円程度にすぎず、今回年度協定に基づきまして新たに1,368万8,000円を補正したところでございます。

そのようなことから、今後町のほうではいろいろと受託先である伸生双葉会とともにこの厳しい状況を改善しなければならないというような責務を感じておりまして、努力したいと考えておりますが、平成25年度1月に国の補助金をいただいて設立した老人ホームでございますので、やはり定数の削減とか施設の停止とかというような形になりますと、そこでいろんな補助金の減額とか、そういった事象が出てきておりますので、27年度につきましては町ができること、それから伸生双葉会ができることということで2つに分けて検討しているところでございます。

今回町ができることとしましては、今その入所者の増を凶るということがやはり一番の町ができることではないかというふうに考えております。現在避難生活が長く続きまして、一人で生活している方、それから高齢者だけで生活している方たくさんおりますので、今後は各自治体とか関係機関、また生活支援相談員や復興公営住宅のコミュニティ交流員、それから民生・児童委員とより一層連携を密にしまして高齢者福祉の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、同時に東風荘入居者のサービスの低下を避けるというのは当然でございますが、伸生双葉会のさらなる経費削減のために指導してまいりたい。また、伸生双葉会におきましては制度の中でさらなる経費削減は最大に努力していただくということは当然でございますけれども、介護認定者が非常に多いということもありまして、介護事業者からの外部サービス利用型施設介護の指定を受けることによりまして外部からサポート事業を受けることができます。そういったことでできるだけ外部

からの支援というよりも、介護支援事業を受けて職員の経費削減に努めていただくということがとりあえず大きな努力目標かなというふうに考えておる次第でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 東風荘の生い立ちからずっと現在に至るまでの説明長々とありがとうございます。

私は、心配するのはこのままの状態がいつまでも続くのでしょうかという心配と、その状態が続けばやはり町からの補填がこうやっていつまでもやらなければならないと。今課長は、こういうふうなやり方がある、ああいうふうなやり方があると言っても、やはり中に入っている人が年々体調が悪くなって要介護状態になっていけば、これは経費がかさむことだよ。さっきの説明で33人入っていても、実際健康な65歳以上の老人ホームに入る資格のある人は7人だと、あとは何らかの介護状態の人が入っていると。やはり避難生活というのは、病気が進んで健常だった人がどんどん、どんどん例えば鬱になったり、要介護になったり、いい方向には進んでいないというのが現状です。やはりこういったところに入る人を募っても、健康な人がだんだん悪くなっていく状態なのだから、いい方向には向かないと思うのだ。私らは、ちょっとこういうことを考えるのは伸生双葉会と富岡町の間例えば3年契約なら3年契約で契約を結んだということは、損をしても儲かってもそれが契約ではないのかなと思うのだ。儲からなかったから町で金出してくれということになれば、ずっとその民間の利益の補填を富岡町がやっていかなければならないのかなというちょっと疑問もあるわけ。これは、伸生双葉会ではなくてよその話かもしれないけれども、福祉関係は結構働く人には厳しいけれども、内部留保もあるなんていう新聞なんかもありますから、そういったところは徹底的に検証した上でのことなのか、どうしてもその郡山においてはこういったところを管理してくれるところが伸生双葉会しかないのかどうか、郡山の業者さんも、いや、うちも受けてやってもいいよというところまで富岡町は努力して探す行為を行ったのかどうか、その辺もあわせて聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） お答え申し上げます。

まず、介護者が多くなるとこれからも経費がかさむばかりだというふうなことで、まさしくそうでございますが、本来であれば介護保険制度の中では要介護を受けていけば養護老人ホームには当然生活できないということで特別養護老人ホームないし介護施設のほうに移動するというのが通常のパターンでございますが、現在近隣の、また県内のと言っても過言ではないと思ひますけれども、特別養護老人ホームはどこも待機者が200名から400名という待機待ちの中でどうしても在宅でいる方が優先されて入所されるというふうな形の状況で、施設入所につきましてはなかなか措置がえがけないというのが現状でございます。26年度東風荘におきましては2名の措置がえはできたところでございますが、なかなか現時的には厳しいというようなことでございます。そのような中で今後どうするのか

ということでございますけれども、やはりその介護保険制度を利用するというのが大前提ではございますけれども、なるべく元気な方に生活の場として利用していただくというのが基本でございますので、町のほうとしてはそのような形で自分のことが自立できる人をまず生活の場としていただきたいというような形で考えていきたいというように考えております。

それから、このままではその経費がかさむばかりだというふうな話でございますが、基本的にこの養護老人ホームというのは、先ほど申し上げましたけれども、措置費額が特別養護老人ホームと比べて非常に少ないのです。特別養護老人ホームですと、例えば介護5ぐらいの認定者だと一月27万円から29万円ぐらいの費用が施設に入ってきますけれども、養護老人ホームですと生活費等を合わせましても十七、八万円、10万円ぐらい少ないというふうな形でどうしてもその設立している自治体の責務になってくるのが現状でございます。そのような中で町立養護老人ホームでございますので、町の責任としてやっぱり最大の努力はしていかななくてはいけないだろうというふうには考えております。

それから、ほかに委託業者はなかったのかということでございますが、やはり今ご存じのように介護業界につきましてはどこもスタッフが非常に厳しい状態でございます。富岡が郡山市につくったときもやはりそういったところで当たったところ、経過はあるそうですが、なかなかそういった事業者が見つからなかったということで伸生双葉会にお願いしたという経過でございます。今後もやはり同じく介護スタッフが少なく高齢者福祉につきましては非常にどこの法人でも厳しい状況ではあります。伸生双葉会に限らず、今度指定管理者制度が3年間で終わりますので、そのときには公募をしながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） これが特効薬だという解決策がないというふうに聞こえます。私もそう思っているんで、これは難しい問題だから、こうすればいいという問題ではないということは理解します。

それで、この入居者のいろんな町村なんかを見ると富岡町だけではないので、やはりこういった特老、要介護のような人たちは郡立の特老のようなものを郡山とかいわきとか、これは恐らく岩手、宮城、福島、この3県を考えたときにやはり要介護が進んでいるのは原発被災者だと、そういうようなNHKのあれも出ているみたいですから、やはりどんどん今4年目を向かえて悪いほうに向かっていっている、私はそういうふうに思っているのです。だから、これは富岡1町で抱える問題ではなくて、他町とも話し合いながら、やはり大きい100人、200人規模くらいのを大熊、双葉、浪江、いろんなところと声かけながら考えていくべきかなと思っております。

あと、仮設住宅なんかの人の意見なんかを聞くと、健康な65歳以上の人はグループホームのような、今まで仮設でみんな仲よくきずなを築いてきたので、このままばらばらになりたくない。それで、一戸建て新築したり、中古住宅買ったり、マンションに入ったりもしたくない。みんなと一緒に住みたいなんていう人はそういうような考えもお持ちの人も結構いらっしゃる。やはり健康な人

は自立を促すような政策で要介護状態の人はそういった郡立の特老のようなものを用意すると、そういうような方向性もありなのかなと思うのですが、課長どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長、今郡内の郡立というような話も出ていますので、郡内でも特養が既に先行している町村が幾つかありますよね。その辺も含めて説明をしてください。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） お答え申し上げます。

今議員の提案である施設、特に介護を必要な高齢者施設につきましては郡立でまた検討すべきだろうというふうなこと、私も全く同じ考えでございますので、そちらにつきましては今後調整をしてみたいなというふうに考えております。

今郡内の施設の整備状況でございますけれども、まず特別養護老人ホームかわうちという施設ができます。これは、26年度にオープン予定だったのですが、工期がちょっと長引きまして27年度オープンというふうな形でございます。これは、社会福祉法人千翁福祉会というところで、つまりひらた中央病院が主体となってスタッフを集めて運営をしていくというふうな施設でございます。定員が80名の特別養護老人ホームでございます。

それから、今整備を進めているところは浪江町のオンフル双葉というところでございまして、これは社会福祉法人で従前浪江町でもやっていたところなのですが、これがいわき市に100床の特別養護老人ホームを開所したいということで始まっております。これは、博文会という社会福祉法人でございますけれども、医療法人のいわき開成病院がスタッフの募集をして、こちらのほうで運営をしていくというようなことでございます。

それから、大熊町につきましてはサンライトおおくまという特別養護老人ホームがございました。これは、やはり運営スタッフ、介護スタッフの不足によりまして計画を断念したところでございます。

それから、双葉町につきましては特養せんだんというところで施設がございまして、こちらのほうも現在スタッフは集まらない状況ではございますが、特養の整備に向けて検討しているという話は聞いております。

それから、檜葉町につきましては特別養護老人ホームリリー園というのがございました。これは、今檜葉が帰還解除に向けて、80床の特別養護老人ホームでございましたが、スタッフが不足しているということで何名かになるかわかりませんが、定数を削減して再開をしたいというふうな考え方でございます。

それから、同じく檜葉町に介護老人福祉施設ときわ苑というのがございましたが、これは既にいわき市で再開済みでございまして、100床という中で再開をしております。

広野町につきましては、社会福祉法人陽光会ということで老人ホームが1つございまして、こちらのほうも現在再開をしているのですが、高野病院が医療施設となって再開をしていますが、こちらのほうもやはり医療スタッフがいなくての再開というふうな形でございます。

それで、最後になりました富岡町でございますが、富岡町につきましても伸生双葉会が、前回の定例会のときにもちょっとお話し申し上げましたが、郡山市で40床定数の特別養護老人ホームを計画しているという話をさせていただきましたが、先日理事会が行われまして、やはり今度の介護保険制度の改正によります介護報酬の減額によりまして、40名の施設では運営が厳しいということで再開を断念したということで聞いておるところでございます。

そのようなことから各町村ごとに今やはり介護施設につきましてもどうか整備できないかということで検討、奮闘中でございます。富岡町につきましても伸生双葉会と今後町の復旧、復興を目指す富岡町の中に伸生双葉会として何か一緒に町と伸生双葉会が両輪でそういった施設ができないかということで今後は検討していきたいなというふうに考えておるところでございます。

あわせて、スタッフがいないという事情はどこも全く同じでございますので、その辺のところは避難町村と連携をとりながら前進に向けて検討してまいりたいというふうには考えているところです。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほど議員のご指摘の中ですが、養護老人ホーム館山荘ですが、富岡にあったときは75床というようなもので、それで措置費で全て賄える時代は富岡町で運営していました。それが措置費からそれらのものが介護というようなものに移るときにこれが市で双葉会のほうにお願いしたわけですが、そしてこれらについては今回ご存じのように郡山で再開しまして、そのときの指定管理者ということで3年間でこれだけの金額でお願いできますかと言ったら、いいです。ただ、年度1年1年で当然これを見直す年度協定というものが入っているのです。それで、これらが当初は45名で始まったものが今は33名ということでこれだけ入居者が減ってしまったと。ただ、45名というその定員枠の中では当然そこに張りつけなければいけないスタッフというのは数が決まっているのです。これ33人しかいないので、今度3人減らしますということできないのです。そういう意味でこれらの年度協定に基づいて今回これらの補正予算を組ませていただいたということでありまして、担当課の課長のほうにはこれだけのものを全てやるということではなくて、折半とかいろいろな方法があるのではないですかということも私のほうからは言わせていただいています。ただ、今回今このぐらいはかかるだろうということで補正上げさせていただきましたけれども、年度終わりましたこれらのものがきちっと精査されたときにはこの金額1,368万8,000円ですか、これが全て伸生双葉会のほうに行くというふうには私は考えていません。そういうことでまだまだこれらについては皆さんに説明不足な点はあるかと思いますが、今これらの33名の分を何とか富岡町が汗をかいて、では45の定員に近づけようというような考えはしているわけですが、今町の中ではほとんどの人が賠償をいただいている関係で財産があるということで入れる条件、それらをクリアできないというちょっとしたハードルにもぶち当たっておりますので、この辺も国あるいは県と相談しながら今後進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 今の東風荘の補正予算につきましては、仕方ないのかなと私も思っております。ただ、前回私一般質問の中でお話しさせていただきました伸生双葉会とのつながりということで、伸生双葉会というのは本当に富岡町と密接な関係というか、実際に社会福祉法人という法人格としては自分で施設を持って自分のところで運営するというのが通常であります。富岡の場合は特殊な形になっていると思います。ですから、多分富岡から見捨てられたらもう終わりだと思うのです。そのために富岡は帰還するというので今進めておるわけですね。ですから、伸生双葉会は本当に富岡に行ってから介護についてやっていただけるのかということが、いただけるのか、いただけないのかによっても今後伸生双葉会を何とか救済しなくてはいけないということも私は考えていかななくてはならないと思うのですけれども、その辺町長どんなふうにお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この伸生双葉会ですが、どうしてもいわきのほうでできないかということで私のほうからもご提言させていただきました。

ただ、今先ほど安藤議員に私お話ししたとき養護老人ホーム館山荘というお話をしましたけれども、東風荘の誤りでした。申しわけございません。

東風荘そのものを郡山で町が立ち上げたときにこれらのスタッフをここで今までいた方を集めたり、新しく採用したりということで対応したと思うのですが、どうしてもスタッフがいわきのほうでは集まらないというような話で郡山で再開したいのだというようなことで特別養護老人ホームについてもそういう話がありました。富岡に施設としてはあるわけですし、それからこれらが完全な形で除染というものが進めば当然リフォーム、リニューアルをしながらできないかというような話もさせていただきましたけれども、全で一貫した考えでスタッフが集まらないというようなことを言われています。これらについては、何とか正社員として募集すればどうなのですかというような突っ込んだ話も私からさせていただいているわけですが、どうしてもそれらでもなかなか難しいというようなことで、今この伸生双葉会が最終的な着地点というものについては向こうからもお話が私のほうにこういうふうだというふうな具体的な相談がありませんから、これらについてはそういう相談が来たときには町としてどういうことができるか、その辺も検討しながら対応してまいりたいというふう考えています。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 先が見通せないということでは私はまずいと思うのです。というのは、やはり富岡に帰って高齢者が多くなるわけですから、明らかにデイサービスなり施設なりは必ず必要になってくると思うのです。ですから、そういった面で富岡町としてもどこでやるのかも、やはりどこに委託するのか、どこに指定管理者としてお願いするのかを早急に決めていかないと手おくれになると私は考えておるのですけれども、やはりその辺はもう少し議論を早急にするべきだと思うのですけれ

ども、伸生双葉会が難しいということであれば先ほど5番議員さんが言いましたようにほかの社会福祉法人を本当に頼らざるを得ないと思うのです。社会福祉法人がなければ、富岡町としても帰ってから本当困ると思うのです。その辺もうちょっと早目に考えていただきたいと思うのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） ちょっと整理をさせていただきたいのですが、伸生双葉会が現在養護老人ホームを委託運営しておりますが、今議員がおっしゃったことにつきましては養護老人ホームではなくて特養も含めてという考え方ですね。わかりました。では、お答えさせていただきます。

まさしく議員のおっしゃるとおり、今後町の復興を進める上では高齢者福祉施設というのは当然必要であろうというふうに考えておりますし、やはりそこを担う社会福祉法人というのは当然必要だろうというふうにも思っていますので、その辺のところは早急に協議してまいりたいというふうに考えております。ただ、現在伸生双葉会といたしまして、東風荘の委託のほかには高齢者サポートセンター、大玉村のサポートセンターと三春町にあるサポートセンターを県の直接の委託事業で運営しております。こちらのほうも今後復興住宅ができることによりまして、またサポートセンターが三春に今計画中でございますので、そちらのほうも引き続き行っていただけるような方向性で今のところ話を進めておりますので、富岡町に帰町した場合につきましても早急に検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも補足してお答えいたしたいと思ひます。

早川議員ご指摘の部分、我々も非常に懸念しております。まず、我々生活インフラを町でどうやって復旧させていくかということ今いろいろ予算化している事業、今回提案している事業等を考えています。まだ着手、明確にメッセージを出していないのが福祉行政です。医療は、診療所の件今回ご審議いただきますけれども、福祉が早川議員おっしゃるように後から考えても間に合わないですし、あとは富岡町、大熊さん、双葉さんは困難区域が多いという状況の中では富岡町はその次に非常に厳しく、復旧、復興の最前線にある中でなおさら慢性的なスタッフ不足、担い手不足の中では富岡に誰が、職員が本当に集まるかという問題はずっとつきまとうのだと思ひます。だからこそ、安藤議員おっしゃるように広域連携の視点は当然必要で、今福祉課長からありましたけれども、現状は各町村で特養なりなんなりをつくってやっています。我々もそれができるかどうか十分検証しないといけないのですが、極めて困難区域に隣接している我々にとっては非常にスタッフが集まりにくい環境が当然見えてきていますので、その辺は広域連携のあり方、あるいは県なり郡立なりいろいろあるのですけれども、ちょっと私も軽々には言えませんが、そういった視線は絶対必要かなと思ひます。具体的には12市町村の将来像については福祉の分野、産業の分野、いろんな分野で今後のあるべき役割分担、広域連携のあり方を十分議論している最中でございますので、診療所はまず各町に一番身近な医

療機関として必要だというのは、例えばやっぱり福祉行政は広域的になりますし、今入所者数も複数町村またがっているわけですから、その辺のあり方についても私は私なりにそういった場面で訴え、担当課もそうですけれども、そのような議論の場で我々の実情をわかってもらった上で広域的な仕組みというものの検討のあり方を十分検証して、あとスタートが遅ければそのサービスは行き届くのが当然遅くなるので、それは今から十分検討してまいります。

それとあわせて個別の事業者さんに今伸生双葉会さんではどうかという議論も、富岡でどうするかといってもなかなか結論は出ないですけれども、そういった個別の議論は並行してということで対応してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 今まで皆さんの議論いろいろ聞いてほぼ細かい点までわかったのですが、ただこういう福祉施設に関しては病院が頭になっている福祉施設はじゃんじゃん立ち上がっていつているのです。こういう法人格をとっている伸生双葉会とか、そういうところは全く立ち上がれないでいると。何が問題かという、今まで行政とびっちりくっついて、足りなければ出してくださいよといって黙って出してもらっていたから、黙ってごねていれば幾らでも出てくるという頭のほうが強いと私は思うのです。そこを改革しないと、決して富岡町がプラスになるこういう法人の社会福祉の事業団にはなり得ないのかなと思うのです。

経費削減のためにいろいろ努力した結果、二百数十万円しか削減の努力できなかったと。では、給料体系とか、そういうのはどうしたのですか。一番かさむのはやっぱり給料なのかなと。ただ、給料を下げていけば第一線で働く人はますます集まりづらくなるというマイナス面もあります。ただ、一般の事業所ではそれをクリアしてみんなやってきているのです。何で町と手を握っているこういう社会福祉法人とか、こういう団体が立ち行かないかというのは、やっぱり行政がしっかりしなければならぬと思うのです。幾ら年度協定書を交わしていますからと言っても、それも逃げの一つかもしれないですが、そもそもこういう協定書を交わす自体も間違っているし、ここに来て1,368万8,000円ですか、それ町の予算に組み入れてきて、今回の全体的な予算見ると、私気になっていたのはマイナス、大変大きな予算減額になっている部分が随分あるのです。ここにひときわ目立って増額予算ということでびっくりしているのですが、いろんな壁はありますけれども、民間だったら民間のようにきちっと努力してやっているわけですから、その辺を努力すればできないわけではないと思うのです。といいますのは、本来であれば特別養護老人ホームも特養のほうも伸生双葉会のほうではできるわけですから、そういうものも立ち上げないがために老人ホームに入って重症になってきた方たちをそっちに移す手だてもない。ほかの施設に何とかお願いしますといっても、ほかの施設は自分のところで手いっぱいだというような状況になっているのだと思うのです。今の社会福祉とか、そういう部分は皆

さん言っているようにますます重要視される部分だと思うのです。その重要視される部分の外郭団体で伸生双葉会さんが本気になってやってくれないのだとすれば、やっぱり富岡町も真剣になって考えないと、富岡町に戻れるなんていうのは夢の夢の話になっていってしまうのかなと。

飯館ですか、震災後避難区域になって、どうしてもそういう施設がほかにはつくるのは難しいということで飯館だかはそのままそこで続けていますよね。そういうことだってやればできるのです。それ人集まらない、人集まらないと言って上層部のスタッフだけがんと構えて手あぐら組んで待っていたのでは集まるはずないです。ましてや今まで人集めにくかったというのは休業補償ですか、4年間の休業補償ありましたので、なかなか腰を上げて動く人が少なかったというのは確かに事実かもしれないです。でも、やっぱり努力して集めて、皆さん努力しているわけですから、幾ら伸生双葉会さんであっても、これは民営で努力しなくてはならない部分に対して1,300万円何がしの支出というのは私は無理だと思うのですが、だから最初に言った給料の努力とか、そういうものの削減はあったのですか。その辺全般答えてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） お答え申し上げます。

給料の見直しはあったのかということでございますが、伸生双葉会の職員につきましては給料の見直しについては行っておりません。これは、社会福祉法人としての給与規定がございますので、町のほうでどこまで踏み切れるのかというのはございますので、そこまでは行いませんでした。これは、今議員がおっしゃるとおり、当然こういった運営を行っている関係上そういったところの見直しも本来であれば努力をしていただきたいということで指導はすべきだろうというふうに考えております。

それから、支援員が8名ということで定数の倍いるというふうな話を先ほど申し上げましたけれども、そのうち正規職員は1名なのです。あとの6名は通年雇用、1年間契約の職員で非常に安い給料でございます。それから、もう一名はパート職員での対応ということで、そういう正職員に採用しないで通年雇用の職員で対応しているというような努力はさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 実際第一線で働く人たちの給料削減とか時間給の削減とかあれば、当然スタッフは働かなくなってしまうのかなと思うのですが、役員とか、そういう人たちもいるわけですから、そういう部分の一切見直しなかったということで再度質問させていただきます。

だから、その辺が私は間違っているのではないかなと思うのです。役員とか事務的に入っている人たちは当然削減すべきであって、その辺を考えないで町にだけ出して、全て町のせいにして人が集まらないからだどうだこうだというのは、これ誰にも責任ないわけです。社会に責任あるとすれば、社会の責任を町が負う必要があるのかということになるのです。それに対応してやっていくような方策を打ち出さないと伸生双葉会そのものがだめになってしまうわけです。この伸生双葉会さんは

そういう状況、そういう時期が私は来ていると思うのです。46床で立ち上げて、立ち上げる時もスタッフが集まらないから、とりあえず何名から始まったかわからないですが、1回に46名ではなくて段階を踏んで20とか30とか40とか46、やっと46までは一時期上がったのかな。上がった時期はほんの一時期であって、それでまた今度社会の措置費の見直しとかいろいろな問題があって下がっていったということで、今先ほど町長が言ったように皆さんお金賠償で持っていますから、それに該当しなくなったとか、いろいろな面でマイナスが来ていると思うのですが、それが来年になればまた全部ゼロに戻りますよということではないですから、これ出せばいいという問題ではないと思うのです。1,300万円、町は新年度の予算は総額で220くらいになるわけですから、一般会計を含んで、だから特会含んで。だから、1,300何がしのお金なんていうのは、本当にいいですよ、いいですよというくらいのお金なのです。だけど、考え方としては私はそうではないと思いますので、本当に方向づけをきちっとしてもらえないと賛同できない予算です。

先ほど町長の答弁の中にもありましたが、このお金全額向こうに行くということではないですよ、今からきちっと精査して、それは1,000万円で済むか800万円で済むか、精査した結果これで足りなくなる可能性はないとは思いますが、そういう答弁いただきましたけれども、それでは予算成立できないと思うのです。だから、その辺をきちっとしていただかないと、なかなか承認しづらい予算なのかなと思うのですが、その辺どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長、ですからその予算の執行云々も含めて。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 今回の補正予算につきましては、1,368万8,000円という補正でございますが、先ほど町長もお話し申し上げましたとおり、町としてこの補正額につきましては再度伸生双葉会と協議をいたしまして、町支出額を極力少なくなるような努力はしていきたいというふうには考えております。その協議を年度内に行いまして決定いたしまして、5月の出納閉鎖までの間の中で執行するというような考え方でおります。基本的に、再度申し上げますが、先ほど町長が申し上げましたように今回その補正予算額内での執行ということで前提に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） といいますのは、伸生双葉会さんには富岡町の職員課長を歴任した人も1人行っていますし、また出納の責任者やった人も役員で行っていますよね。だから、そういう行政の実態はよくわかっている人だと思ひます。今まで震災前、景気のいい時代だったらそれもまかり通る時代だったかもわからないですけども、今はただ震災があったがためにこうやって予算膨大に膨らんでいますけれども、やっぱりこういうのは認められないものは認められないと思ひます。そういう行政通の人たちがいるにもかかわらずこういうことをしてくるといひるのは私は理解できません。

やるのであればやっぱりとことん予算の縮減をして、減らせるものは減らして、ここまでやったけれども、追いつかない、どうしても富岡さんのために今後も引き続きやっていきたいから何とかお願いしますということであれば私は理解できないわけではないです。ただ、努力は全然していないに等しいですよ。どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 総務課のほうの立場としてお願いを申し上げます。

1,368万8,000円を今回老人ホームの施設管理ということで上程をさせていただきました。この件につきましては、先ほど来町長初めお話をされていますが、今後総務課としても予算調整の中で全額支出ということのその辺は最終的にチェックしまして執行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 進みましたけれども、戻すのですか。

〔「戻してください」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしでよろしいですね。

〔「あります。12番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 私は、反対させていただきます。

というのは、予算これで認めるわけなのですが、補正予算全ても認めるわけなのですが、ここの件に関しては予算がきちっと確定しないのですよね。確定しないものをこの席で私は認めることできないものですから、反対させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。賛成討論ですね。

○4番（遠藤一善君） はい、賛成討論です。

今執行部のほうからきちっと話を説明を受けまして、やはり老人を、富岡の老人ホームに入っている人たちを今ここで見捨てるということはできないですし、努力をするということですので、私はこの補正で上がってきた金額を予算として認めるということに賛成いたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 反対討論です。

決して中に入っている人を見捨てるとか、そういうことではなくて、根本的に解決しなければならないことを解決するという意思が伝わってこない。こういうわけだから、ああいうわけだからという話ばかりなものですから、私もこのままずるずるべったり行くことはよろしいことではないと思うので、反対します。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 平成26年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、12日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時36分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成27年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成27年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

平成27年3月12日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程

発議第 1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発議第 1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第26号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第27号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算(第3号)

議案第28号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第29号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第30号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)

議案第31号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第32号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第33号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第4号)

議案第34号 平成27年度富岡町一般会計予算

議案第35号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第36号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第37号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第38号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第39号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第40号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第41号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第42号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計予算

議案第43号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程

発議第 1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発議第 1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第26号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第27号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算(第3号)

議案第28号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第29号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第30号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)

議案第31号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第32号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第33号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第4号)

議案第34号 平成27年度富岡町一般会計予算

○出席議員(13名)

1番	山本育男君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
14番	塚野芳美君		

○欠席議員(1名)

13番 三瓶一郎君

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君

参 事	緑 川 富 男 君
企 画 課 長	菅 野 利 行 君
税 務 課 長	斎 藤 眞 一 君
健康福祉課長	猪 狩 隆 君
参 事 兼 生活環境課長	横 須 賀 幸 一 君
参 事 兼 産業振興課長 (併任)農業 委員会事務局長	阿 久 津 守 雄 君
参 事 兼 復興推進課長	高 野 善 男 君
参事兼復旧課長	郡 山 泰 明 君
教育総務課長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	渡 辺 弘 道 君
生活支援課長	林 志 信 君
参 事 兼 大玉出張所長	三 瓶 保 重 君
住 民 課 長	伏 見 克 彦 君
総務課長補佐	志 賀 智 秀 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 臣 克
事務局庶務係長	大 和 田 豊 一

開 議 (午前 9時58分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、13番、三瓶一郎君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回富岡町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 山本育男君

2番 堀本典明君

の両名を指名いたします。

○追加議案の上程

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、追加議案の上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第3、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発議第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(塚野芳美君) 次に、発議者から発案の理由を求めます。

議会運営委員長、6番、宇佐神幸一君。

○議会運営委員長（宇佐神幸一君） 発議第1号 富岡町議会委員会条例一部改正する条例について、発案の理由及び内容を別紙資料新旧対照表で説明いたします。

富岡町行政機構改革により富岡町課設置条例の一部改正されたことに伴い、富岡町議会委員会条例の第2条第1項第2号を改正するものであります。

内容は、第2条第1項第2号中、オの生活環境課を安全対策課に改め、キに新たに設置された拠点整備課を加えるものであります。さらに、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことから富岡町議会委員会条例第18条を改正するものであります。

なお、施行日は平成27年4月1日からとなっております。

議員各位のご理解とご賛同をお願いし、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 発議者からの説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（伏見克彦君） おはようございます。

それでは、議案第26号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,372万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,977万9,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。109ページをごらんください。歳入の主なものは、交付額の推計により第3款国庫支出金を1億4,080万2,000円、第7款共同事業交付金を1,179万1,000円それぞれ増額するものであります。

第1款第1項国民健康保険税は、国保税滞納繰り越し分の増収分86万1,000円を増額するものでございます。

第3款国庫支出金1億4,080万2,000円の内増額は、第1項国庫負担金において療養給付費等負担金の交付見込み額の増などにより5,671万8,000円を増額し、第2項国庫補助金において交付見込みにより財政調整交付金を2億8,533万8,000円増額する一方で災害臨時特例補助金を2億125万4,000円減額し、合わせて8,408万4,000円を増額することによるものでございます。

第6款県支出金、第1項県負担金は、交付見込み額により高額医療費共同事業交付金88万3,000円を減額し、負担金額の確定によりまして特定健診等負担金136万9,000円を増額し、合わせて48万6,000円を増額いたすものです。

第7款第1項共同事業交付金は、交付見込みにより高額医療費共同事業交付金で72万5,000円を減額し、保険財政共同安定化事業交付金で1,251万6,000円を増額するもので、合わせて1,179万1,000円を増額いたすものです。

第11款諸収入、第3項受託事業収入は、事業完了に伴い特定健康診査等受託料21万2,000円を減額いたすもので、歳入合計において1億5,372万8,000円の内増額補正となるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。110ページをごらんください。歳出の主なものは、医療費の推計により第2款保険給付費で6,993万5,000円、第9款基金積立金で国保財政安定化のため5,000万円、第10款諸支出金で平成23年度災害臨時特例補助金の額確定に伴う国庫返還金などのため6,761万1,000円をそれぞれ増額し、歳入歳出調整のため予備費を2,897万円減額するものであります。

まず、第1款総務費100万8,000円の内減額は、第1項総務管理費で処理件数の増による共同電算処理手数料の内増額などにより19万6,000円を増額し、事業完了に伴い第2項徴税費で87万6,000円、第3項運営協議会費で8万9,000円及び第4項趣旨普及費で23万9,000円をそれぞれ減額することによるものです。

第2款保険給付費、第1項療養諸費では、本年度支払い実績から推計し、一般被保険者分の療養給付費など6,992万7,000円を増額し、第2項高額療養費では審査支払い手数料8,000円を増額し、保険給付費合計で6,993万5,000円を増額するものです。

第3款後期高齢者支援金等及び第6款介護納付金は財源更正によるものです。

第7款第1項共同事業交付金は、拠出見込み額の減により高額医療費共同事業医療費拠出金で339万3,000円、保険財政共同安定化事業拠出金で29万6,000円の合わせて368万9,000円を減額するものです。

第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費は財源更正によるものです。

第2項保健事業費15万1,000円の減額は、事業完了に伴う不用額を減額する一方で処理件数の増によりレセプト点検委託料を増額したことによるものです。

第9款第1項基金積立金は、国民健康保険給付費支払準備基金に新たに積み立てするため5,000万円を増額するものです。

111ページをごらんください。第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、平成23年度災害臨時特例補助金の交付額確定に伴う国庫返還金の増額などにより6,761万1,000円を増額いたすものです。

第11款第1項予備費において、歳入歳出額調整のため2,897万円を減額し、歳出合計において補正総額を1億5,372万8,000円の増額、歳出総額を31億5,977万9,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

特別会計補正予算の質疑は、一般会計補正予算と同様の方法で進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。116ページをお開きいただきたいと思ひます。116、117ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 118、119ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 120、121ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 122、123ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 124、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 130、131ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 132ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第27号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ144万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,513万円とするものです。

135ページをごらんください。歳入ですが、第1款第1項分担金、第2款第2項手数料、第3款第1項国庫補助金、第6款第1項延滞金、加算金及び過料などの項目は、存目計上であり、収入見込みがないことから計4,000円の減額。

第3款第2項国庫委託金は、再生加速事業の確定により1,000円の減額。

第4款第1項繰入金は、歳入歳出の調整により152万1,000円の減額。

第7款第3項雑入は、原子力立地地域給付金による7万7,000円の増額であります。

136ページをごらんください。歳出ですが、第1款第1項下水道事業費144万9,000円の減額は、特環下水道維持管理費の事業精査により93万5,000円の減額、災害復旧事業費の調査設計委託料の確定により51万4,000円減額するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

140ページから145ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第28号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,536万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,139万3,000円とするものであります。

149ページをごらんください。歳入ですが、第1款第1項負担金、第2款第2項手数料、第6款第1項延滞金、加算金及び過料などの科目は、存目計上であり、収入見込みがないことから計3,000円の減額。

第2款第1項使用料は、下水道使用料延滞繰越金として6万2,000円の増額。

第3款第1項国庫補助金は、公共下水道事業の確定により2,414万2,000円の増額。

第2項国庫委託金は、再生加速事業費の確定により1,000円の減額。

第4款第1項繰入金は、歳入歳出の調整により1億6,046万1,000円の減額。

第6款第3項雑入は、原子力立地地域給付金及び浄化センターからのスクラップ処理費として89万3,000円の増額です。

150ページをごらんください。歳出ですが、第1款第1項下水道事業費1億3,536万8,000円の減額は、公共下水道維持管理費の精査により742万7,000円の減額。公共下水道災害復旧事業費の委託料及び復旧工事などの事業精査及び請け差により1億2,709万2,000円の減額とするものです。

次に、151ページをごらんください。第2表繰越明許費補正は、継続事業費である富岡浄化センター改修工事委託について、26年度工事委託業務の年度内完了が難しいことから限度額2億2,100万円を追加設定するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この議案につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

156ページから163ページまでございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 158ページの雑入に関して、どのような処理内容か。例えば数量、トン数掛けるキロ何円で処分してもらったとか、あとはそれに伴って線量管理、どのように管理をしたか、この2点教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） ただいまの質問ですが、まず1点目の処理内容ということですが、これは津波区域から出た処理場の鉄くずとかアルミ製品とか、そういうもので、部分的なものの数量をちょっと確認してなくて申しわけないのですが、そういうものの処分費として金額的には43万1,146円ということになっております。

あと、この線量については持ち込み先で確認はしているのですが、ちょっと私今データ確認してなくて、大変申しわけございません。後ほどお答えしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 11番さん、よろしいですか。

○11番（高橋 実君） 後ほどとは。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長、後ほどというのは……

○11番（高橋 実君） 時間かかるならば後でもいいけれども、可決しなければならぬのだから、この前に出るのだから、その後だからだけ教えてもらえば別に私は構いません。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時28分）

再 開 （午前10時29分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 大変申しわけございません。そのようにさせて、今日中に報告するというご理解賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

○11番（高橋 実君） いいです。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第29号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,136万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,763万1,000円とするものです。

167ページをごらんください。歳入ですが、第1款第1項分担金、第2款第2項手数料、第6款第1項延滞金、加算金及び過料は、存目計上であり、収入見込みがないことから計3,000円の減額。

第3款第1項国庫補助金は、農業集落排水事業補助金の確定により4,800万円の減額。

第2款国庫委託金は、再生加速事業委託金の確定により1,000円減額。

第4款第1項繰入金は、歳入歳出の調整により2,637万円の減額。

第6款第3項繰入金は、原子力立地地域給付金により26万7,000円を増額するものです。

168ページをごらんください。歳出ですが、第1款第1項集落排水事業費2,136万7,000円の減額は、集落排水維持管理費の精査及び請け差により172万2,000円の減額。福島県農業集落排水事業推進協議会会費が東日本大震災及び原子力事故によることによって免除により5,000円の減額。集落排水事業災害復旧事業の精査及び請け差により1,964万円の減額とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この議案につきましても項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

172ページから177ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 公共も特環もそうだと思うのですがけれども、特にこの農集排の区域の中の合併浄化槽の部分、これ上水道開始時期も迫ってきている中で約4年間使わないもので、かなり補修というか、タンクの中の清掃からモーターから何からだめなところをちらほら言ってきていると思うのですが、これ町のほうでひとつ窓口になって、そういうものを東京電力から補償でもらうとしても何にしても、窓口ちゃんとしておかないと町民もかなり困ると思う。そこら辺も27年度の予算書を見ても反映しているような様子もなかったものだからここで聞くのだけれども、そういうところの手当はどのように考えています。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） ただいまの質問ですが、まずは下水道事業、あとは合併浄化槽については復旧課で対応しております。今言われているように長期避難によって例えば合併浄化槽とか、そういうものを使っていないことにより維持管理ができていないために、そういう補修とか維持管理していく上での窓口ということになるのでしょうかけれども、それは当然復旧課のほうでそういうもの

は対応していきたいと思っています。例えばし尿処理なんかも4月1日からはオープンしたいということで今動いていますので、当然そういうものについて、生活環境課と絡むところはありますが、うちのほうで合併浄化槽とか下水道については対応していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） とにかく町民が戻られるような細かいところまで町のほうでカウントしてやって、そのときに話があったとき、どの課でどういう手だてをどのようにできるか、ちゃんと町民に事前にわかるようなシステム構築しておかないと平等さに欠けることになってくるから、絶対にそこはないように町長ひとつしっかりとした政策の中で打ち出してもらいたいものだけれども、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 当然今ご指摘のように町民に負担かからない形で対応せざるを得ないというふうに考えております。ただ、当然復旧課だけで本当にできるかというところもありますので、関係する課と連携とりながら、なるべく町民に迷惑かけない形で進めていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 町といたしましてもこれらの帰町の時期とあわせて町民の皆様にお知らせをするとともに、それらの窓口というものはやはり下水道と同じ扱いなわけですから、遅滞なくこれらを町民にお知らせしながら対応していきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 帰町というよりも、今居住制限と準備のほうは時間から時間までは入っていくわけですから、その上で事前に上下水道の使用部分というか、今度の資料にも出ていますよね、もらって。下水関係は使えるようになったけれども、合併浄化槽は使えないという不平等さが出るから、これもあわせて公共下水道、農集、特環とあわせてすぐ手だてをしてやって使えるように、そうなる町民もより一層帰る気力も。私よく思うのです。復旧、復興という言葉、皆さん国も何も簡単に考えて使っているけれども、基本的には震災前に戻すことですから、だから細かいことまでやっぱり町執行部のほうでは、大きいところの下水なら下水道ということではなく、それに伴う合併浄化槽、単独槽なんかもあるし、そこら辺もあわせて考えてやって、なおかつどういう無償のお金を使えるか考えてやるべきだと思っていますので、答弁は要りませんから、そこら辺も事細かくあわせて町民のために考えてやってください。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） お願いでよろしいですね。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 復旧課長、先ほどの答弁保留の件ですね。

11番さん、先ほどの議案で復旧課長のほうで答弁保留した分の説明をいたしますので。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 大変失礼しました。先ほどの線量の調査の件なのですが、受け入れ先のほうで計測していただいた持ち込んだものについては、全て100ベクレル以下という報告になっております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 100ベクレル以下はわかりました。実際はかった数値というのはあるでしょうから、これが50だったのか、20だったのか、後で教えてください。後でいいですから。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 測定していただいた数値が100ベクレル以下ということの表現ということで、個々の何ベクレルということは記載ないということなので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） いや、復旧課長、そうではなくて、それはでも向こうではそれぞれ測定しているわけですから、後でいいということですから、後でその実際の数値を後ほど報告するという事をお答えいただきたいと思えます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 大変失礼しました。それでは、後ほどになりますが、その資料そろい次第お渡ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（菅野利行君） それでは、議案第30号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出をそれぞれ121万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7,492万6,000円とするものであります。

181ページをごらんください。歳入ですが、第1款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出の精査調整により130万円を減額するものであります。

第2款繰越金、第1項繰越金は、平成25年度の繰越金8万4,000円を計上するものであります。

次に、182ページをごらんください。歳出ですが、第1款事業費、第1項事業費121万6,000円の減額は、主な内容として曲田土地区画整理審議会の諸経費である委員報酬等の精査により減額したこと、曲田地権者への事業説明会会場の使用料として計上していたものがいわき支所等の利用により不用となったことから減額するものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この議案につきましても項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

186ページから191ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第31号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、震災による被保険者の利用者負担額の減免措置が行われたことにより、一般会計繰入金の減額や介護保険基金繰入金の増額に伴い、既定の予算に2,628万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,681万4,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。195ページをごらんください。第1款の保険料、第1項介護保険料は、現年度普通徴収分としての存目計上分から1,000円を減額いたすものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、証明手数料において1,000円の減額をいたすものです。

第3款の国庫支出金6,202万4,000円の増額の内訳は、第1項国庫負担金が介護給付費の減に伴う額の確定により2,775万8,000円の減額。

第2項国庫補助金は、災害臨時特例補助金等の確定により8,978万2,000円を増額いたすものであります。

次に、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金等の額確定により4,574万4,000円を減額いたすものです。

次に、第5款の県支出金、第1項県負担金は、介護給付費負担金の見込みにより2,304万5,000円の減額となります。

次に、第6款財産収入、第1項財産運用収入は、介護保険財政安定化基金特例交付金基金、預金利子確定により1,000円の減額となります。

次に、第7款の繰入金1,958万7,000円の減額内容は、第1項他会計繰入金、一般会計からの繰入金で介護給付費繰入金及び職員給付費等繰入金が2,408万円の減額。

第2項基金繰入金で介護給付費準備基金繰入金が449万3,000円の増額であります。

第9款諸収入6万8,000円の増額内容は、第1項延滞金、加算金及び過料が存目計上分1,000円の減額であります。

196ページに移りまして、第2項預金利子は、預金利子収入により7万2,000円の増額。

第3項雑入は、第三者納付金返納金雑入としての存目計上分3,000円の減額であります。

以上、総額で2,628万7,000円を減額し、歳入総額15億7,681万4,000円といたすものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。197ページをごらんください。まず、第1款の総務費837万9,000円の減額の内容は、第1項総務管理費が高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画策定委託料が59万4,000円の減額。川内村に建設中の特別養護老人ホームの完成が27年度に延びたため、双葉地方施設整備負担金が225万2,000円の減額。職員給与費が5,005万4,000円の減額であります。

3項徴収費は、賦課徴収事務諸経費で27万9,000円の減額。

第4項介護認定審査会は、認定調査事務諸経費で20万円の減額であります。

次に、第2款保険給付費は、総額で1,474万7,000円の減額で、その内容は居宅介護、地域密着型介護、施設介護の第1項介護サービス費等諸費が1,030万2,000円の減額。

第2項介護予防サービス等諸経費が43万9,000円の減額。

第4項高額介護サービス等費が2,000円の減額。

第5項特定入所者介護サービス費等が400万2,000円の減額。

第6項介護医療合算介護サービス費等が2,000円の減額となったものであります。

次に、第3款の地域支援事業費は、322万3,000円の減額で、第3項包括的支援事業費の嘱託職員報酬、臨時職員賃金等の精査によるものでございます。

次に、第5款の諸支出金6万2,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金で第1号被保険者保険料還付金5万9,000円の増額。介護納付還付加算金4,000円の増額となったものであります。

第2項延滞金は、存目計上分1,000円の減額であります。

以上、総額で2,628万7,000円の減額で、歳出合計15億7,681万4,000円といたすものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。202ページをお開きいただきたいと思っております。202、203ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 204、205ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 206、207ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 208、209ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 210、211ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 212、213ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 214、215ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 216、217ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 218、219ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 220、221ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前10時57分）

再 開 （午前11時09分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第32号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（伏見克彦君） それでは、議案第32号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ82万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,444万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。225ページをごらんください。第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、証明手数料の存目計上分1,000円を減額するものです。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、繰入額の確定に伴い、保険基盤安定繰入金82万4,000円を増額いたすもので、歳入の補正総額を82万3,000円を増額とするものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。226ページをごらんください。第1款総務費、第2項徴収費は、徴収事務費の不用額62万2,000円を減額いたすものです。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、納付額の確定により82万1,000円を増額いたすものです。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金において、保険料還付加算金22万3,000円を増額し、第4款第1項予備費において、歳入歳出調整のため40万1,000円を増額いたすものです。

歳出の合計を82万3,000円を増額、歳出予算の総額を3,444万6,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この議案につきましては項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

230ページから233ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第33号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、仮設診療所一般管理費の精査によりまして既定の歳入歳出予算からそれぞれ12万円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ4,393万円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。237ページをごらんください。第1款使用料及び手数料、第1項使用料は、内科外来収入を12万円減額し、歳入合計を4,393万円といたすものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。238ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、一般管理費の精査によりまして12万円を減額いたすものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この議案につきましても項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

242ページから245ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成27年度富岡町一般会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第34号 平成27年度富岡町一般会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

震災から5年目となる平成27年度当初予算は、町内のインフラ復旧、被災者の生活支援や健康管理に加え、町内の復興拠点の整備や除染効果を確認、検証するための事業、町民相互の振興を図る事業を重要課題と位置づけ予算配分を行いました。

予算総額は、対前年度比で26億3,734万4,000円、率にして25.3%の増となる130億7,079万4,000円と過去最大の予算規模となりました。歳出総額に対する財源については、震災復興特別交付税20億4,371万2,000円を含む地方交付税24億8,049万9,000円、復興交付金基金繰入金7億9,257万7,000円、町勢振興基金繰入金6億円、災害復興基金繰入金5億円を含む繰入金43億8,632万1,000円などを歳入予算に計上し、予算編成を行ったものであります。

それでは、第1表、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。3ページをごらんいただきたいと思えます。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税については、震災による減免等により15億225万9,000円、前年度に比較して8,927万9,000円、増減率では6.3%の増となりました。主な内容としては、個人町民税が対前年度比4,619万9,000円の増、法人町民税が1,884万1,000円の増、固定資産税が2,274万1,000円の増、軽自動車税が50万6,000円の減、町たばこ税が206万円の増となっております。

第2款地方譲与税は、地方揮発油譲与税が75万8,000円の減、自動車重量譲与税が338万4,000円の減となり、譲与税総額では414万2,000円、6.6%の減の5,905万9,000円となりました。

第3款利子割交付金については120万4,000円、32.5%の減となる249万7,000円。

第4款配当割交付金については76万1,000円、38.4%の増の274万2,000円。

第5款株式等譲渡所得割交付金は前年同額の44万1,000円。

第6款地方消費税交付金については2,465万4,000円、16.5%増の1億7,386万円。

第8款自動車取得税交付金は13万7,000円、1.2%増の1,181万4,000円となりました。

次に、4ページをお開き願います。第9款地方特例交付金については、減収補填特例交付金21万8,000円の増により、7.7%増の303万9,000円となっております。

第10款地方交付税については、見込みにより普通交付税3億7,655万円、特別交付税6,023万7,000円、震災復興特別交付税20億4,371万2,000円を計上し、地方交付税総額では対前年度比5億7,109万9,000円、29.9%増の24億8,049万9,000円を予算計上しております。

第11款交通安全対策特別交付金については66万7,000円、43.9%減の85万4,000円となりました。

第12款分担金及び負担金については、老人福祉施設入所負担金294万2,000円の減、総務費負担金71万5,000円の減などにより360万5,000円、19.3%減の1,509万3,000円となりました。

第13款使用料及び手数料については、農林水産使用料197万7,000円の増、教育使用料95万8,000円の減、戸籍手数料などの総務手数料は196万8,000円の増などにより、対前年度比332万9,000円、43.8%増の1,092万2,000円を予算計上しております。

第14款国庫支出金については、対前年度比3億6,429万6,000円、9.5%減の34億6,529万3,000円となりました。主な内容としては、国庫補助金において原電立地地域対策交付金が9,795万6,000円増、臨時福祉給付金給付事業費補助金などの社会福祉事業費が7,974万8,000円の増、福島再生加速化交付金などを含む災害復旧費国庫補助金が2,493万4,000円の増に対し、復興交付金が9,213万3,000円の減、教育費国庫補助金が8,845万1,000円の減、国庫委託金において福島県原子力災害避難等区域帰還再生加速事業委託金が3億8,815万7,000円の減などとなっております。

第15款県支出金については1億9,586万9,000円、33.6%増の7億7,938万9,000円となりました。主な内容は、県補助金において営農再開支援事業補助金を含む農林水産業費県補助金が1億8,694万2,000円の増、地域支え合い体制づくり助成事業補助金を含む民生費県補助金が2,613万5,000円の増、緊急地域雇用特別補助金が1,145万5,000円の減などとなっております。

5ページをごらんいただきたいと思います。第16款財産収入については424万1,000円、72.2%増の1,011万1,000円となりましたが、主な内容としては財産運用収入として土地、建物貸付収入などの財産収入が375万4,000円の増、利子及び配当金が56万2,000円の増などとなっております。

第17款寄附金については、一般寄附金、ふるさと納税寄附金、災害寄付金それぞれにおいて存目計上でございます。

第18款繰入金については21億2,048万6,000円、93.6%増の43億8,632万1,000円となりました。主な内容としては、土地区画整理事業整備費等に係る復興交付金基金繰入金が7億44万3,000円の増、町勢振興基金繰入金が6億円の増、福島県市町村振興支援交付金を原資とする災害復興基金繰入金が5億円の増、財源不足補填などのための財政調整基金繰入金が4億3,208万1,000円の増などとなっております。

第19款繰越金については、前年度同様の5,000万円を計上しております。

第20款諸収入については、雑入において除雪業務委託負担金82万5,000円の増、財産使用に伴う管理費18万円の増などにより118万6,000円、1.1%増の1億660万円となりました。

第21款町債については、前年度同額の1,000万円を計上しております。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。6ページをごらんいただきたいと思います。第1款議会費については、議員共済費439万5,000円などの増などにより、対前年度比318万円、2.8%の増となりました。

第2款総務費については、対前年度比15億1,791万8,000円、63.4%の増となりました。総務管理費においては、新規事業として庁舎機能回復事業費12億370万6,000円、拠点施設等整備事業費2,330万8,000円、60周年記念式典諸経費2,183万2,000円、町内復興在宅適地選定業務委託500万円を計上したほか、社会保障、税にかかわる番号制度導入などに伴い、電子計算費が4,264万4,000円の増などとなっております。

第3款民生費については、7,183万3,000円、3.2%減の21億6,685万4,000円となりました。主な内容としては、社会福祉費において新たに臨時福祉給付金給付事業費7,091万1,000円を計上、高齢者サポート拠点整備事業費3,559万円の増、災害救助費において放射線健康管理事業が3億516万8,000円の減額に対し、新たに買い物支援事務諸経費2,426万1,000円、連絡所兼休憩室管理運営費1,687万4,000円を計上したほか、応急仮設住宅管理委託料の4,376万9,000円の増、コミュニティー推進事務諸経費1,624万2,000円の増、県内外避難者交流事務諸経費2,103万円の増などとなっております。

第4款衛生費については8,117万3,000円、8.2%減の9億752万8,000円となりました。主な内容としては、保健衛生費において新規事業である仮設診療所整備事業費6,400万円を計上する一方、環境衛生事業費3,855万8,000円の減、清掃費においてじんかい処理費、し尿処理費がそれぞれ1,622万1,000円、6,394万6,000円の減、上水道費において2,737万円の減などとなっております。

第5款労働費については921万2,000円、7.5%減の1億1,343万8,000円となりましたが、主な内容としては行政支援業務委託料4,080万1,000円の減に対し、輸送委託料が3,158万9,000円の増となっております。

7ページをごらんいただきたいと思います。第6款農林水産業費については7億6,795万9,000円、134.7%増の13億3,793万1,000円となりました。主な内容としては、農業費において農業総務事務諸経費の調査委託料が926万7,000円の増、営農再開支援事業費が1億8,117万円の増、農業集落排水事業特別会計繰出金、農地等維持修繕事業費の増などに伴う農地費5億6,738万3,000円の増などとなっております。

第7款商工費については789万2,000円、2.7%増の2億9,854万1,000円となりました。主な内容としては、環境放射線モニタリング事業514万7,000円の増などであります。

第8款土木費については11億240万2,000円、66.1%増の27億6,984万9,000円となりました。主な内容としては、土木管理費において新たに復興調整事業費2,531万5,000円、環境放射線可視化調査業務委託料1億9,100万円などを計上したほか、除染対策事業費303万9,000円の増、道路橋梁費において新たに道路橋梁管理費3,200万円を計上したほか、道路維持管理事業費は2,462万円の増、都市計画費において曲田土地区画整理事業特別会計繰出金8億7,832万4,000円の増などとなっております。

第9款消防費については4億4,983万8,000円、45.5%減の5億3,795万4,000円となりました。主な内容としては、町内防犯カメラ設置に係る防犯対策事業費4億5,707万4,000円の減、防災行政無線経費1万6,000円の増などとなっております。

7ページから8ページをごらんいただきたいと思います。第10款教育費については1億2,666万3,000円、23.4%減の4億1,427万8,000円となりました。主な内容としては、教育総務費において富岡町立小中学校三春校の施設整備事業費1億7,755万4,000円の減、社会教育費において文化交流センター施設管理費の増に伴う文化交流センター費4,100万5,000円の増、保健体育費において総合型地域スポーツクラブ活動支援事業費330万7,000円の増などとなっております。

第11款災害復旧費については956万1,000円、4.4%増の2億2,694万9,000円となりましたが、主な内容は農林水産施設災害復旧費において漁港災害復旧費1,009万6,000円の増に対し、農地等災害復旧事業費3,469万6,000円の減、公共土木施設災害復旧費において道路橋梁施設災害復旧事業費3,716万1,000円の増などとなっております。

第12款公債費については3,284万9,000円、11.4%減の2億5,427万円となりましたが、内訳としては元金が2,727万2,000円の減、利子が557万7,000円の減などとなっております。

第13款諸支出金は存目計上です。

第14款予備費については、前年度同額の1,500万円を計上しております。

以上が平成27年度一般会計当初予算についての主な内容であります。主要な事務事業の詳細につきましては平成27年度事業計画の概要をお手元に配付しておりますので、参考資料としてごらんいただきたいと思います。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

14ページをお開きいただきたいと思います。14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 24、25ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 26、27ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 28、29ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 30、31ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 32、33ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 34、35ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 36、37ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 38、39ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 40、41ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 42、43ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 44、45ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 46、47ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 48、49ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 50、51ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 52、53ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 54、55ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページ。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 庁舎機能回復事業、これの12億円の件についてお尋ねします。

私の所属している総務委員会で説明を受けたのですが、まだ理解できないところがあるので、詳細についてこの回復機能工事はこういった工事で12億円になるということを再度詳しく説明してください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ただいまご質問ありました庁舎機能回復工事12億円の内容ということでございますが、現在考えておりますのは庁舎の建築、それから電気、機械ということで3部門で考えております。

まず、建築の庁舎本体につきましては外壁の改修、ひび割れ等がございますので、それらの改修、それから壁等の内装、あとは天井の落下がございますので、その辺を建築工事のほうで行いたいというように考えております。

それから、電気設備でございますが、電気設備につきましても機器の傾き、それから落下等がございますので、それらの修繕、それから充変電設備、それから現在4年間使わなかったことに伴う発電機等の更新等もございますので、それらを主に行いたいということで考えております。

それから、全般的に一番金額的に張るのが機械設備でございますが、現在空調といいますが、ファンコイル式の空調を採用しておりますが、それらを今回電気式といいますが、ファンコイルからの変更でパッケージシステムにエアコンを、空調設備をかえるというようなこと、それから高架水槽の更新、それから加圧ポンプ、給水ポンプ、井戸水の用水ポンプの更新、それから排水ポンプの更新等で機械設備については4年間使わなかったということもありまして、現在それらの最終点検、動作確認まではしておりませんので、現在のところそれらも更新ということで現在進めているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 役場庁舎を修繕するということは、帰町宣言のときに役場を使うということ的前提を考えているのかなと思うのですが、この役場に郡山の庁舎から職員を戻すということを前提にこの工事を想定しているのかということが1点。

その際に私が一番心配するのはやはり低線量被曝なのです。これ役場の構造はコンクリート構造なものですから、庁内と庁外ではかなり線量に差が出るのかなとは思いますが、現在川北も除染が入っていますけれども、そういった中で職員の低線量被曝に関してそういう対策を練った上での修繕工

事なのかどうか、その辺をちょっと詳しく。

総務委員会で説明を受けたときには保健センターのほうもやるというような話を聞いていました。保健センターであれば例えば乳幼児の健診とか、そういったものも入ってくるので、職員のみならずやはり町民の方、赤ちゃんなんかも健診に来るということであれば川北のあの位置でいいのかどうか。その辺も含めてこの修繕12億円というお金ですから、やはり後で一旦貯金を切り崩してやったとしても、国から回収するということであっても、国は一旦お金を出せば必ずそこは使わざるを得なくなると思うのです。そういったことを含めて、健康管理とか、そういったことを考えた上でのことなのか、その辺もお答えください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） その件につきましては、前回さきの委員会の中でもお話をさせていただきました。今回の庁舎機能回復工事につきましてはあそこを役場本体、保健センター含めた全体的な機能回復工事ということで現在進めさせていただいております。もとより今富岡町は平成29年の4月をそのときに帰還時期を見定めるということでいろんな拠点整備なりを進める上での方策を現在練っているところでございますが、それらを含め判断する時期が必ず来ると思います。そのときにやはり町役場が戻らなければということもございまして、今回そういうことになっております。

ただ、線量につきましては議員おただしのとおり、そのときにどういう判断をするか、当然私今現在総務課長ですが、課長として職員をそういう線量の高いところに行かせる、行くということとはできないということは考えております。ただし、町民がそこで、どれだけの人がお帰りになるかはわかりませんが、その辺をよく見きわめながら今後、そのためにはやはり庁舎は直しておかなくてはいけないということで今回上程しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、低線量被曝に関しても。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 大変失礼いたしました。職員に対する低線量被曝といいますが、それにつきましてもその辺は今後の除染の計画なり線量の低下が除染によってどのくらい下がるかということもありますが、ないような形で、それが何ミリだということになるのかどうかわかりませんが、その辺を含めて低線量にならないような形で進めさせて、職員にはならないようにその辺はよく管理しながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 課長の答弁は、ちょっと抽象的なのかなと。努力するとかならないようにとか、やはり1ミリ以下にするとか例えば環境省では山林はやらないけれども、そういった拠点とするようなところは国がやらなかったら町が山林除染まできっちりやるよとか、何か具体的な案が欲しいのです。努力するとか気をつけるとか私も職員の健康には気を使っているとか、それってでは具体的

にどうということとなってしまうと全然答えになっていないと私思うのです。

本来であれば川南、一小とか一中とか富高とか、あとは南双葉農協のあいた場所を交渉するとか、あとは例えばこういった限りなく役場というのは帰還困難区域に近いところにあるので、浪江の再開なんかとはわけが違うわけですから、役場庁舎そのものも東電賠償、あそこは6分の5ですか、28年過ぎれば6分の6で建物も賠償してくれないかと、南のほうに持っていくからとか、そういう案も検討すべきだと思うのです。ただ単にあそこが役場だから、29年来たらやはり対応しなければならないからというような考え方ではなくて、もっと将来にわたってのことを考えれば南のほうに持っていく考えもあっていいのかなと思うのですが、その辺の考え方を町長お願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 現在線量については、29年の4月がどうなるかということについては私も今ここで申し上げることができませんが、そのときの状況というのは物すごく変わっているのかなというような感じいたします。それが何ミリで職員を帰すか、そういうのは現在私自身も断定はできませんが、その状況によっては本当に庁舎に戻れる状況になるものと私も確信しておりますし、お願いしたいというものは今後とも国のほうともお願いしていきたいと思っております。

ただ、その庁舎を使わないで別なところということについては現在のところは考えておりません。そして、ただご存じのように庁舎を新たにということになりますと、要するに財源的なことを申し上げますと、庁舎に対しては現在庁舎を建てるには自前のお金でということが原則となっております。庁舎改修に当たりますと、今回の震災によって地震、それから現在避難している状況の中で経年劣化等につきましては復興庁の歳入も見込まれるというようなことから今回こういう経過に至ったものでございます。よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） あそこの富岡町の役場に戻すのには川北だからいけないというような今お話かと思えますけれども、決して私はそんなことはないと思います。これらについては、除染の結果というものを検証しなければいけない部分はありますけれども、当然あの役場というものはこれから機能回復をして使っていけるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） まずは今庁舎機能回復の案件ですが、私一番気になったのは12億円からの工事で、幾ら機能回復であっても、今冒頭で5番議員さんが質問してあらかたわかったのですが、本来であれば全協あたりで説明してもらうのが一番筋だったのかなと思うのです。その部分全然12億円の金額で説明なかったものですから、いろいろ危惧はしていたのですが、今説明聞いてあらかたわかったのですが、まず最初に今の庁舎内の線量、庁舎外の線量、その数字を教えてください。多分これだ

け機能回復させるということはいずれは使うと。総務課長のほうから別に建てかえとか、そういうことは全く考えていないし、財源的にも出てこないということで理解できますが、一番が線量の問題ですので、機能回復に踏み切ったということはそれなりの線量になっているから2年、3年の中では何とかという考えを持ったのかなと思うのです。その辺を詳しく教えていただきたい。

あとは機能回復して例えば3年も5年も庁舎に戻らないというようなことが来るとすれば、その回復した機械設備関係がまた使わないでおけば劣化する可能性がある。だから、これは見通しが一番やっぱり重要なのかなと思うのです。冒頭の、冒頭というより年始めの町長の話からいろいろ考えてみますと、曲田とか岡内に一応仮設的なものをつくって役場の一部を、実働部隊、そういう部分の詰めるところを移したいというような話もありましたが、いろいろ人の話聞いたりまったりすると多分予算でも上がっていると思うのです。ただ、この役場を機能回復していち早くその実働部隊を役場の中に入れていくような考えも持っているのかどうか、その辺からまずお聞かせいただきたい。でないと、曲田あたりにそういう機能を持っても、半年とか1年くらいでまた移るような話になりますので、その辺を例えば曲田にそういう機能を持たせたとすれば曲田にどのくらいとどめておく気なのか、これ重要な問題だと思うのです。その辺を答弁いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） まず、最初にお答えします。

曲田地区といいますか、現在拠点整備等を位置づけておる周辺に庁舎、先発隊といいますか、そういうのを置く予定はないのかということで、現在建物を見たり、実際滝川ダムの現場事務所なり旧専売公社等々を確認はしているところでございます。それがどういう形で使えるかということにつきましてはおっと踏み込んだ検討が必要かなと思っております。ですから、今のところそれを通り越して庁舎を使うというようなことにはならないのかなということで現在考えております。

それからあと、線量の件については生活環境課のほうからちょっと説明させていただきます。

それから、今回12億円の大規模な予算の中でやはり全協等でお知らせすべきでなかったかというような点でございますが、定例会前の全員協議会ということは、現在今までも例えば新規の新たな計画、それから新規条例等の案件について事前にご審議いただくというような場として設定をされておるということで認識しております。ですから、今回につきましては一応常任委員会のほうでは説明はさせていただきましたが、確かに今考えれば今までも両委員会を回って説明したというような経過もございますので、今後は事務局とよく相談させていただきまして、そういうのがあれば今後は全協なのか、両委員会で説明するのかを含めまして検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、修繕後の経年劣化についての件がちょっと漏れています。今整備して、これから……

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 例えば今回修理してもらってそれが直ったとしても、また何年か使わないと劣化するのではないかというようなおただしかと思いますが、それにつきましては今後の完成を一応29年2月、3月になるかわかりませんが、それを見越して今後その状態の中で一応帰町の判断を総合的に判断するかと思いますが、そのときにあと半年なり1年だめだということになれば、やはりその機械の動けるような作動、動作確認を含めて点検は3カ月なのか半年なのかわかりませんが、続けていく必要があるかとは思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君） 庁舎内の線量ということでございますが、昨年10月末からことし1月末あたりまで8カ所で線量をはかってございます。平均的に言いますと、1階北側の庁舎内といいますか、打ち合わせスペースについては1時間当たり0.13マイクロになります。1階の窓口、記載台周辺になりますと1時間当たり0.1です。これあくまでも平均でございます。それから、2階の都市整備課がありましたカウンターですと0.13。2階の西側といいますか、北側の喫煙スペースだと0.23。それから、3階の議場の窓付近でございますが、0.14。3階ワープロ室でございます。ここは部屋になってございます。ここは0.14。それから、2階西側玄関になりますか、ここは外側になります。ここで0.25になります。それから、職員の入り口にあります駐輪場になります。ここが0.58という結果が出てございます。あくまでもこれは平均でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ちなみに、外周りでございますが、昨日私学びの森のほうに行きまして、学びの森の昨日の線量が0.78というようなことで承知をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

線量からいうと室外と室内では大分違いますけれども、室内だと線量からいうと今すぐでも業務ができるくらいの線量になっているということで、さすがコンクリートの建屋なのかなと思うのです。ただ、室外に関してはまだまだそういう立ち入るような状況ではないというところで庁舎の修繕に踏み切ったというのは、町長としてみれば28年度まで集中復興期ということで国の予算が膨大に落ちてきていますので、その中でやるのが一番私もいいのだとは思いますが、28年度中盤くらいまでは29年度以降の復興予算のあり方を考えるということでいろいろまた出てくるのかなとは思っています。そういう中で役場の庁舎の修繕とか、そういう部分も多分できるようになる、これ想定ですから何とも言えないですけれども、そういうふうになってくるのかなと。部分的にはもう予算がつかない部分も出てくるとは思いますが、そういう中で28年度中にこれだけの線量の場所を修繕するということは、やっぱり一日も早く当然帰れるような状況にはしなくてはならないとは思いますが、富岡のあ

の川北に関してはとりあえず29年までは全くもう帰るということはありませんよということを書いてきていますが、いち早く帰れるような条件づくりに踏み切ったと思うしかないと思うのです。そうした場合にどうなるのかという考えを持っているわけですが、それだったら曲田あたりに拠点とりあえずつくっている必要ないのかなと思うのです。だから、全体の流れるにちょっと早いのではないかなと私は思うのです。ただ、予算の関係上でこれ自己予算ではとても何十億円なんていうお金は税収が上がらない中でなかなか出すことできませんので、その辺の兼ね合い非常に難しいとは思いますが、全体的な町長の考えの構想を聞かせていただければ一番ありがたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） やはり先ほど来ちょっとお話をさせていただきましたが、現在その庁舎を使うということで議員おただしのように、おわかりのようにそれなりの経年劣化、災害等によつての震災のいろんなお金が使えるということがありまして、今年度、27年度以降で庁舎を回復させたいということで今回予算を計上させていただきました。あくまでもこれは線量がどのぐらい下がるかというのが大前提だと私も思っていますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 集中復興期間の終期は27年でございます。今回の庁舎の機能回復ですが、これ27年、1年でできるものでないのです。27年にある程度のものはかかれるようになるのかなと思いますけれども、当然一度これらについて調査はしました。その調査の中で上がってきた予算で予算を組んだわけですが、これらについてどの機種をどこに持っていったら安く使えるのか、つくれるのか、そういう調査というものをどんどん進めていく必要があると思いますし、これらは富岡町5年間帰れない宣言出してございます。その終期が29年の3月ですから、早ければ29年の4月にはというようなことで国が解除宣言をするかもしれません。そのときに町は線量が何といても危険なためにこうして避難しているわけですから、国が解除したから、では渋々でも帰らなくてはいけないというような考えは持っていません。町として検証して帰れる時期がその時期だったのであれば、当然帰ると判断をせざるを得ないと思いますから、そこまでは庁舎を機能回復したいということで今回上げさせていただきました。

これらについて、ことしにこの事業に取りかからないと、震災特交のこれらの財源が充てられない見込みもありますので、そういう意味で今回上げさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） あらかた理解はさせていただきました。

ただ、言葉で言いますとこれなかなか難しいのであって、普通に考えれば役場庁舎を機能回復して一日も早く戻れるようにしたいというのが本来の考え、言葉の意味になろうかと思うのですが、震災の特交を使われるうちに役場直しておいて、でも戻るのはあくまでも線量だということだと思います

ので、その辺の29年3月ですか、3月を迎えた後に検証とかいろいろやって、町民の意見を聞いたり、議会の意見を聞いたり、かなり難しい問題になってくるのかなと、今檜葉がそういう現実にぶつかっているわけですから、その辺を町長にじっくりと腹の中に据えていただき、その時期が来たら皆さんで議論してほしいと思います。お願いしておきます。よろしく。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今議員がご指摘のように29年の4月というお尻がありますから、これに向けて整備をしていくということは当然必要なことだと思います。そして、帰還というものが庁舎を整備したからもう帰れるのだという話でなくて、帰還時期あるいは当然避難解除というものはいずれ町がするものでなくて国がやるものですから、これらについてはそういうものがあると思います。これらについては、言われたからはい、はいという話ではなくて、町が検証して、そして皆さんと協議しながらこれらの時期というものは定めていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時06分）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前に引き続きまして、一般質問の項別審査を続行いたします。

58、59ページ、そのほかございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 先ほどの関連質問になりますが、庁舎機能回復工事12億370万6,000円と細かい数字まで出されていますが、これは設計事務所で積算されたのか、また大手ゼネコン会社のほうで算出されたのか、どういう調査依頼をされてこの数字が出たのかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） この12億370万6,000円の数字につきましては、今年度、平成26年度で議決をいただきまして調査設計をかけておりまして、その数字をそのまま上げたものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 先ほどゼネコンという話出しましたが、今回、前回の庁舎を設計いたしました設計事務所のほうにお願いしまして現在完了しているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 前回設計事務所、大手の設計事務所だと思うのですが、これだけの機能回復

工事をするに当たって、これは幾ら総務常任委員会が所管であってそこだけにしか説明しないと、常任委員会しか説明しないというのは、先ほどもちょっと何番議員かで触れたと思うのですが、やはりこの問題は産業建設常任委員会の委員もこれは議員でありますし、ただ単にここで議会で12億幾らの機能回復工事をしますから、この承認をお願いしますと言われたって承認できるわけでもないし、先ほど若干のこの工事の内訳はありましたけれども、やはり通常であれば幾ら修理費といっても、富岡浄化センターの二十何億円の工事にしても何でも全協を開いてやられたのです。条例改正とかその辺の程度はこれは全協開いて事細かく説明するが、この工事に対してはその必要性が先ほどあるような、ないようなことを言っていましたけど、これは本来であればもう一度この原点に戻って全協を開いて濃く説明していただかないと、私のほうではこれはちょっと納得もしかねるし、産業建設常任委員会でも全然初耳で、ぱかっと12億幾らの予算というのを提示されて納得できないところがありますから、その辺もう一度課長のほうから。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） その件に関しましては、先ほど議員さんのほうにもお答え申し上げましたが、定例会前の全員協議会におきましてはある程度の町の計画なり新規条例制定案件などを審議する場ということで私たちは捉えておりました。今後そういうものがあれば両方、議会のほうとも当然、事務局のほうでもご相談申し上げながらやっていければと、やっていきたいというふうに思っています。ただ、今回12億370万6,000円という数字を上げさせていただきましたが、今後これらが工事請負なりになったときには議会の議決が当然あるものということで考えておりますので、その際には今回のことを踏まえ詳細にご説明を申し上げ、ご理解を得たいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 今総務課長の答弁のとおりなのですが、今回の当初予算、来年度復興を具現化する大事な予算でございます。十何億円というこういった重要案件についての議会の説明に至らなかったことについては私のほうからおわび申し上げます。やり方についてはいろいろ案件、それぞれ多様ですし、今復興がどんどん進んでいく中でスピード感を持ってというところもあります。やり方については今後とも議会、事務局等を通してしっかりご相談しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

○10番（黒沢英男君） はい。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。私も同じところ、関連すると思っておりますが、質問させ

ていただきます。

先ほど放射線の影響の話で課長からも町長からも帰るためにやるわけではなくて、整備だけしておいてきちんと安全を確保してから戻るといようなお話をいただいたと思いますので、私は安心しております。しかしながら、その時点で職員の皆さんも非常に不安を持っている方もいらっしゃると思うのです。例えばある程度下がったという状況の中でももう少し下げたい、例えば環境省がやるべきだと思いますけれども、周りの山林をちょっと除染するのをいざとなったらば町でやるのか、そういった覚悟を持っているのかどうかというのを1点と、来年度は詳細設計であるとか、そういったところになってくるのかなというふうに思うのですが、今役場の西側の大原の田んぼというか、畑のところまでチップ化の処理をしております、それは屋根もないところでやっていて、今すごい風が吹くと役場のほうに向かってほこりなのか、そのチップ化されたものなのかが飛んでいっているような状況を見ているのですが、工事始まる時、やっぱりそういうのが入ってしまってまた内部汚染されたとかいうことがないようにそういったところも環境省あたりときちんと詰めて作業を進めていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ありがとうございます。

当然今後進める上では環境省なり、それから今回の予算でも上がっておりますが、町で今後除染の検討委員会なりを立ち上げる予定を今定例会の予算にも計上させていただいておりますので、その辺の検討委員会の意見も聞きながら、当然環境省等の意見も聞きながら、先ほど来申しておりますが、とにかく除染というか、線量が下がるということが大前提でございますので、その辺をやっていきたいと思います。

それから、2問、もう一問ありましたよね。

〔何事か言う人あり〕

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 済みません。現在役場の西側でもって企業体のほうで破碎を行っておりますが、その粉じんが庁舎のほうに来ているというような状況も私も行ったときにちょっと見ておりますので、その辺はやはり国でやっている仕事ですので、その辺も協議しながら、例えばそこで最初低かったのだけれども、後ではかったら高くなったとか等、絶対そういうことのないようにだけさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○参事兼総務課長（滝沢一美君） はい。それと、今多分宅地ですと20メートルぐらいまでは環境省のほうでやっていただけるかと思いますが、その辺の検証をしながら、その奥のほうに行っては当然町がやるのか、環境省がやるのかの整理も必要かと思いますが、ぜひその辺は低減に向けてやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 今役場周辺の山林については、これから大林J Vのほうが生
活圏の20メートルを実施していくということで環境省とは話がついております。やる時期については
まだ決定しておりませんが、そういうような経過となっております。

あと、チップ化についての粉じんに対しても今調査をして粉じんが飛ばないように話を進めており
ますが、今粉じんに対して測定は通常実施しているということでございます。それについてもこうい
う要望がありますというような話もしておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。低減がなされるように努めていくということでの
で、安心しております。

あと、チップ化の話もありますが、いろいろと除染も進んでいて、いろんなところでいろんな除染
がやっておりますので、工事始まるときにその影響がないような仕組みというか、打ち合わせなりし
ていただいて工事進めていただくようお願いしておきます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 5番議員との関連であります。まず最初に皆さんからいろいろ意見が出ま
したけれども、こういう大きな工事は全協を開いてやるべきであると、丁寧な説明が必要だというこ
とを先ほど副町長から答弁いただきましたので、この点は納得しましたが、もう一点、5番議員の質
問の中で出ました放射線量、屋内についてはおおむね大丈夫なのかなと思っておりますが、屋外につ
きましては高いところありますね。例えば駐車場が0.5、学びの森が0.78と。これは、富岡町が帰還
した場合役場庁舎はその中心となりますので、その中に赤ちゃんも含めていろんな町民が来るわけ
です。ですから、そっちの森のほうを20メートルやれば十分なのかどうかわかりませんが、その
辺を含めて十分安全確保できるように町のほうから環境省のほうに要請してやってもらうのか、ある
いはだめであれば町の予算を使ってもやる覚悟があるのか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 先ほど来お話をさせていただいておりますが、まず何といても
職員初め町民が戻るためには線量だということは我々も自覚をしております。それについては、線量
を下げる努力というのはいくなくてはいけないですし、方法等についても検討しながら今後行ってい
かなくてはならないということをおもっています。

先ほど来山林についてもできない以外は町でやるのか、その辺の覚悟を示せということであろうか
とは思いますが、今の段階ではここで町が責任を持ってそこまでやるということも私としては断言が
できないような状況ですので、ご理解をお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 除染の件でございますが、まずこの原因を出した政府にやってもらうのが当然であります。ですから、赤ちゃんも来町できるように、そういった環境を整えるのが一番ベターなのかなと思いますので、強く町のほうで要望活動なりなんなりして、とにかく29年の3月に帰る、帰らないは別にして、そっちのほうに転んだ場合でも対応できるようにその辺はそれまでの間にちゃんとやっておくと。それで、万一だめだった場合は町でどうにか対応というか、それなりの方法をする用意があるのではないかと私は思うのですが、その辺の考えをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） まず、除染についてでございますが、まず今年度私のほうの予算のほうに、見せる化事業のほうの予算の中に宅地内の現地についてガンマカメラで写真を撮って、その線量の高い部分を確認するというような予算を上げております。それによって、環境省に対してフォローアップ除染等々を要望して線量をできるだけ下げてもらおうということで進めていくと。それを検証しながら、今度は除染の検証委員会のほうに提案をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 見せる化事業の中でいろいろやるということでございますけれども、また基本的には環境省と。

あと、見せる化事業の中でガンマカメラというお話出ましたけれども、ガンマカメラというのは線量が低くなればなかなかその性能的にファジーの部分があって難しいと思うのですが、その辺どのようにするのかお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） ガンマカメラについては、今までも楢葉町、そのほかに川内村、そういうような線量が下がっているような状況の中で測定をして、そこで周囲のデータよりも高い部分が出てくればそこがホットスポットということでその部分について再除染を促すということでございます。それで、ただその見た目だけではなくて、あくまでもうちのほうの職員等も同行いたしまして、その部分については線量計ではかって、高い部分についてはここが本当に高いよというような測定をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、60、61ページ。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 町民アンケート実施業務委託の時期なのですが、いつごろ実施予定なのか。これは、やはり年々、年々いろんなアンケートをとると、帰還する、しない、また長期退避するとい

うような考え方を持っている人がどんどん、どんどん変わっていていると思うのです。なるべく早い時期にやっていただきたいと思うのです。これが1点と、この2番目の集団移転事業調査なのですが、これもどんどん、どんどんうちをいわきに建てたとか郡山に建てたとか、そういう人たちが結構いるのです。一番最初に行った調査の時期と今とではどんどん変わっていると思うのです。これもその辺の調査するときにはいろんな面を書いて、本当に変わっている、これだけは出してもらわないと、今後いろいろとこの事業をやるかやらないか、やる方向で今進めていると思うのですが、ぜひともその辺の調査を明確にさせていただかないと、これも町発展に今後どのように展開していくのかということもあれですので、この辺を詳しくあれしていただきたいということと、それから3つ目に町内復興住宅適地選定業務委託というふうになっておりますが、本来は私これは役場職員でやるのかなというふうに感じておりました。一番富岡町に詳しい、事情を知っている人はやっぱり町職員なのです。手薄だといえば手薄になるから、業務が手薄になるからということでその業務委託してしまうのかなという感じはしますが、外部の人ではなかなかそのような詳しい、例えばいわきとかどこかの調査会社で、東京とかに依頼した場合に現状を知らないと、やはりここがいいとかなんとか、それに従わなければならないのです。候補地何点か例えば選んだとしても、その辺が非常に我々が考えている、地元の間が考えている場所とはちょっとかけ離れてきてしまうような感じもしますから、その辺の件も、この3点伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） お答えいたします。

1点目の町民アンケート実施についてでございますが、これは1つは今復興計画でございますが、そのパブコメも含めた内容です。あと、もう一つは子供アンケート、これも毎年やっていますので、それを想定しております。あと、町民に対しては例年復興庁とやっていますので、その辺来年どの時期にどうやるかというのはまだはっきりはしていませんが、この予算とは直接関係ないかもしれませんが、それも来年あると思っています。パブコメについては4月を想定しております。子供アンケートについては、まだ時期は決めてはおりませんが、議員おっしゃるとおり、なるべくそういった、できるだけ早い機会にやれるように今後詰めていきたいと思っています。

あと、防災集団移転事業のほうでございますが、これも昨年度からやってまいりまして、今年度該当する方々に21回と、あと出張で1回で22回説明させていただいています。現在は災害危険区域と移転促進区域の話がございますので、その両方について説明させていただいて、今それを集計というか、全員まだ集まっていませんので、集計させていただいております。防集につきましては、通常ですと10軒以上あるいはその住宅地、当該地の半分以上ということでございますが、東日本大震災においてはハードルが若干下がって5軒以上ということでございます。全体としては、申しおくれましたが、107軒が対象となっておりますので、その中で確かに再建されている方はございます。四、五十軒だと思ったのですが、そのぐらいの方は再建なさっているようでございます。あと、残りの方では5

軒以上とか、過半数は多分無理だとは思っていますが、最低要件はクリアするのではないかとはいっていますので、その辺で話がまとまっていけば当然その具体的な移転という内容に入ってまいります。その前段には災害危険区域という設定もございますので、そういう話がまとまってくれば当然来年の早い時期にそういうご相談をさせていただいて、設定してその移転先、避難指示が続いていますので、すぐに移転先がここですよという話はならないのですが、そういう見通しを立てた中で集団防災移転というのを進めていかざるを得ないというような状況でございます。

3点目の町内復興住宅適地選定委託業務でございますが、これについては今の防集の移転先も出てまいりますので、当然復興住宅であればその生活関連サービスの展開をどうしていくとか、そういった周辺状況の調査等もございます。あと、今回の場合には当然町営というか、復興住宅ということなので、集合だったり、戸建てだったりも想定できますし、あと既存家屋の活用も視野に入れたいと思っております。そういった関係上、それとあと地番とか権利状況の調査もございますので、そういったものをこの委託事業の中でやっていくという考えでございます。当然現場を知り尽くしている、これは丸投げという言葉はおかしいですが、委託事業でやったからそれをそのまま受け取るよということではなくて、やはり私たちも一番この拠点の中ではこれは核になる一つだと思っておりますので、当然現場を知っている職員ですか、職員もかかわっていく中でこれを作成して次の段階に進みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ほぼわかりましたけれども、この1番目の町民のアンケート実施業務委託というのはやはり早い時期にやっていただかないと、これだけは申し伝えておきます。この1年、一刻一刻変わっていく状況ですから、その都度やっていただかないと、どんどん、どんどんどうという帰還率はどうかとか子供さんは帰るのかとか、いろんな問題が生じてきますから、その辺のことがありますので、早急をお願いしておきたいと思えます。

2番目の防災集団移転事業の件に関してもやはり一番最初107軒ぐらいあったと、同意したということなのですが、だんだん、だんだん調査すればするほど40軒とか50軒とか、恐らく最低ラインの10軒以下なんていうことはあり得ないと思うのですが、私はこれだけは間違いなくクリアできるのかなと思って、それにだんだん、だんだん再建していく人たちが結構おりますので、その辺を調査した上で今後これを生かしていただきたいと思えます。

あと、今最後の3番目の町内復興住宅適地選定業務委託なのですが、これはやはり一番知っているのは職員の方ですから、その職員を中心にこの業務委託するのならするでそちらの会社にやっぱりアドバイスしていただかないと、この高層住宅あり、長屋住宅あり、一戸建て、戸建て住宅ができるわけですから、その辺の適地を正確に伝えていただかないと、やはり長引く関係ありますから、早急にその辺を煮詰めてやっていただきたいと思えます。

その辺副町長のほうから最後をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長、またあの件も含めて、防集で先ほど出た数字がそれは同意の件数ではないということも含めて説明してください。

企画課長。

○企画課長（菅野利行君） 3点につきましては、議員ご指摘の内容を念頭に置いて十分に進めていきたいと思っています。

今議長さんからございました107というのは、今想定されている全戸数でございます。ですから、最初に同意した数ではないので、その辺私の説明不足で申しわけございません。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） このアンケート等につきましては、今ほど企画課長からあったとおりでございますし、それから防災集団移転事業、これらの107戸というのは今回津波シミュレーションを各町村が立てるよとということが国のほうから県を通して言われています。それで、富岡町がシミュレーションをしたところ、107戸の家屋が1,000年に1度の津波であればまた震災というか、被害があるでしょうという戸数でありまして、これらについては私町政報告の中でも述べさせていただきました。これらの再建のために移転事業としてこういうことがありますよということは、もうご案内のとおりなのですが、これからこれらについていろいろと詰めていかなければならないものの委託でございます。

それから、町内復興住宅の、これ適地選定というような名前になっているので、なかなか皆さん誤解を招くのだと思います。今富岡町の復興公営住宅、これをつくるということを考えていますけれども、これらについては町の所有の土地、あるいはそういうものであればわざわざここに委託出さなくてもいいわけです。ただ、これらの委託事業というのは県、国がもっとスピーディーにできる方法ということで民間の住宅を活用してはいかがですかというような話がありますから、これらが町に提供できるものがどのぐらいあるのか、それらのことを調査したいということでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 64、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 68、69ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 70、71ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 72、73ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 74、75ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 76、77ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 78、79ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 80、81ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 82、83ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 84、85ページ。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 85ページの敬老会事業費ということで、毎年敬老会ということで高齢者の方がいわき、郡山地区で集まってある程度懇親、交流をしているということはすごくいいことだと思っております。ただ、前回にもお話しいたしましたが、どうしても敬老会に出席できない高齢者対策についてどう考えているのかということで、あのとき検討されるということだったのですが、今年度はどういう形に思っているのかお聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） お答えいたします。

敬老会につきましては、27年度で3回目の敬老会になります。対象者が約2,600人ほどいる予定でございます。ことしにつきましても開催につきましてはいわき市と郡山市と両方で開催をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） いやいや、ちょっとお待ちください。違うでしょう。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 失礼しました。来れなかった方につきましては、昨年度もその話につきましてありましたようにことしにつきましてもなるべく来れるような周知はもちろんでございますけれども、昨年ありましたように町の状況、そういったものも含めて町とのきずなを高齢者とつな

いでいくような方向性では持っていきたいなというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午後 1時30分）

再 開 （午後 1時31分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） なるべく来れるような形で送迎バス等の送迎はことしも行う予定でございますし、それから近隣のJRの駅とか、そういったところまで送迎バスも運行いたしまして対策をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 前回もそのような話いただいたのですが、私の中で思っている中には、来たい方も確かにいると思うのですが、どうしても家族が連れてこなくてはいけないとか、いろんな状況あるのも随分わかります。ただ、今回ぜひとも一つの提案なのですが、今度敬老会終わりました後の広報に敬老会特集という形ではないですが、そういう特集を組んでいただいて、そのいわきと郡山地区の会場において多くの参加者の写真を撮っていただくことによって、個人情報もございますが、ただ一応撮ることによって、それを見た方が隣近所の方がいるとか、そういう面での一つの言葉の交流ではないのですが、そうやってその安心感も高齢者の方は出てくるのではないかとということも踏まえて、何らかの終わった後に来ていない方の対処策というのは必要だと思うのですが、いかがでしょうか。同じこととなりますけれども、そのあたり再度聞きたいです。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） お答えいたします。

来れない方について、よりその敬老会の内容についての状況報告も含めてそういったことができるような対策も、広報紙だけではなくて、いろいろ考えてみたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ぜひともそれはやっていただきたいと思ひますし、これから高齢者の方がだんだんふえてくるとともに、もう4年になって実際にまだ避難をしているという状況下において、またそういう方たちの気持ちを少しでも和らげると、手段にもなるかと思ひますので、ぜひともやっていただきたいと思ひます。

終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） この敬老会については、いろいろ議論の末にやっと敬老会事業が始まって、できるだけ大勢の老人の人たちが来れるようにということで、町の計らいで郡山市といわき市に分けて、できるだけ来れるような状況をつくっておりますが、まだまだこういう状況になっても来れない人はいるのかなと思うのです。いるかないかは実際やってみないとわからないですが、一番はやっぱり一人でバスに乗ったりまったりして、幾ら迎えに来てもらっても、行くのは不安だという人はいっぱいいると思うのです。そういう人たちは、家族が連れてくれば来れるのかなという状況もありますので、家族をお願いして敬老会場まで連れてきてもらうという手も一つの手段かなと思いますので、そういう手段がとれるとすれば、そういう人たちには幾らかの経費の補填をしてやるとか、経費と言ったらおかしいですけども、家族、親子と連れてくるのですから。でも、そういうことでもしてやらないと、やっぱり家族も一歩前に踏み出す気にならないような状況が生まれますので、ぜひそれで人集めになるかならないかは別にして、試みはひとつ必要ではないかなと思うのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度の敬老会につきましては、前年度より100名ほど多い実績になりました。これも2回目ということと、あとバスの送迎というふうな工夫をされたということでの参加者が多くなったというふうには確認しております。今ご意見、ご指摘いただいた、ご指導いただきました内容につきましては最大限努力いたしまして、どういう方法がいいのかということをちょっと検討させていただきまして、参加できるような努力をしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

こういう状況ですから、敬老会とか、ああいう町の行事、大変有意義な行事になろうかと思います。老人の方にとっては、特に仮設とか借り上げにひきこもりになりがちですので、そういうところに一人でも余計な人を出してもらうためにはいろんなあらゆる努力必要だと思っておりますので、ぜひそういう心遣いを今後実施していただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今敬老会の参加者を最大限に募ってはいかがかというような話だと思いますけれども、なかなか郡山といわきだけではこれらをクリアするには難しい問題が多々あると思います。富岡町の避難している中でお世話になっている大玉村、これですと大字単位で敬老会を進めているような状況。こういうことを考えれば、富岡町の仮設そのものが、仮設でもやっているところもありますし、それから行政区としてやっているようなところもあります。そういう意味では、これを町

のほうで何とか集合かけて1カ所でやりたいというのが一番基本なのでしょうけれども、そういうものがなかなかどンドン、どンドン参加者が少なくなるということであれば、そういう今私がお話ししたような地域ごとの敬老会、これらも考えていく時期なのかなというふうに考えておりますので、今後今回の27年度の敬老会の参加者を見ながらそれらを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 90、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 96、97ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 98、99ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 003のコミュニティー推進事務諸経費の件なのですが、復興住宅ができて新しい住民の枠組が出てきたのですけれども、最近阪神淡路の検証とかいろんなところが出ておまして、復興住宅に入ったからといって孤独死がなくなるというのは、逆に孤独死がふえたというような話も出ておまして、富岡町の人たちも随分復興公営住宅のほうに避難したようなのですが、その避難された、新しく入った人たちの自治会組織ということに関してはどういうふうな進行状況になっているのでしょうか。特にここに新たな予算というのはないようなのですが。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○生活支援課長（林 志信君） お答えいたします。

復興公営住宅に入居された方の自治会でございますが、まず同じ棟、同じ建物に入る方たちが一つの自治会をつくるというふうになっているのですけれども、この同じ建物の中には富岡町民だけではなく、ほかの大熊なり双葉なりの方たちも一緒に入ることになります。今現在は、まず入居してから県委託のコミュニティー交流員という方がその中でイベントを月1回ないし2回開催して、その同

じ建物で一緒に住む方たちと顔合わせ的な交流会を行いながら、徐々に自治会の立ち上げ準備会に持っていきまして、最終的には自治会を設立するというふうな流れで現在動いております。その地域の自治会が設立されましたらば、郡山なら郡山地区の一つの地域の自治会の班として、また地域の中に溶け込むような形で地元の方たちとの交流を図っていくような、そんな流れになります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 募集の状況とかその募集の地区によって富岡町民以外の方と一緒に住んでいるということは、募集要項とかで理解しておりますが、ここで必要になってくるのは富岡町民同士の交流というの、県営住宅ですので、なかなか何となく、県営住宅で県の方針の中の自治会だけだと、富岡から見捨てられたという表現はよくないのですけれども、何か富岡と違うかなという感じになっていってしまったりするのがちょっと怖いなという感じがするので、できればいろんなところに借上げの町民の会があるように、自治会という形になるのか、町民の会になるのかわからないのですが、若干そういう棟だけではなくてその地域、ある程度の地域の中で町民の会とか、そういう災害公営住宅に住んでいる人の組織というの必要ではないかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○生活支援課長（林 志信君） お答えいたします。

まず、同じ棟だけではなく、その周辺に住んでいる富岡町の方、自宅を再建された方、それからまだ借上げにお住まいの方とかいろいろいらっしゃると思いますが、その周辺に住んでいらっしゃる町民とのコミュニティーということで、町では富岡町コミュニティーづくり推進団体運営助成金というのをしております。その方たちが、近くにお住まいの方たちが皆さんで集まってコミュニティー団体をつくっていただいて、町民だけのコミュニティーになりますけれども、そういった団体をつくっていただきながら活動すると。復興公営住宅の同じ棟に住んでいる方たちだけでなく、また別な今度は町民同士のコミュニティーというの形成すると。そのために町としてもこの助成金を出すというふうな考えであります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ぜひよろしくお願ひします。通常の会も今までの借上げ住宅の会も非常に立ち上げをするとき苦労しておりますので、今回は大きく核になる集団で住んでいる人がいるわけですので、町のほうも十分にそういうバックアップというか、なかなか黙っていてもできてくるというのは難しい状況があるのかと思いますので、ぜひとも積極的にそういう会をつくってくれと、つくるに当たってはこういう助成金がありますよというのを積極的に住民の方にもPRしていただいて、その周辺の戸建てに住んでいる方たちも巻き込んでということなので、大変そういうのはいいことだと

思いますので、ぜひとも積極的にお願いしたいというのと、人を組織づくりにぜひとも積極的に参加、バックアップをしていただきたいと思うのですが、その辺いかがでしょう。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○生活支援課長（林 志信君） お答えいたします。

まず、組織づくりとしては復興公営住宅の中でのいろいろな交流会があるようなときにはできるだけ職員も間に入るような形で参加しながら人を育てていきたいということと、あと周辺住民の方にはいろんな方たち、いろんなところに住んでいらっしゃると思いますので、その辺PRを兼ねながら、こういったコミュニティー団体が立ち上がりますよというふうなPRをしながら皆さんに周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 課長、その会を立ち上げるのに町がもっと積極的にかかわるべきだということも問うていきますので。

生活支援課長。

○生活支援課長（林 志信君） 復興公営住宅の中につきましては、そういった交流会の中に町の職員も入っていろいろサポートするのとあわせて、町民のコミュニティーの会を立ち上げる際にはいろいろ町民の方の相談に乗りながら、そういった交流会を開くようなチラシを送って皆さんに周知するなどして、そんな形でコミュニティーを育成していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、100、101ページ。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ちょっと説明お願いしたいのですけれども、005の買い物支援事務諸経費、委託料の2,426万1,000円と、あと006の連絡所兼休憩室管理運営費の1,687万4,000円ですか、この事業の内容を詳しく説明お願いしたいのです。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君） それでは、005の買い物支援事業の委託料についてまずご説明いたします。

この事業は、大玉村の横堀平応急仮設住宅内に設置しております仮設店舗えびすこ市場を拠点に大玉村、三春町、郡山市の主に仮設住宅に避難している、いわゆる買い物になかなか行けないという買い物弱者のために移動販売をメインに各々の御用聞き的なきめ細かな対応と、体の不自由な方々の高齢者などが安心して暮らせる買い物支援を提供するような事業となっております。

実際のこの事業は、えびすこ市場ができた平成24年から3年間については福島県の買い物利便性向

上事業という補助事業と県の同じく絆づくり事業を使いまして、えびすこ市場の運営している方々の人件費を見ておりました。この事業が3カ年の基金事業ということで平成26年、今年度で最終的に県の補助事業から終わるということで、大玉村の仮設住宅もまだあるという中でこの事業を補助事業が終わったからということで終わらせては困るということもありまして、今回新規事業のような形で単独で上げて計上しております。この計上は、今回単独費として上げておりますが、実際の総務省の復興支援制度を活用しまして、翌年度に震災特交で交付税として見てもらうというような形を考えております。これらの手法は、川内村の買い物支援事業あるいは楯葉町の楯葉未来事業なんかもこの事業を使ってやっておりますので、富岡町のこの事業についてもそのような形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○生活支援課長（林 志信君） それでは、お答えいたします。

006の連絡所兼休憩室管理運営費につきましてですが、これにつきましては現在下郡山集会所で行っております町の連絡所の機能を町の中心部に来年度のうちに移しまして、町民サービスの拠点施設を新しく開設するという内容になっております。

具体的には下郡山集会所からこの連絡所機能を移すとともに、一時帰宅時の休憩、待ち合わせ場所として、また町の復興、復旧状況を広報する情報ステーションとして町民に開放していきたいと思っております。建物等につきましては、既存の建物を改修するか、もしくは仮設の建物を新たに建てる場合と2通りで今現在検討しております。設備としては、内容につきましては現在行っている防護服等の提供のほかに上下水道の新規開通にあわせまして多目的トイレとか、それから手洗いコーナー、それから休憩コーナーとして椅子とかテーブル等を配置するような考えでおります。それから、情報ステーション機能として、雑誌のラックとかパネルなどをそこに置くような考えでおります。あと、この施設の運営の時間ですが、現在と同じように毎日9時から3時まで稼働するような感じで考えております。費用につきましては、福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業を充てることで検討しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 私これ所管なのですが、再度詳しく説明いただきましてありがとうございます。

まず、買い物支援のほう、005なのですが、えびすこ市場の件です。これ手法としては私は反対ではないのです。ただ、今もう4年たった中であそこでのいいのかという問題が一番強いのです。今実際買い物支援事業ということで名前は違っても、買い物バスや何かいろいろ仮設には出ているわけですね。そういう中で仮設の人が本当に実際買い物困っている人いるのですかということなのです。私は、そう困っている人はいないのかなと、もう仮設は仮設で隣同士の人たちともコミュニティーが

できまして、やっぱり免許のない人は免許のある人に乗っかっていたりまったりして和気あいあいやっている姿がいっぱい見受けられます。そういう中でえびすこ市場が実際に車で買い物する、買ってもらうものを車で運んでいくわけですが、それはそれで一つのプラスメリットはあろうかと思いますが、やっぱりこういう事業でスタートするとすれば富岡町に目を向けるべきではないかなと。

今一般の商店街とか、そういうところでは、もう立ち上がれなくて困ったという声が大半、100人に聞けば100人多分そういう声出すと思うのです。でも、努力して立ち上がる気であれば地元でも十分立ち上がれる要素は出てきたのです。そういった中で大手コンビニとか、そういうところではいち早く避難区域に店を回復させて始まっていますよね。あれは、やっぱり努力のたまものだと思うのです。商店街の人たちもやっぱり努力することによって機能回復していくわけですから、こういう事業、使える事業、お金がいっぱい私はあると思うのです。ただ、それをどこでやるかが一番問題なのかなと思います。ある人が言っていましたけれども、この震災は戦争と同じだ。戦争終わっていち早く立ち上がった人がやっぱり勝ち組になったと。私今度の震災もそうだと思います。やっぱり早く立ち上がった人が勝ち組に最終的には成り上がるのかなと思うのです。そういうことでコンビニなんかはやはり先の見通しが早いのかなと私は思っていますので、ぜひこういう事業があるとすれば、私は富岡町に目を向けてほしいのです。どこのコンビニ見ても、櫛葉までは今コンビニが開いていますよね。北は浪江ですか、もうごった返しています。そういう意味からいうと、このえびすこ市場のような要素のあるお店は十分私は立ち上がれると思うのです。そういう中で大玉を拠点にしてやるにはちょっと寂しいかなと。委員会のときの説明だと、今現在やっているのは大玉とかこの郡山地区だけだけれども、最終的にはいわきの仮設まで視野に入れてやりたいという言葉ありました。私は、そんなの必要ないと思うのです。それで、えびすこ市場でいわきの仮設まで視野に入れて私はできないと思っているし、それだったらやっぱり富岡に目を向けてほしいということをお願いしたいです。

あと、連絡所、休憩所、これは町長が正月早々テレビ、新聞で言った言葉報道になった、多分曲田か岡内あたりに拠点整備するのだと思うのですが、ただこの防護服の受け渡しなのですが、よっぽど場所のいいところにしないとなかなか町民が回ってくれないのではないかなと思うのです。今でもそんなに、恐らく入っていく2分の1とか3分の1くらいの町民しか回って防護服受け取っていないのかなと思うのですが、あとその数字も聞かせてもらえばありがたいと思うのですが、ぜひこの防護服の受け渡しは本当に町民が通りすがりにあったからもらうかくらいの便利のいいところではないと、もう放射能の怖さなんかみんな忘れていきますので、その辺を十分検討していただければありがたいと思うのですが、まだ煮詰まっていないのだとすればその辺十分検討方お願いしたい。場所的にある程度選定してあるのであれば、その場所もお教えいただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君） 避難前から町内で営業していた店主が主に今従事しているえびすこ市場なものですから、昔なじみの人から物を買うという安心

感というか、あるいはもともと富岡で住んでいたときに地元で食されていたような食材を頼めばそういうもので総菜もつくってもらえるというような安心感というか、そういうところでやはり仮設とか、そういうところで避難している高齢者にとっては、ひとり暮らしの高齢者などに対しては見守りとか心のケアにも直結しているのかなというふうに考えております。

あと、議員おっしゃるとおり、大玉村という横堀平の仮設を建設した当時、実際そこになかなか入居者も入らないというところもありまして、仮設の店舗が欲しいという意見もありましてあそこにえびすこ市場を開設したというところもありますので、それをいかに運営するかというのも町の責任もありますし、今後帰町に関する中でやはり商店というものが重要だということは我々も認識しております。そんな中で今のえびすこ市場で働いている店主に対しても今後の考え等も実際に聞いております。彼らにしてもやはり富岡町への帰還の意欲は十分見られますが、その帰還の時期等については今我々とも協議しております。そんな中で今後の町内の商店街の形成というところも十分考えながら進んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○生活支援課長（林 志信君） お答えいたします。

連絡所兼休憩室の場所につきましてですが、町中心部ということで具体的には双葉警察署の交差点周辺で町民の方の利便性とか、それから目立ちやすさを考えて、6号線の沿線ということで今いろいろ検討を行っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 所管の委員長ですから、その辺でよろしいでしょう。

○12番（渡辺三男君） いやいや……

○議長（塚野芳美君） 所管ですよ。

○12番（渡辺三男君） 委員会でもやっているのですから。

○議長（塚野芳美君） いやいや、委員会で十分やるべきことであって、それが所管の委員長がここでそれほどやるものではありませんから。

○12番（渡辺三男君） いや、そうではないでしょう。

○議長（塚野芳美君） 政策的なものは別ですよ。

○12番（渡辺三男君） だから、政策的なもの……

○議長（塚野芳美君） 政策でなくて細かいことを今やっているのでしょうか。

○12番（渡辺三男君） 細かくではないです。政策でしょう。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 委員会でやって、議会では委員長だからやれないなんていう話はないし、とことん私はやれると思っておりますので。

えびすこ市場の件も私は市場をやめろとか、どうのこうのではないのです。せっかくこういういい

予算がつくのであれば、何でもっと前向きに考えないのですかということなのです。確かに富岡にいたときのようにこの富岡の町民になじんだ味つくってもらえればありがたいし、そういうことでえびすこ市場の必要性を私は言っているのではなくて、もう少し前向きに考えてほしいと。裏話で聞く話だと、県の予算が打ち切りになるから、今県と要望出しているからその予算がつけばこれはおろしますよなんていう話も聞いたのです。だけれども、課長の話では全然もう違います。県がどうのこうの話ではないです。だから、その辺が私は理解できないところなのです。

あとは連絡所の件に関しては今の答弁で理解できます。町民の十分目につく場所に開設したいと、この6号線沿線で今物色しているということで、それは十分理解できます。ぜひそういうふうな考え方でやっていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 政策的な大枠の部分でお答えしたいと思います。

ちょっと繰り返しの部分あるかもしれませんが、まずえびすこ市についてはまずは財源がなくなったので、今一般財源になっていますが、今課長から説明あったように震災特交等で対応すべくやりたいと。これは、担い手の問題の以前に今議員からどれだけの人数なのかというお話もありました。確かにその数字を見れば、果たしてという部分があるのかもしれませんが、やはり困っているところ、あるいはなかなか都市部ではないところなので、あとこれまでの経緯、あとは継続性という観点から何とか買い物弱者というとあれですけれども、困っているお年寄りの皆さん等のサービスを継続したいと、こういうのが原点でありますので、ちょっと担い手の問題とはまた別の問題で、そういったことで予算化はさせてもらっているという状況は改めてご説明したいと思います。今後のあり方については、議員のご指摘も含めて考えて、慎重にというか、じっくりどういうあり方がいいか考えていきたいというふうに考えています。

もう一点、まさに私も危惧しているというか、復興に向けた商業施設を町内でどう展開していくというのは非常に重要です。これは、帰還に向けて間違いなく必要です。今回予算の中ではなかなか見えてこないのですけれども、拠点整備の予算の中に委託料等をかけていまして、上げておきまして、そこで市場調査とか適地の調査もこの委託で今年度、27年でやろうというような予算は計上させていただいております。ですので、町内の商業サービスをどう展開していくかというのはこれも待たないで27年度具現化するべく、なるべくというか、何らかの形で見える形で具現化すべく取り組んでまいるという考えは全く議員と一緒にございまして、それは担い手の問題がどうこうはちょっとまた別なのですけれども、そういった考えで富岡に目を向けて、商業の活性化というか、商業サービスの再開ということは肝を据えてやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 連絡所の件でちょっとお話をしたいのですが、既存の建物を例えば借りたり何だりしたときに、これは厳密に言うと下郡山の集会所も実は同じになるのですが、建物はご存じのとおり建築基準法が課せられておりまして、用途変更というのがありまして、当然借りたときに使っている主用途が変わると中の設備も変わってきます。これを見ますと改修工事費は出ているのですが、それ以前の用途変更とか、そういうのにかかわる委託費というのが入っていないので、もしかするとその辺考えの中から外れているのかなという気がするのですが、そういう用途変更とかに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ただいまの質問ですが、先ほど生活支援課長からお話しさせていただきましたが、場所的には警察署周辺の土地ということで現在物色といたしますか、ある程度地権者とは交渉しております。その中で確かに今現在ある建物を利用しようか、それともその地主さんといえますか、建物の所有者がもう解体してもいいよというようなこともお話をさせていただきますので、その辺は環境省と詰めて、環境省で解体していただければそこに仮設の休憩所をつくってやりたいというようなことも思っているところでございます。それなものですから、その希望者、地権者の解体要望が強いものですから、今回委託料、設計といたしますか、修繕の中の委託については計上してございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 壊して建て直すのであれば、壊して建て直すにしても申請を上げないといけないと思うのですが、委託料がないのがちょっと心配なのですが、仮に壊すか壊さないかの選定を考えるとということであれば、簡単に言いますと不特定多数の人が入るということは、集会所ではなくていわゆる多目的集会所とかスポーツ交流館、公民館のような扱いになりますので、設備が全く変わってくるので、店舗から集会所にすると相当の設備の費用がかかるので、最初から壊す方向で進んだほうが実はいいという可能性も出てくるので、その辺はきちっと精査、検討をして、それによっては環境省に対する進め方も違ってくると思いますので、その辺はきちっとやったほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ありがとうございます。確かにこの中で改修工事ということで予算上げていますが、これ当初予算編成したのが1月の中旬以降で編成、作成しました。その後その地権者の方から建物をできればもう俺は壊してもらってもいいというようなご要望もございましたので、その辺は今環境省と詰めているところでございますので、その辺は議員のご指摘踏まえて予算の編成なりを項目をちょっと調整したりしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○4番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 先ほどの買い物支援の005、これの関連で質問させてください。

副町長の説明である程度は理解もできるのですけれども、やはり県の制度で3年ということで、なくなっていくものもあると思うのです。そういった中で本来であれば全部続けてほしいというのがみんなの気持ちだと思うのですが、そういった中でこのえびすこ市を県がやらないのであれば町がやるよと、それは必要性があるからやると、これは理解できます。ただ、ではいつまでやるのだと、帰町宣言があって、富岡町に住民が戻って、商店の方々も富岡でオープンしてくださいと、そこまでやるのか。例えば大玉の場合なんかは、災害公営住宅ができれば移りたいという住民の方もいるし、あとは大玉村でつくっているものに移行する人、住宅を建ててみずから出ていく人、かなり住民の方が減ってきていると思うのです。そういった中でやはりこれ継続するのであれば、診療所がある間継続するとかある程度この具体的なもの、そういったものがあっていいのかなと思うのです。だから、ここは今日せっかく大玉の所長も来ているので、現状をちょっとお話を聞いて判断してもいいのかなと思うのです。どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 大玉所長。

○参事兼大玉出張所長（三瓶保重君） それでは、私のほうから現状だけお話ししたいと思います。

大玉村の仮設住宅については今140世帯強、150世帯弱おります。その中で今大玉でつくる復興住宅、こちらに希望して入居を申し込んだ方が約60弱おまして、約半数の方が大玉のほうの災害公営住宅に入りたいということで、残りの半数につきましてはちょっと不明な方も若干多いのですが、やはりいわき方面のほうの災害公営住宅等々に引っ越したいと、移りたいということの希望が多数あります。特に今度第3期の県のほうの災害公営住宅の申し込みが始まるということで、その状況によってはかなりの人数が減るのかなということで考えております。ですから、今後その状況によってはかなりの人数、どの程度減るか、今度の大玉村の災害復興住宅完了、ことしの末にはできるということで大きくそこで変化があらわれるというふうに大玉出張所のほうでは考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） ことし大幅に変わるであろうというような今意見ありました。ということであれば、住民の方が減って診療所がなくなったり、あとそういったときにやはりえびすこ市場も一緒にそこまでだよと、そういうような目安もあってもいいのかなと。ただ、一方で本当に車もない、自転車にも乗れないという年寄りの方はどうするのだということになれば、私は例えば規模を縮小するとか、この2,400万円が全て人件費であれば、何人でやっているのかはちょっとわかりませんが、その縮小した人数に合わせてまだ残るとか、そういう柔軟性があっていいのかなと思うのです。

が、その辺はどんなふうに考えますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君） 私どももいつまでもずっとえびすこ市場をあつ場所においておくという考えは持っておりません。あそこで働いている方々もそういう考えありません。あそこで働いている方についてもやはり仮設診療所と同じ時期でというような考えはしているようです。やはり災害公営住宅とか、そういうところに住民が移り住んだとき、それはもう自立したときだろうというふうに考えております。仮設がある程度どんどん少なくなって公営住宅のほうに移ったというところは、えびすこ市場もそこで終わるといふような考えで我々もおります。その辺はご理解いただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 2時20分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時12分）

再 開 （午後 2時20分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

そのほかございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、102、103ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 104、105ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。4番の環境衛生費で、環境衛生事業費で項目、言葉自体は次のページに仮設トイレというのがあるのですが、水道と下水が通るようになってくると思うのですが、仮設トイレはどのようにするのか。それと、水道と下水が通ると町の公衆トイレが使えるようになるかと思うのですが、その辺はどういうふうに考えているのかだけちょっと方針をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

現在上水、それから下水が使えないということで各地区に仮設トイレを設置していますが、ただ個人のほうであつて、公共のトイレってそんなに今はないと思ひますから、その辺は様子を見ながら必要ないとなれば撤去という形で進めていきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、106、107ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 108、109ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 114、115ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 116、117ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 118、119ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 120、121ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 122、123ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。先ほど来ちょっと話が出ていたのですが、除染検証委員会というのに関しては、どういう構成の人たちで委員会をつくろうと考えているのかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） お答えいたします。

これは除染の線量関係、放射線に関する有識者等を考えております。それらによって除染効果に対する検証を実施して、検証の結果を帰町とか、そういうものの要件の一定の設定を考えて、そこから検証を町長のほうに諮問していただくというような考えで今鋭意進めておるような状況でございます。まだ有識者ということでその人らを決定しているわけではございません。

○議長（塚野芳美君） 課長、訂正しておいてください。諮問ではないですね。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 申しわけありません。諮問ではなくて答申する予定になっております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ほかの町と同じにする必要はないかと思うのですが、ほかの町ですと放射線の専門の大学の先生等が入って座長になってやっているようなのですが、その辺の考え、その一

番大きなところはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） お答えいたします。

やはり有識者というふうな話になりますと、どうしても放射線関連の大学教授とか、または医療関係の先生方とか、そういうものを入れてもらって対応していくような状況になるかと思えます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○4番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、124、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 130、131ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。この消防自動車の使用の件なのですが、大分距離数が延びているのではないかなというふうに感じるのですが、普通の自動車よりも消防自動車は高いものなので、確かに順番で震災前に新しくしていたので、何とかなっているとは思いますが、なるべくやはり距離数が余り延びて買い換えをしなければいけないような状況は避けたほうがいいかなというふうに思うのですが、町内の除染も進んできておりますし、もう少し消防自動車を酷使しない方法というのがあるのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君） 確かに震災後距離数がかなり延びております。今までですと郡山、三春、それからいわきからもパトロールで消防車を使っておりましたが、やはり距離数が延びてくるとい、かなり酷使しているということで、現在は別にリースで乗用車といいますか、ワゴン車を借りて移動はしていると。できるだけ距離数を延ばさないような形では進めています。ただ、随時修理はしながらという形で進めていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。郡山とか三春、大玉もそうなのですが、実はいわきの好間の屯所から富岡の往復も結構毎日だとばかにならない距離数になるので、その辺も好間の屯所は仮設でつくっているわけですがけれども、使用期限のこともあろうかとは思いますが、集まるのは好間の屯所

でも、消防自動車がだんだんやはり町内のほうがいいのかなというふうに思うのですけれども、そっ
ちのいわきのほうに関しては今後何か改善予定あるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君） いわきにつきましても今年度リースで車の貸与をしてござ
いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、132、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 134、135ページ。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 135ページの震災による就園、就学補助ということで出ているのですが、
この中に前も教育委員会に3年前からお母さんたちが言っていたと思うのですが、学校に対しての就
学援助ということでそれも今回ふえているのかなと思うのですが、この補助内容を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

震災による就園、就学補助金でございますが、これにつきましては原発避難者特例法によりまして、
避難先自治体で申請事務等を行っていただいております。平成27年度におきましては、いわき市教育
委員会と協議を行いまして、いわき市に在住する児童生徒につきましては富岡町で申請事務を行うた
めの予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 今の説明でわかったのですが、たしか3年前からいわき地区のお母さんた
ちから学校の補助の申請するに当たって、双葉、大熊、楢葉ですか、は直接できるけれども、富岡は
必ず学校を通していわき市のほうに出さなければいけない。それで、出すのはこれは法律でしょうが
ないのですが、ただあの中に项目的に本来書くべきものではないかなと思うのですが、年収は書くところ
があったとしても、そのほかに東電から補償を何ぼもらっているのだというような欄があると、
これはおかしくないかというのを私も前からいただきまして、だからいわき市の各地域の学校の保護
者の方にお聞きしたら、それを出しているところと出していないところがあると。ということは、教
育委員会ではなくて学校長がそういうことをつくっているのかと。そういう面も踏まえて、できれば
どうせ出すなら富岡がやってほしいという要望で前からお話ししていたのですが、その项目的に支援
金の学校長から通す文面というのはいわき市は教育委員会ご存じなのですか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

いわき市の申請書等については拝見をさせていただいてございます。ただ、内容につきましてはいわき市様の考えがございましたので、踏み込むべきものではないというふうに考えてございます。ただ、今回いわき市教育委員会との協議によりまして、いわき市に在住する児童生徒につきましては富岡で申請事務を行いますというようなことで協議をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） わかりました。

これからいわき市の方々も喜ぶと思えますし、ただ申請だけでもいろんな相談等ももし出てくる場合、担当ではなくてもいわきの窓口いらっしゃった方については、お母さんたち関係につきましてはある程度の相談量が多くなるかと思いますが、それを踏まえてこれからじっくり進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、136、137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 142、143ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 144、145ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 146、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 148、149ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 150、151ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 152、153ページ。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 153ページの災害復旧費の001の漁港災害復旧事業費の設計委託料について伺いますが、その名のとおり漁港の復旧の設計の委託料ということなのかもしれませんが、漁港というのは県の事業かと思うのですが、これ町で負担しなくてはいけないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（阿久津守雄君） お答えいたします。

富岡漁港なのですけれども、漁港の外郭施設、それから物揚げ場については県のほうの災害復旧事業で27、28年度の2カ年で今災害復旧工事を契約をしたというような報告を受けております。今回の富岡町としての漁港災害復旧事業費については、もともと市場というか、荷さばき所という建物が1戸ありました。それから、船を揚げるための架台とウインチが、それが上部施設としてあったわけなのですけれども、その復旧工事ということで今計上しています。ただ、荷さばき所については市場を開設することができないだろうということで、今回もともと近くにいた漁業者がやはり遠くのほうに居住しなくてはならないということで業務倉庫を漁港内に欲しいというような話がありましたので、その業務倉庫の設計委託料を計上しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、154ページ、155ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 156、157ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 158、159ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 160、161ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 162、163ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 164、165ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 166ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 防災ヘリの件でちょっとお尋ねします。

今現在この富岡の状況下に置かれて、6号線の西東、富岡川の北南に割った状態でもいいですから、何カ所ぐらい今確保して、今後それが変更になるのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） ちょっと私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

防災ヘリ関係につきましては、担当課のほうから協議が来てございまして、今現在サッカー場北側のふれあい広場を指定しているということでございます。教育委員会も了解しているということでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、今4カ所に区切った場合にということですが、今の1カ所だけということですか、ヘリポートは。

○11番（高橋 実君） いや、いいのだ、1カ所なら1カ所で。

○議長（塚野芳美君） ですから、1カ所ですか、総務課長。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今回のこういう震災の中で、多分今までですと総合運動場なり、あとはJAとか、そういうのがあったと思いますが、今回の震災以降どういふふうな経過をたどってだったかわかりませんが、今教育総務課長がお話しされたように例えば文化センターの西側のふれあい広場ですか、グラウンドゴルフ場、そこが多分指定されているものと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 今もそうですし、今後富岡町の状況下がよくなっていけばどんどん町民が、親戚が富岡に入って、何かかにかをしたときに心筋梗塞、脑梗塞、やっている作業でけがしてとなったときに結局炎天下だと、わざわざ総合運動場といたってほこりが立つ、雨降ったら降ったでぬかるむ。やはりそこら辺を町としても、今さっき言った富岡町の全域を4等分なら4等分に割ったときに4カ所ないし2カ所にきちっとしたヘリポートを確保しておくべきだし、もしできないのであれば6号線のエネルギー館の敷地にヘリポートをちゃんとつくってあるし、そこを東電さんと協議して除染が終わった後にそういう代替ヘリポートに町が借りておくとか、仮に上手岡周辺でもそのとおり、場合によっては富岡インターの駐車場の辺で使えるのであればそこにヘリポートのマークを打つとか、赤木地区にしても同じ。やっぱりそこまで考えていくべきだと思うのだ。やはり現地には病院がありませんから、何かあったときは救急車、救急車、それよりもヘリポート用意していて、状況下の頻度にもよるでしょうけれども、防災ヘリ呼んだとしても、地元の救急隊員が要請するようになってから、やっぱりそこら辺も考えいかなければならないと私は思っているのですけれども、町当局担当部署ではどのように課長会とかいろんな面で話が出ていますか、教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君） お答えいたします。先ほど大変失礼しました。

防災ヘリとドクターヘリという形になるかと思えます。防災ヘリとまたドクターヘリは、意味はちょっと違うかと思えますが、先ほど言ったように防災ヘリはふれあい広場という形で進めています。ただ、震災前ですと総合グラウンド、それから工業団地とか、そういうドクターヘリについては指定をしてございましたが、震災後については現在検討を進めなければいけないところだと思っています。これについては、早急に担当課のほうと進めながら検討していきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） これは、防災ヘリもドクターヘリも同じ。いかなる理由で仮に2種類のヘリコプターを頼むにしても、きちっとした町としてのヘリポートを確保しておいたら、より一層町民が戻っても、町ではここまで考えて、まさかのときにはこういうふう準備してありますよと。できることから先やるのが行政だと思う。できないことをいつまでも論じたって前に進むわけでないのだし、どこかの病院が、誰かが始めるといつまでも考えていたって、来る医者がいなかったらどうにもならないのだから、それにかわるものを考えていくのが行政だし、そういうふうに現地をくまなく見て、弁当を持って一日回ってくるのも一番得策な考えも出ると思うのですが、町長、そこら辺どうですか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の部分については、私町長に立候補するときに地域の医療というものがなかなか確保できない中ではドクターヘリというものに頼らざるを得ないというような話をさせていただいたことがあります。今議員ご指摘のものは、町で指定してそれらを運用しろということなのですが、これらについてはおおよそ119番の双葉広域の救急車のほうに行き、そこで判断をして振り分けをするのだと思えます。そういう意味では今デジタル無線化になりまして、大変双葉広域もこれらが迅速にできるような体制というものが整いましたので、それらは今後町側がきちっと整備をしたり、地域的にこれらの場所を設定すべきか、それから広域圏のそういう救急体制の中でこれらをその地域地域というか、急患があったときに、そこで例えば岡内なら岡内であったときにはどこにというような、そういうものというのはこれから協議しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 先ほどの庁舎機能回復事業、この件繰り返しになるのですけれども、私のほかに何人かの議員も関連で質問されて、その中で町側の、当局側の回答を先ほどから聞いていたのですけれども、私は王塚の役場庁舎はやはり隣、新夜ノ森が帰還困難区域で限りなく帰還困難区域に近い役場庁舎であるのです。総務課長のほうからきっちり除染してその線量を見て判断すると、そうい

う言葉はありました。ただ、除染検討委員会の意見を聞くとか、大林組で山林は20メートルまでやるとか、ガンマ線カメラで透視するとか、そういう話は聞きましたけれども、やはりあの役場庁舎の中には保健センターというのがあって、役場職員百数十名のみならず乳幼児まで出入りする場所なのです。ですから、私は帰還困難区域は除染するかしないかもわからない、そういった状況ですし、あの場所で最短で29年4月に例えば使うようになるとすれば、やはりここは町長の強い判断で国がやらなかったらば町がやるよと、それでちっちゃい子供をあそこに出入りさせるからには最低でもコンマ二、三、1ミリ以下まで下げようとするとか、そういうそのとき判断しますではなくて、国には一応環境省に申し上げるけれども、だめなら富岡町がやるという判断が欲しいのです。その辺町長の強い意思表示を聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 町長の前に申し上げますが、私のほうからは何度も繰り返しますが、今の時点ではやはり線量というのが十分大切なことだと認識しておりますので、それに幾らかでも下がる努力はしたい。その中で全体的な帰町の判断となると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今安藤議員からお話ありました件、大変重要な問題であります。今回の庁舎の機能回復と帰還というものは別な問題でもありますけれども、大事な職員の健康管理ですから、私としても安易に帰りますよなんていう号令を出すつもりもありません。そういう意味では検証委員会あるいはそういうところでフォローアップ除染、そして幾ら言っても20メートル以上はやりませんというようなことで線量が下がらないということであれば、町としてこれは取り組んでいく必要があります。そういうものがなければ、職員に胸張ってみんな帰らしましょうということをお言えないでしょう。それらについては、私も安藤議員と全く同じ考えですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 最初に、ちょっと聞き漏れしたところから聞かせてもらいます。

107ページ、仮設診療所整備事業ということで6,400万円載っていますが、これは土地を購入してどこかに仮設診療所を開設するのか、それとも今の診療所の敷地を買い上げるのか、ちょっとこれお聞かせください。

あと、学校問題なのですけれども、学校が三春の仮設学校でいいのかという問題なのです。三春の小学校、中学校を充実させようとして今体育館も建設しています。だから、三春校を否定するわけではないですが、郡山、中通り方面から大分いわき市に流れているということで、当然いわき市のほうにも必要ではないかという考え方で物を言っているのですが、三春校のほうじゃんじゃん定員がふえていくのであればまだ別なのですが、定員は一つもふえないと、下がる一方の状況なのかなと思う

のですが、今般広野に開設するふたば未来ですか、ふたば未来は満杯になったのです。どこの町の生徒、どこの市の生徒が来るか私まだ把握していないのですが、8カ町村とか浜通りの生徒が随分多いのかなと私は思っているのです。実際小学生、中学生に関しても今住んでいる場所の学校で十分満足しているわけではないと思うのです。友達とかみんなと離れて、ちっちゃくなって教育を受けているような状況が父兄の人たちから随分聞こえてくるのです。父兄としても、父兄参観に行っても大きな態度でいれないと、ちっちゃくなっているようだという話よく聞くのです。そういう考えから言いますと、当然やっぱりいわき地区にも小学校、中学校の開設は必要ではないかと私は思うのです。早急に私は必要だと思うのです。そういう中で教育委員会のほうでは、先行きの考えどういう考えを持っているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 町立仮設診療所の件についてお答え申し上げます。

町立仮設診療所につきましては、現在町内の開業医と協議を進めているところでございます。正直申し上げます、今村病院の医院長の今村先生でございます。何度か今村先生と協議してきた中で、要望といたしまして町立の仮設でお願いしたいというような要望がございまして、既存の病院につきましては非常に線量が高いということと、それから設備等についてが全く使えないということもありまして、それと用地についても非常に厳しいというふうな、借地とか、そういったこともありますので、そういったものについて現在の土地でなくて別な土地でお願いしたいというような要望が実はございます。そのような要望を受けまして、今回町内の拠点整備の地区である岡内、それから曲田地区内のところに場所を購入して対応したいというふうな考えておるわけでございますが、この整備に当たりましては福島県の地域医療復興事業補助金を活用したいというふうな考えておりますが、用地、土地につきましては町のほうで準備というのが原則でございますので、これから候補地を探して土地鑑定を当然していかなくてはいけないわけでございますが、そういった中で賃借というような形になりますと、5年、10年スパンになりますと、もう購入したほうがいいのかというふうにも思って考えております。そのようなことからことし土地購入費につきましては、公共事業収用法に基づく控除限度額というふうな形での金額ではございますけれども、上げさせていただきましたが、そのような形で新たに土地を購入して建設をしたいというふうな形で考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 渡辺議員の三春校からいわきへという話についてお話しいたします。

6月議会の折にも総括の中で同じ質問がございました。その際にいわき地区の子供の数をお知らせしながら、なおかついわきでつくる学校はどうあるべきかということについてお話ししました。その後すぐにその結果についてお答えできないで今に至りましたけれども、今まで教育委員会では何とかいわきにつくれる方法はないかを探ってまいりました。私たちのほうでは、今のところは三春のあの

学校の維持はしていきたいと、その上でなおかついわきにできる方法はないかを探ってまいりました。三春をつくった経過としまして、あそこに23年9月1日から学校始まったのですが、その際には富岡一小、二小、富岡一中、二中という4校で学校を再開するというで始まった経過があります。そのときには富岡の学校に、自分の学校に戻りたいという、そういう強い意思を持ってきてくれたという状況がありますので、富岡一小に戻りたい、二小に戻りたい、二小に行きたい、一中行きたい、二中行きたいという、そういう意思を持ってあの学校を選んでくれた子供たちが今小学校4年生以上にはおります。そうしますと、その子供たちにとって、その子供たちがとりあえず学校を卒業するまではとにかくあそこに4つの学校は置かなければならないと考えております。

そうなった場合にいわきに学校を設置するという方法としては、あとはこれは教育委員会が勝手にできることではありませんけれども、新しい学校をつくるという方法であります。その際に私も課長とともにいわきの教育委員会に出向いて、何とかその場所等も考えながら、町長にお話できるような環境がないかどうか確認してきたのですが、新しい学校をつくるとなった場合にここでは希望者だけというふうにはいかないのです。そうしますと、何年間分はその学校は必ずあるという、そういうことを示さなければなりません。そうなった場合に6月のときにちょっとお答え、回答の中でアンケートをとりたいというお話をしましたが、新しい学校をつくる場合にはアンケートでは済まないのです。来たいということだけではなくて、これだけの人数が毎年いるという、そのことを示されなくなってしまった場合にはいわき地区にいる子供を全部対象にしなければいけないという、そういう状況ができます。

そうしますと、小学校300人、中学生200人を受け入れる施設は、例えば双葉町で開設した学校は1,000坪です。1,000坪といいますと、実際に見てきましたが、バスケットコートが1面できる体育館がやっとあるだけで校庭もつくれない状況です。そうなった場合に200人、300人の学校となった場合には、想定されるのは富岡の富岡一小とか富岡一中に匹敵する面積の学校が要望されます。今現在いわき地区にそれだけの土地、またすぐに利用できる施設があるかといいますと、27年3月、この3月に三和地区、三和インターの近くに4つほど統廃合がされますので、そこがあく可能性があります。ただ、それを廃校にしたとしても、以前ちょっと三春の問題もありましたようにそこをすぐに貸してもらえる状況にはありません。必ずその地区でそれをどう活用するかという、そういう検討を1年、2年やった後で我々が借りられる状況になってくるだろうと思っています。そういう状況になるものですから、何とか渡辺議員の要望に応えられるような状況がないか今まで探ってきてはいるのですが、今すぐいわきで再開できるという、そういう今お答えができる状況にはないということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） まず、仮設診療所の整備なのですが、私これ大玉の診療所の件かなと思って

ちょっと質問したのですが、町内にそういうことも走り出しているということで非常に先行き見通しのいい話なのかなと思うのです。十分この件は早目に検討して、できる限り早く曲田なり岡内なりにそういう場所が確保できれば、やっぱりいずれは帰町宣言して戻らなくてはならないわけですから、そのときに真っ先に戻るといふ人は年配者が大分多いのかなと私は想定しています。そのときに第一条件でやっぱり病院なり医院なり風邪引いたといえはすぐ行けるような場所がないと、なかなか生活できる場所にはならないのかなと思いますので、まず先行してこういうことができるようになれば非常に町民にとっても喜ばしいことだと思いますので、ぜひ早目に進めていただければありがたいと思います。

あと、学校問題なのですが、教育長は大変いわきに開設するという事で大分今の話も聞いて苦労なされているなとは思いますが、教育委員会の強い意思で子供たちはやっぱり一つに集めるべきだと思うのです。でないと、富岡町を知る人がだんだんいなくなってしまうと。子供が育っていかないということは、町はいずれなくなるということですので、そういう意味からいっても、あとは教育のほうから見ても、やっぱり一つの学校に集まってもらって教育できるということが私は一番いいと思うのです。ただ、それには今教育長が言ったような壁がいっぱいあると思います。その壁を何とかクリアして、市内につくれば手狭なところに校庭もないようなところで学ばせなければならないと、そういうことだけは避けなくてはならないと思いますので、市内ではなくてちょっと離れた場所であれば土地なんかも十分確保できる可能性はあると思います、この震災の中の補助金を探せば。そういう部分を十分探って、一年でも早くやっぱり開設してくれないと、中学生は中学校に入って3年でいなくなってしまうわけですから、だから震災から4年、5年目に入るわけですから、ぜひ早急にそういうものを進めていただければありがたいと思います。

なお、いわき地区に例えばそういう学校をつくるとすれば、先ほど教育長から言った三和地区ですか、三和地区の例をお聞かせ願いましたが、三和まで行ってしまうと、ちょっと冬場になるとかなり寒さの問題とかいろいろあって、通う問題がかなり厳しくなると思いますので、もう少し中に入って来た辺のエリアで検討していただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 学校の新設については、最終的には首長同士の話になっていきますので、私のほうですぐに軽々にこういうふうなここで返事できる状況ではありませんが、難しいなと思いますのは、子供の数がふえると仮設では済まないという状況なのです。耐震の問題もありますし、校庭の問題もありますので、やはりその辺はどこもクリアしていける、いくかということは今後また検討していきたいと思っておりますし、また調べていきたいと思っております。

なお、子供たちへのふるさとを離れてしまっている状況については私も大変危惧しております。何とか子供たちにふるさとを学ぶ機会を多くしていければというふうには思っております。今昨年度実施しました友情の集い、またミニ再会の集いあたりではできるだけその中に富岡町の文化に触れる場

面を多くしておりました。これを今後さらに進めていきたいと思ひますし、ことしできればいわきの支所に立派な広間、触れ合いの場所があるものですから、土曜日、日曜日、何とか1回でも2回でも富岡塾とか、そういう形で子供たちを集める機会ができないか、今検討しております。何とか郡山で一、二回、1回、いわきで1回、最低限何とかそういう富岡塾という形ででも子供たちにふるさとを学ぶ機会をつくれればというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

今のふるさと塾といういわき事務所の場所を使ってやるということ、非常にいい事業だと思ひますので、ぜひそういうことをしながら、一日も早く学校をいわきに再開できるようにお願いしたいと思ひますし、町のほうでも教育委員会にお力をかしていただければありがたいと思ひますので、町長のほうの考えをお聞かせ願えればお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほど教育長のほうからお話があったわけですがけれども、富岡町の学校を三春に置いたまま、また別に富岡町の学校をつくるということは、はっきり申し上げましてこれ不可能です。と申しますのは、富岡町がそれだけの学校が必要かということです。例えばいわきで開校するということであれば、富岡の名前を使って富岡小学校ということでもいいと思ひますけれども、そこはどの程度の規模でやるのか、そういうもろもろの問題というものが今度は認可してくれる文科省のほうで審査になるのだと思ひますけれども、これらの問題を解決するには大変ハードルが高いというふうに考えます。そういう意味では、今のところ本当に富岡町の子供たちを救済するのに手だてのないような状況で八方塞がりみたいな話ですがけれども、これについてそうであれば富岡の三春校をそのまま三春校ではなくていわき校というふうに、こちらをではだめにするかということになりますから、これらについては大変大きな問題でありますので、もう少し検討させてください。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 平成27年度富岡町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日午後1時15分より会議を開きます。
これにて散会いたします。

散 会 （午後 3時07分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成27年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 山 本 育 男

議 員 堀 本 典 明

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成27年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第4号

平成27年3月13日（金）午後1時15分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第35号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第36号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第37号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第38号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第39号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第40号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第41号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第42号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計予算

議案第43号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第3 委員会報告

1、総務常任委員会報告

2、産業復興常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（13名）

1番 山本育男君

2番 堀本典明君

3番 早川恒久君

4番 遠藤一善君

5番 安藤正純君

6番 宇佐神幸一君

7番 渡辺光夫君

8番 渡辺英博君

9番 高野泰君

10番 黒沢英男君

11番 高橋 実君
14番 塚野 芳美君

12番 渡辺 三男君

○欠席議員（1名）

13番 三瓶 一郎君

○説明のため出席した者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	齊 藤 紀 明 君
教 育 長	石 井 賢 一 君
参 事 兼 会 計 管 理 者	遠 藤 博 美 君
参 事 兼 総 務 課 長	滝 沢 一 美 君
参 事	緑 川 富 男 君
企 画 課 長	菅 野 利 行 君
税 務 課 長	斎 藤 眞 一 君
健 康 福 祉 課 長	猪 狩 隆 君
参 事 兼 生 活 環 境 課 長	横 須 賀 幸 一 君
参 事 兼 産 業 振 興 課 長 (併 任) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿 久 津 守 雄 君
参 事 兼 復 興 推 進 課 長	高 野 善 男 君
参 事 兼 復 旧 課 長	郡 山 泰 明 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
い わ き 支 所 長	渡 辺 弘 道 君
生 活 支 援 課 長	林 志 信 君
参 事 兼 大 玉 出 張 所 長	三 瓶 保 重 君
住 民 課 長	伏 見 克 彦 君
総 務 課 長 補 佐	志 賀 智 秀 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

事務局長 佐藤 臣 克
事務局庶務係長 大和田 豊 一

開 議 (午後 1時14分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 開会に先立ちまして、13番、三瓶一郎君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回富岡町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 早川恒久君

4番 遠藤一善君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第35号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長(伏見克彦君) それでは、議案第35号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

27年度予算は、保険税一部負担金の免除が継続されるものとして編成し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,357万円とするもので、予算総額の前年度との比較において5億2,654万7,000円、率にして18.2%の増となっております。増加の最大の要因は、国民健康保険法の一部改正により、保険財政共同安定化事業の事業規模が拡大されることにより増加となったものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。169ページをごらんください。第1款第1項国民健康

保険税は、税の免除を継続するものとして現年度分については存目で8,000円を計上し、一般被保険者及び退職被保険者に係る滞納繰り越し分366万円と合わせて366万8,000円を計上いたしております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、保険税督促手数料2万8,000円を計上いたしております。

第3款国庫支出金18億1,219万7,000円は、前年度との比較で6,548万8,000円、3.5%の減となっております。第1項国庫負担金において療養給付費等に係る国庫負担金として4億7,715万7,000円を計上し、第2項国庫補助金において財政調整交付金として1億7,066万8,000円を計上し、災害臨時特例補助金については一部負担金及び保険税免除措置に対する財政支援分として11億9,437万2,000円を計上するなど、合計で13億3,504万円を計上いたしております。

第4款第1項療養給付費交付金は、退職者医療に係る交付金5,350万5,000円を計上しております。

第5款第1項前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る交付金として4億5,089万3,000円を計上しており、前年度と比べまして5,927万9,000円、15.1%の増となっております。

第6款県支出金1億4,736万5,000円は、前年度との比較で322万5,000円、2.1%の減となっております。第1項県負担金において高額医療費共同事業交付金及び特定健診等負担金として1,462万4,000円を計上し、第2項県補助金において療養給付費等に係る財政調整交付金として1億3,274万1,000円を計上しております。

第7款第1項共同事業交付金8億2,086万5,000円の内容は、高額医療費共同事業交付金として対前年17.3%、914万7,000円増の6,213万円を計上し、また法改正により事業規模が拡大されたことにより、保険財政共同安定化事業交付金として対前年206.1%、5億1,089万7,000円の増の7億5,873万5,000円を計上しております。

第8款財産収入、第1項財産運用収入は、基金積立金預金利子として2万4,000円を計上いたしております。

第9款繰入金1億272万1,000円の内容は、170ページに参りますが、第1項他会計繰入金において保険税軽減相当額等繰入金、職員給与費等繰入金など一般会計からの繰入金として1億272万円を計上し、第2項基金繰入金を存目で1,000円の計上といたしたものです。

第10款第1項繰越金は、前年度と同額の3,000万1,000円を計上いたしております。

第11款諸収入230万3,000円の内容は、第1項延滞金、加算金及び過料においてそれぞれ存目で5,000円を計上し、第2項預金利子においては利子分として2万4,000円、第3項受託事業収入において後期高齢者の健診に係る受託料として226万7,000円を計上いたしております。また、第4項雑入においては、第三者納付金や返納金及び雑入など全て存目とし、7,000円を計上いたしたもので、歳入合計では34億2,357万円となったものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。171ページをごらんください。第1款総務費3,223万5,000円は、前年度との比較で107万5,000円、3.4%の増となっております。第1項総務管理費として職員給

と費や一般管理事務諸経費及び県国保連合会負担金など3,059万3,000円を計上し、第2項徴税費において徴税に係る事務諸経費として108万5,000円を計上しております。また、第3項運営協議会費は、国保運営協議会の運営経費として28万7,000円を計上し、第4項趣旨普及費において広報活動に要する経費として27万円を計上いたしましたものであります。

第2款保険給付費21億2,178万8,000円は、前年度予算と比較しまして7,064万3,000円、3.4%の増となっております。第1項療養諸費では免除措置の継続により一般及び退職被保険者に係る一部負担金を含めた保険者負担額など、対前年3.5%、7,057万9,000円増の20億9,591万3,000円を計上しており、第2項高額療養費においては一般及び退職被保険者に係る高額療養費として336万2,000円を計上しております。また、第3項移送費では存目として2,000円を計上し、第4項出産育児諸費において50件分2,101万1,000円を、第5項葬祭費において30件分150万円を計上したものでございます。

第3款第1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金として前年度比9%、3,125万6,000円減の3億1,701万4,000円を計上しております。

第4款第1項前期高齢者支援金等は、前期高齢者の支援金としまして20万6,000円を計上いたしましたものです。

第5款第1項老人保健拠出金は、老人保健医療に係る事務費拠出金として前年度と同額の9,000円を計上しております。

第6款第1項介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金への介護納付金として1億4,607万1,000円を計上いたしております。

172ページをごらんください。第7款第1項共同事業拠出金6億5,628万円は、共同事業に係る国保連合会への拠出金でございますが、高額医療費共同事業分として5,052万2,000円を計上いたしております。また、法改正による事業規模拡大に伴い、保険財政共同安定化事業分として前年度予算額と比較いたしまして204.1%、4億653万1,000円の増となる6億575万8,000円を計上いたしております。

第8款保健事業費2,809万4,000円は、第1項特定健康診査等事業費において特定健康診査の実施に係る事業費として2,384万1,000円を計上し、第2項保健事業費では健康増進事業並びに医療費適正化事業として425万3,000円を計上いたしましたものでございます。

第9款第1項基金積立金は、国保支払準備基金の利子分として2万6,000円を計上いたしております。

第10款諸支出金41万8,000円は、第1項償還金及び還付加算金において一般被保険者保険税の過年度還付加算金として41万3,000円を計上し、その他償還金等については存目で4,000円を計上いたしております。また、第2項繰出金も存目で1,000円の計上といたしております。

第11款第1項予備費に歳入歳出額調整のため1億2,142万9,000円を計上し、歳出合計を34億2,357万円といたしましたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

特別会計予算の質疑は、一般会計予算と同様の方法で進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

176ページをお開きいただきたいと思います。176、177ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 178、179ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 180、181ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 182、183ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 184、185ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 186、187ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 188、189ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 190、191ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 194、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 198、199ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 200、201ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 202、203ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 204、205ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 206、207ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 208、209ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） これから帰還に向けていろいろ環境整備が必要と思いますが、具体的には高齢者が非常に帰還の率が高いということで館山荘の復活等が望ましいわけですが、伸生双葉会で人材的にもなかなか困難だということであれば、例えばときわ会とか南東北病院とか、そういう大手を相手にして地域密着型特養といいますか、そういうものを整備する考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（塚野芳美君） いや、課長、ちょっとお待ちください。これは国保ではないので、ちょっと別な項目でお願いしたいと思います。

○8番（渡辺英博君） はい、わかりました。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第36号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億648万2,000円とするものであります。

213ページをごらんください。歳入ですが、第1款第1項分担金、第2款1項使用料、第2項手数料、第5款第1項繰越金、第6款第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入などの項目は存目計上であり、7,000円を計上したものであります。

第3款第1項国庫補助金3,220万円は、特環下水道災害復旧事業補助金であります。

第4款第1項繰入金7,427万5,000円は、下水道施設の維持管理、災害復旧事業費、公債費の財源などとして一般会計より繰り入れするものであります。

214ページをごらんください。歳出ですが、第1款第1項下水道事業費9,194万7,000円は、下水道施設の修繕費や処理場及びマンホールポンプ場の維持管理委託料などとして1,054万7,000円、災害復旧事業の調査設計委託料や汚水管渠復旧工事費及び上水道管移設工事補償費などとして8,140万円。

第2款第1項公債費1,353万5,000円は、元金償還に1,190万9,000円、利子償還に162万6,000円。

第3款第1項予備費に100万円を計上し、総額1億648万2,000円とするものであります。

次に、215ページをごらんください。第2表、債務負担行為は28年度対応の処理場施設などの維持管理委託業務として限度額540万円を設定するものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

220ページをお開きいただきたいと思います。220、221ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 222、223ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 224、225ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 226、227ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。復旧事業のことでちょっと聞きたいのですが、ことしに上がっている金額で大体特環の工事は一通り終了するのか、まだ残りがあるのか、ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） ただいまの質問ですが、特環下水道については今年度から、新年度予算から復旧工事を開始ということで環境工事が主になります。あとはそれに伴う上水道の移設なども今回の予算に計上していますので、ご理解いただきたいと思います。

大変失礼しました。終わるのは27年度で、一応単年度で終わるという考えしております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 単年度で予算の消化ではなくて、この事業そのもの、復旧工事そのものは27年度で完了するというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 災害復旧工事としては、27年度の事業として終わりたいというふうにしています。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、228、229ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 230、231ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 232ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第37号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億6,876万1,000円とするものであります。

235ページをごらんください。歳入ですが、第1款第1項負担金、第2款第1項使用料、第2項手数料、第5款第1項繰越金、第6款第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入などの項目は存目計上であり、計8,000円であります。

第3款第1項国庫補助金は、6億7,040万円は災害復旧事業補助金として計上したものであります。

第4款第1項繰入金11億9,835万3,000円は、下水道施設などの維持管理費、災害復旧事業費、給与費、公債費などの財源として一般会計より繰り入れするものであります。

236ページをごらんください。歳出ですが、第1款第1項下水道事業費14億4,427万2,000円は、下水道施設の浄化センター及びマンホールポンプ場の維持管理業務委託費、維持工事費などとして6,066万7,000円、整備諸経費の各種協会負担金として1万5,000円、災害復旧事業の調査設計委託料、浄化センター改修工事委託料、汚水管渠工事費、上水道管移設工事補償費などに13億6,819万8,000円、給与費1,539万2,000円などであります。

第2款第1項公債費4億1,948万9,000円は、元金償還に3億1,214万2,000円、利子償還に1億734万7,000円。

第3款第1項予備費に500万円を計上し、総額18億6,876万1,000円とするものであります。

次に、237ページをごらんください。第2表、債務負担行為は28年度対応の処理場維持管理費委託業務として限度額6,150万円を設定するものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

242ページをお開きいただきたいと思えます。242、243ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 244、245ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 246、247ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 248、249ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 250、251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 252、253ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 254、255ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 256、257ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 258ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） ちょっと確認させてください。予算書を見る限りは今年度あたりから公共で使用開始になる部分の宅内部分、従来であれば個人が管理して直すのだけれども、こういう災害時の場合の宅内部分の逆勾配になったり、いろいろして破損しているところ、その確認関係、それと確認した上での修理費関係の補填関係、これ個人で災害適用してどうのこの補助金もらうべという大変なことなもので、町のほうの中で何かの手だてで国県補助を利用できるものか、もし今時点で、供給開始を目の前にした状態でどういうふうに考えているか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） まず、1点目の被害に遭った宅内の施設の修理ということだと思っておりますが、施設の宅内当然個人の財産ですので、個人で手配して直していただくというのが原則ですが、ただいまそういうものの整備する業者等については非常に少ないようなこともありますけれども、復旧課のほうにご相談いただければある程度紹介とか何かをさせていただきたいというふうには考えております。

あとはその助成制度について、個人負担がかなりこういう状況で大変だということでの助成制度ですが、現在のところでは助成制度的なものははっきり言ってございません。東京電力の賠償などで対応していただくほかないのかなというふうには思っております。ただ、今言われたように今後そういう状況がかなり出てくるということであれば、状況を踏まえて、きのうもご説明したように検討するに値するかなというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 復旧課からちょっと枠はみ出ると思うのだけれども、関連しているから、東

電の賠償あたりのほうもちょっと聞いていて、賠償も、今賠償と言ったけれども、2通りあると思う。税務課のほうで家屋の仮に30年なら30年、40年なら40年につくった場面だと公共事業はないから、公共下水道は後づけだから、かかった分の申請もきつと東京電力で補償すると思うのだけれども、そこら辺のかみ合いもあるものだから、やはり町のほうで仕事量ふえると思いますけれども、よくそこら辺課内ないし関係する課で調整して、町民の打診に対してよくわかるようなパンフレットないし、つくっておいてもらえると大変に助かるのですが、それに対してはどうですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君） 今のご質問の公共下水道の宅内に関しては、賠償でいきますと家屋賠償の外交部分5%の中に含まれているという形になると考えております。

○議長（塚野芳美君） それを、ですからわかりやすく説明するような資料の作成、配布ということも問うています。

○参事兼産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君） この辺なかなかちょっとわかりにくいところありますので、広報等でお知らせしたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 要はそういう窓口になるところをということだと思っております、当然下水道事業については復旧課のほうで対応していますので、賠償担当のほうと連携して、どちらでやったら一番いいのかということも踏まえて、どちらかでは町民の窓口にならざるを得ないと思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） とにかく上下水道の供給開始も一部分始まるわけですから、始まった途端にそういう話が殺到してくると思いますので、供給開始になって使用したならば水が流れないで逆流してしまった、どうするべとか、その他もろもろ附帯するものも出てくると思いますので、確かに宅内以外の管理は一通りしたのしょうけれども、発生するもとの宅内の部分は幾ら個人の部分だといっても、やはり使用許可は町のほうで与えているわけですから、そこら辺もできれば、特に管路を発注した沿線上にある部分は見てあげるとか、供給開始になるエリアは町のほうで率先して確認してやるのか、そういうことをしないと、ひとり暮らしの年配の人もあるし、いろんな町民がいますので、今少しそこら辺町民が戻りやすく、大変でしょうけれども、骨折ってください。よろしく願いしておきます。答弁いいです。

○議長（塚野芳美君） 要望でよろしいですね。

○11番（高橋 実君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第38号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,652万2,000円とするものです。

261ページをごらんください。歳入ですが、第1款第1項分担金、第2款第1項使用料、第2項手数料、第5款第1項繰越金、第6款第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入などの項目は、存目計上として計8,000円。

第3款第1項国庫補助金2,000万円は災害復旧事業費です。

第4款第1項繰入金5億2,651万4,000円は、維持管理費及び復旧工事費、公債費などの財源として一般会計より繰り入れするものであります。

262ページをごらんください。歳出ですが、第1款第1項集落排水事業費4億6,631万2,000円は、維持管理費に係る諸経費、浄化センター修繕費及びマンホールポンプ場維持管理委託料などに1億5,930万7,000円、福島県農業集落排水事業推進協議会費に5,000円、上手岡地区の舗装復旧費及び小良ヶ浜地区污水管渠災害復旧工事費などに3億700万円。

第2款第1項公債費7,921万円は、元金償還6,125万5,000円、利子償還1,795万5,000円。

第3款第1項予備費に100万円を計上し、歳出総額5億4,652万2,000円とするものです。

次に、263ページをごらんください。第2表、債務負担行為は28年度対応の処理場と維持管理業務委託として限度額1,180万円を設定するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

268ページをお開きいただきたいと思います。268、269ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 270、271ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 272、273ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 274、275ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 276、277ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 278、279ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 280ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○発言の訂正

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（阿久津守雄君） 先ほどの11番の高橋実議員の

ご質問の中で私がお答えしたところが質問の趣旨とちょっと変わっていたしましたので、訂正させていただきます。

先ほど家財賠償と申しましたが、修理費となりますと住居確保損害のほうの賠償の中で修繕費が含まれているということをご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、議案第39号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（菅野利行君） それでは、議案第39号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計の内容についてご説明申し上げます。

当初予算は、歳入歳出それぞれ9億7,385万円を計上するものであります。

283ページをごらんください。まず、歳入ですが、第1款県支出金、第1項県負担金は、曲田土地区画整理事業地内の河川公管金として3,300万円を計上するものであります。

第2款繰入金、第1項繰入金は、9億4,084万8,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

第3款繰越金、第4款諸収入は、いずれも存目計上となります。

次に、284ページをごらんください。歳出ですが、第1款事業費、第1項事業費9億7,375万円は、主な内容としてJR常磐線富岡駅周辺の家屋移転補償費、駅前の区画道路等の調査設計委託料となります。これに第2款予備費、第1項予備費の10万円を加え、9億7,385万円を計上するものです。

説明は以上であります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

288ページをお開きいただきたいと思います。288、289ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 290、291ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 所管でしたね。

○議長（塚野芳美君） 政策的なことですか。

○4番（遠藤一善君） 違います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 292、293ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 294、295ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 曲田の現在の進捗状況と、あと今後の考え方なのですが、曲田は駅前地区が移転費を今回の予算で乗っかってきて、いよいよ工事に着手するのかなと思うのですが、3.11の事故以前の計画どおりに進めるのか、あとは開発済みの場所に民間住宅とかアパートとか随分建っています。そういう部分で若い人たちがうちつくってあそこに引っ越してきたけれども、今回の津波と原発の被害でもう戻らないという方が多分大分いるのかなと思うのです。そういう部分を持ち主が転売すれば話は別なのですが、転売しないでそのまま残ってしまうような状況が今後見られるのかなと私は思うのです。そういう部分に関しては、曲田開発の中で何らかの措置をしていかななくてはならないと思うのですが、その辺は現段階では先の考えはないですか。その辺あるとすれば、ちょっとお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） では、お答えいたします。

1点目の進捗状況につきましては、2年間ほど休止しておりましたが、その後未整備であった駅前地区4ヘクタールについて家屋の調査とか、全体の測量もやり直しておるのですが、そういったものを1年間やってまいりました。ことしの2月なのですが、最初に未整備の4ヘクタールの駅前地区の方々、茨城と郡山で現況と今後の、家屋残っていますので、あと家屋の補償についてもございますので、その辺のご説明をさせていただきました。その後、今度は全地権者をいわきと郡山で集まっていたいて、やはり2年間休止したし、今こうなっていますよ、こういう状況ですよという話をさせていただきました。

今後につきましては、それで4ヘクタールの部分の方については今一つの拠点というか、駅の再開もございまして、あそこの家屋を何とかして更地にしなければならないという部分もありますので、町のほうとしてはその方々を保留地というか、公園のほうにちょっと移っていただくような話をさせていただいて、あの辺の駅前地区を町の土地にして、駅を持ってきてそこを再開発したいというようなご説明もさせていただきました。そういう説明が終わりましたので、それに基づいて広場も、結局今の駅の上を避難道路が走るような変更は持っていますので、今度駅がちょっと移るようになります。そういったことがありますので、その辺の説明を含めて、あと変更計画の今素案の作成をしております。

す。この素案の作成がまとまれば今月の、もう間もなく間となるのですが、まとまれば曲田土地区画審議会と都市計画の審議会に状況を説明させていただくようになります。その後さらに原案の作成といたった形を進めて、今度は県のほうに協議を申し上げたいと。結局県のほうでやりますと、その後最終的には5月ごろにはもう一回うちの町の審議会を開いてというような形で、そこで計画が固まれば正式に今度は県と協議して、これも予定なので、何とも言えないのですが、5月ぐらいですか、5月下旬というか、6月ぐらいまでには県との協議を終わりたいというふうに考えています。

その後につきましては、当然それで変更の見通しがつくわけですから、今度は4ヘクタールの未整備の方の家屋の補償とその取り壊し、そういった部分に入りますので、今度は環境省とともに家屋を解体させていただくと。その中で復興交付金でやっていますので、申請をあわせてやっていく中で今度は今回上がっています委託事業、この委託事業は駅の移転とか、そういったものについての調査だったら委託するわけでございますので、そういったものを進めて、これもかなり厳しい日程ではあるのですが、来年度内を目指してその設計を終わって、その次の年に工事に入りたいといったことが主な流れになっております。

あと、2つ目なのですが、3.11以前のとおりかというご質問ですが、今申しましたようにそもそも駅の前4ヘクタールを動かしてしまいますので、既に終わっているところはあいている公園とか何かに換地しますので、その部分は変わりますが、あと公園がその分なくなってしまうという部分はありますが、基本的には駅前部分に町の土地が集まってくるといような状況でございます。

3つ目の転売とか何か、これ非常に難しい問題で私も答えにくいのですが、今町のほうで想定していますのは、今何回もお話多分出ているとは思いますが、岡内と曲田の拠点整備の話もできればそこら辺を中核拠点にしたいということでございます。ですから、一人一人の方々の転売とか、そういう状況はまだ当然つかんでいないのですが、やっぱり拠点整備の中で対応という言葉がいいのでしょうか、それは難しいのですが、そういった中で一体的に持っている方の利活用だったり、あるいは中には中核拠点なので、町の関係の建物とか入る可能性もありますので、そういった中での町づくりという形でご理解いただくしか今のところないかなと思っています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、曲田も含めて町内のそういう土地の管理の今後のあり方についてありますね。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今企画課長のほうから答弁させていただきましたが、今現在町のほうでは拠点整備ということで進めるべく27年度予算のほうから具現化したいということで考えております。今例えばアパート、それから新しくうち建てたのに、もう戻ってこないのではないかとというようなことに対しまして、個人所有者もおりますので、その辺今後の検討課題になるかと思いますが、企画課長もお話ししましたが、町の公共施設というのですか、そういうものも今後の拠点整備やって

いく上では大変重要な施設になるかと思いますので、敷地といいますか、土地の確保については精いっぱい努力してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

駅前の移転関係に関しては予算化しましたので、やっと動き始めるのかなと。ただ、本来であればもう駅前の移転の建物、ほとんど価値なしになっているのかなと思うのですが、いろいろ話聞くと3.11前の価値としてほぼ移転補償が出るというような考え方になっているみたいですので、何とかとんとん拍子に進むのかなと。けつがありませんから、もう3年しかありませんので、ぜひ富岡町の目玉になろうとしている場所ですので、今回の震災があって、津波対策とかいろんな部分もう構想は出てきておりますので、一番の拠点になろうかなと思いますので、ぜひスムーズに進んでいただければありがたいと。

あと、空き家とか、そういう問題なのですが、私も実際持っている人がどうなるかと、二、三からはもう戻る気はないなんていうのは聞いておりますが、全体的にはどういう考えかわからないものですから、できれば町のほうでその相談窓口みたいなものをつくって、というのはせっかく町で人口増を狙って開発して、開発したところに来てくれたわけですから、こういう震災が起きて、あとは知りませんよではなくて、やっぱり相談窓口的なものを開いてもらって、どうしたいか話を聞いて進めていくのが一番いいのかなと思うのです。今ここでどうのこうの議論しても始まりませんので、相手がありますので、ぜひ相談窓口的な部分をつくってほしいのです。ぜひお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） お答えします。

これまでもそうだったのですが、一人一人というわけにはいかないのですが、全体会議等も開いてもそういう悩みとかお話をいただいておりますので、できる限りは今の現状と今後についてお話しさせていただいております。ですから、今後ともやっぱり、私のほうからここで窓口と、完全にはあれなのですが、やっぱり一人一人困っているというか、悩んでいらっしゃるのもあるので、できる限りそういう悩みを聞いたり、お話をさせていただくような機会は設けたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも補足してご説明させていただきます。

区画整理事業についての説明会、私も先週、先々週ですか、いわき、郡山会場挨拶と、あと皆さん最後まで意見を伺いました。まず、考え方については間違いなく町の目玉、中核拠点として、あとはJR富岡駅との関係でここは本当に双葉郡全体の復興の鍵を握る非常に重要な地域であると考えておりますので、その点についてはもう一度役場内で意識を統一してしっかりとやっていきたいとい

うふうに思います。

今ご質問あった地権者の方々は、やはり町の計画として曲田の区域内をどうゾーニングするのだと、利用計画とかあるのかどうかという、まさに議員ご質問のご懸念はかなり持っていらっしやいまして、実際会社さんから使いたいだけけれどもという声がかかっていたり、あるいはそういうこと一切なくずっと放置されていても、いろいろな問題あると思いますので、まず曲田は曲田の30年以内に区画整理は進めますが、土地利用のあり方、拠点の魅力ある整備に向けて、皆さんと連携しながら進めていきたいと。

あと、窓口に関しては今課長申し上げましたように既に基本地権者さんとの窓口はしっかり連携しながら担当職員がやっていますので、あと対外的にも広くわかりやすい窓口というようなことは引き続き検討して対応してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時30分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時18分）

再 開 （午後 2時29分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第40号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第40号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計当初予算の内容についてご説明をさせていただきます。

今回の予算は、震災により避難が長期化する状況下で要支援や要介護者の認定者には落ちつきが見られるものの、サービス利用者数の増が見込まれ、前年度に比べ、率で14.5%、1億8,937万1,000円の増となり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億9,716万9,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。299ページをごらんください。第1款の保険料、第1項介護保険料は、現年度分及び滞納徴収分として2,000円を存目計上するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、証明手数料及び督促手数料として2,000円を存目計上しております。

第3款国庫支出金の合計額6億6,584万円の内訳は、第1項の国庫負担金が介護給付費負担金として2億2,951万7,000円、第2項の国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金、そして被災による被保険者の保険料の減免措置に対する財政支援の延長によりまして、災害臨時特例補助金として4億3,632万3,000円を計上しております。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として3億7,175万3,000円を計上しております。

第5款県支出金の合計額1億8,538万7,000円の内訳は、第1項県負担金が介護給付費負担金として1億8,267万7,000円、第2項県補助金が地域支援事業交付金として271万円を計上しております。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、利子及び配当金として4万1,000円を計上しております。

第7款繰入金の合計額2億7,413万8,000円の内訳は、第1項他会計繰入金が一般会計から介護給付費及び職員給与費として2億3,825万7,000円を繰り入れするものです。

第2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として3,588万1,000円を繰り入れするものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は1,000円を存目計上しております。

300ページをごらんください。第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料及び第2項預金利子はそれぞれ1,000円を存目計上しております。

また、第3項雑入は、第三者納付金返納金で3,000円を存目計上しております。

以上、歳入合計14億9,716万9,000円となったものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。301ページをごらんください。第1款の総務費合計6,998万4,000円の内訳は、第1項総務管理費が一般管理費及び職員給与費の経費として5,356万3,000円、第2項徴収費は保険料の賦課徴収費用に係る経費として60万9,000円、第3項運営協議会費は事務諸経費として3,000円を存目計上しております。第4項介護認定審査会費は、認定審査に係る経費として1,580万9,000円を計上しております。

第2款保険給付費13億9,573万7,000円の内訳は、第1項介護サービス等諸費が介護認定者の保険給

付費分として12億6,936万2,000円、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者に対する保険給付分として6,634万6,000円、第3項その他の諸費は審査支払手数料として111万5,000円、第4項高額介護サービス等諸費は給付費として2,000円を存目計上、第5項特定入所者介護サービス等費は特定入所者に対する給付費として5,891万円、第6項高額医療合算介護サービス費は給付費として2,000円を存目計上しております。

第3款地域支援事業費3,036万7,000円の内訳は、第1項介護予防事業費が高齢者施策事業費として1,362万円、第2項包括的支援事業費が包括支援事業等に係る人件費等の経費として1,674万7,000円を計上しております。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、利子積立金として5万3,000円を計上しております。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、第1号被保険者の過年度還付金、加算金、償還金として2万6,000円。302ページに移りまして、第2項延滞金及び第3項繰出金はそれぞれ1,000円を存目計上しております。

第6款予備費、第1項予備費は歳入歳出調整のため100万円を計上し、歳出合計を14億9,716万9,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

歳入の部から入ります。

306ページをお開きいただきたいと思います。306、307ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 308、309ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 310、311ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 312、313ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 314、315ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 316、317ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 318、319ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 320、321ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 322、323ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 324、325ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 326、327ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 328、329ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 330、331ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 332、333ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 334、335ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 336、337ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 住民帰還に向けての環境整備の一環でございますが、帰還する住民は非常に高齢者の率が高いということで特養、この整備は必要不可欠かと思っております。その中で具体的には館山荘の復活、同じ場所でないにしても、あるいは新たに地域密着型の養護施設ですか、この設置はぜひ必要だと思っておりますが、その場合伸生双葉会が人員等でなかなか対応できないという場合はときわ会とか、あるいは南東北病院ですか、そういった大きな組織を相手にして、それで場合によってはつくるのもやむを得ないのかなと私思いますけれども、その辺どのように考えているかお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） ご質問にお答えいたします。

確かに今回特養の整備に当たりましてはいろいろと問題がございました。特養の規模、それから運営の方法とかいろいろ検討しなくてはいけない部分がたくさんあると思っておりますけれども、基本的には富岡町に帰還をする住民にとっては必ず必要になる施設だと考えておりますので、その運営母体についてはいろんな法人、医療法人も含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 今具体的にいろいろ運営法人については検討していきたいという答弁いただきましたので、非常にありがとうございます。

例えばそういった施設は、隣接町村などにあっても、今までの館山荘のように富岡の町民が優先的に入れるような施設といたしますか、それに館山荘とか今言ったような地域密着型の小規模の施設、そういったものができることが望ましいと考えておりますので、最大限それに向けて努力していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 要望でよろしいですね。

○8番（渡辺英博君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（伏見克彦君） それでは、議案第41号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の内容についてご説明を申し上げます。

339ページをごらんください。今回の予算は、保険料一部負担金の免除が継続されるものとして編成しております。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,277万3,000円とするもので、前年度との比較において5%、157万4,000円の増となっております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。341ページをごらんください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料は、免除措置の継続により存目で3,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、納付証明及び督促手数料として存目で2,000円を計上

しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、一般管理費等の事務費繰入金258万2,000円及び保険基盤安定繰入金3,017万9,000円を合わせて、前年比5.4%、166万8,000円増の3,276万1,000円を計上しております。

第4款第1項繰越金は、存目で1,000円を計上しております。

第5款諸収入6,000円は、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項償還金及び還付加算金、第3項預金利子、第4項雑入、全て存目計上といたしたもので、歳入合計は3,277万3,000円となったものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。342ページをごらんください。第1款総務費は、第1項総務管理費において一般管理費の事務諸経費169万3,000円を計上し、第2項徴収費において徴収に係る事務経費として88万9,000円を計上し、総額258万2,000円となったものでございます。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合への納付金といたしまして、前年比3%、89万3,000円増の3,018万2,000円を計上しております。

第3款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金及び第2項繰出金ともに存目で3,000円を計上しております。

第4款第1項予備費に6,000円を計上し、歳出合計を3,277万3,000円といたしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

歳入の部から入ります。

346ページをお開きいただきたいと思います。346、347ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 348、349ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 350、351ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 352、353ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第42号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

大玉村仮設診療所の平成27年度の運営は、26年度に医師1名の退職により週2日の内科診療となりますが、継続診療を行うため、歳入歳出の予算総額は前年に比べ22万3,000円の減の歳入歳出それぞれ3,254万3,000円とするものでございます。

それでは、357ページをごらんください。最初に、歳入についてご説明いたします。第1款使用料及び手数料の合計額767万円の内訳は、第1項使用料が内科外来等収入を見込み、766万9,000円を計上し、第2項手数料は内科外来分の文書料として1,000円を存目計上するものでございます。

第2款県支出金、第1項県補助金は、地域医療復興事業補助金として350万円を見込み計上しております。

第3款繰入金、第1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として前年度より282万2,000円減の2,137万1,000円を計上するものです。

第4款繰越金、第1項繰越金及び第5款諸収入、第2項預金利子については、それぞれ1,000円を存目計上とし、歳入合計を3,254万3,000円といたすものであります。

358ページをごらんください。次に、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費は、職員給与費及び医師等報酬、そして負担金や医薬材料費など診療所の管理費として3,154万2,000円を計上しております。

第2款予備費、第1項予備費は、歳入歳出調整のために100万円を計上、第2款諸支出金、第1項繰出金は1,000円を存目計上し、歳出合計を3,254万3,000円といたすものであります。

ご説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

歳入の部から入ります。

362ページをお開きいただきたいと思います。362、363ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 364、365ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 366、367ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 368、369ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 370、371ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 372、373ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第43号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

当事業は、介護予防マネジメント、総合相談と支援、権利擁護等の包括支援事業や要支援の方々のサービス計画を作成する事業であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ648万円とするものです。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。377ページをごらんください。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金は、計画策定収入金として597万8,000円を計上しております。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金として50万円を計上しております。

第3款繰越金、第1項繰越金及び第4款諸収入、第1項雑入につきましては、それぞれ1,000円を存目計上し、歳入合計を648万円といたすものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。378ページをごらんください。第1款の介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス計画事業費は、計画作成委託料として597万9,000円を計上いたすものです。

第3款諸支出金、第1項繰出金は1,000円を存目計上、第4款予備費、第1項予備費につきましては歳入歳出調整のため50万円を計上し、歳出合計を648万円といたすものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

歳入の部から入ります。

382ページをお開きいただきたいと思います。382、383ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 384、385ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたします。休議の中で各委員会を開いていただきたいと思います。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。

この後直ちに1階会議室において、まず最初に総務常任委員会、産業復興常任委員会を開催していただき、その後原子力発電所等に関する特別委員会の開催をお願いします。終わりましたら議会報編集特別委員会、最後に議会運営委員会の順で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、3時15分まで休議いたします。

休 議 (午後 2時58分)

再 開 (午後 3時14分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○委員会報告

○議長(塚野芳美君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

4番、遠藤一善君。

〔総務常任委員会委員長(遠藤一善君)登壇〕

○総務常任委員会委員長(遠藤一善君) 報告第6号、平成27年3月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、3月13日午後3時00分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)いわき支所に関する件、(3)企画課に関する件、(4)税務課に関する件、(5)健康福祉課に関する件、(6)住民課に関する件、(7)教育委員会に関する件、(8)出納室に関する件、(9)議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、6名、欠席委員、1人、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま総務常任委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

12番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告7号、平成27年3月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、3月13日午後3時1分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 復旧課に関する件、(2) 復興推進課に関する件、(3) 農業委員会に関する件、(4) 産業振興課に関する件、(5) 生活環境課に関する件、(6) 生活支援課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第8号、平成27年3月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、3月13日午後3時4分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査

の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） 報告第9号、平成27年3月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、3月13日午後3時2分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） 報告第10号、平成27年3月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、3月13日午後3時1分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、12名、欠席委員、1名、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上、報告します。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、山本育男君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

内容の説明について、1番、山本育男君より説明を求めます。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成27年第3回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 3時24分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成27年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 早 川 恒 久

議 員 遠 藤 一 善